

令和7年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和7(2025)年6月  
岐阜医療科学大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的	6
基準 2. 内部質保証	11
基準 3. 学生	18
基準 4. 教育課程	48
基準 5. 教員・職員	77
基準 6. 経営・管理と財務	86
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	94
基準 A. 地域連携・社会貢献	94
V. 特記事項	96
VI. 法令等の遵守状況一覧	97
VII. エビデンス集一覧	114
エビデンス集（データ編）一覧	114
エビデンス集（資料編）一覧	114

## Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神と基本理念

岐阜医療科学大学（以下「本学」という。）の歴史は、昭和40(1965)年、神野浅義理事長により創立された学校法人江南自動車高等整備学校（昭和42(1967)年に学校法人神野学園（以下「学園」という。）として寄附行為の変更認可）が、昭和48(1973)年4月に国際医学総合技術学院（昭和47(1972)年臨床検査技師養成所として指定）を岐阜県関市に設置したことに始まる。昭和49(1974)年には診療放射線技師養成所の指定を受け、その後、昭和58(1983)年に岐阜医療技術短期大学（衛生技術学科・診療放射線技術学科）を開学、平成3（1991）年には看護学科を開設して現在の基礎を築いた。さらには、医学の進歩とともに医療界で求められる高度な知識と技術をもった質の高い人材育成のため、平成18(2006)年、高度な医療技術者を育成する高等教育機関として本学を開学した。

また、平成30(2018)年に看護学部看護学科を開設し、平成31(2019)年に岐阜県可児市に新たにキャンパスを設置、令和2（2020）年4月に同キャンパス内に薬学部薬学科を開設した。

本学の建学の精神は、本法人の建学の精神そのものであり「優れた技術は、人に幸福をもたらし、誤れる技術は、人に災いをもたらす。技術は人が造るなり、故に技術者たる前によき人間たれ」である。現在、本法人には三つの技術者養成の学校（岐阜医療科学大学、中日本自動車短期大学、中日本航空専門学校）があり、この建学の精神に基づき、各々の専門分野で人間性豊かな技術者を育成している。

### 2. 目的と使命

本学は建学の精神に基づき、学部においてはその目的を「岐阜医療科学大学 学則」第1条に「教育基本法及び学校教育法に基づき、人間の尊重を基本として、豊かな人間性の涵養と保健医療に関する科学分野の教育研究を行い、学術文化の向上に寄与するとともに、地域社会において広く活躍できる人材を育成することを目的とする。」と定めている。また、大学院においてはその目的を「岐阜医療科学大学大学院学則」第1条に「岐阜医療科学大学大学院（以下、「本大学院」という）は、本学保健科学部・看護学部（以下、「本学学部」という）における教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって保健・医療の発展と人類の福祉に貢献すると共に、人間性、国際性、学際性に富む、有為の人材を育成することを目的とする。」と定めている。多くの学生が卒業後に就職する医療現場においては、医療施設や在宅での優れた医療活動はもちろんのこと、疾病予防や保健指導など、健常者を穏やかな生活に導くためにも、幅広くかつ高度な知識と最先端の技術を理解する力、人間愛に基づく実践力が要求されており、本学はこのような能力を備えた医療技術者を育成している。

また、医療の更なる発展と社会への貢献を目指し、各分野において優れた研究成果を挙げることにより、真理の探究と知の創造に寄与する。さらに、種々の社会活動に参画して、大学が保有する知的、物的資源を活用することにより、地域を中心とする社会の発展に寄与することを使命としており、それに基づく教育目的も定めている。

## 岐阜医療科学大学

### 保健科学部の教育目的

#### 保健科学部

- ・地域医療に貢献する医療人の一員として、保健医療の現場で主体的に活躍できる臨床検査技師・診療放射線技師を育成する。
- ・豊かな人間性と高い倫理観、専門性ならびに国際感覚を身につけ、社会で求められる多様な役割を果たすことが出来る臨床検査技師・診療放射線技師を育成する。
- ・臨床検査学もしくは放射線技術学の進歩に積極的に対応し、様々な状況に対応できる優れた判断能力および管理能力を備え、チーム医療の一員として高い技術とコミュニケーション能力を発揮できる臨床検査技師・診療放射線技師を育成する。

#### 臨床検査学科

- ・生命を守る医療現場の一員としての自覚を持ち、臨床検査のスペシャリストとして必要な知識、技能、人間性を育む。
- ・検査を受ける人の気持ちが理解できる臨床検査技師を育成する。
- ・医療現場での実践を通じて、臨床検査の立場からチーム医療ができる技量と自覚を身につける。

#### 放射線技術学科

- ・保健科学を通して豊かな感性と確かな知性を育み、放射線医療における倫理性と独創性を持って人間に対する包括的な理解を深める。
- ・幅広い理数系の基礎的知識と高度な医学的知識を背景に、医療における放射線分野の専門技術を習得する。
- ・質の高い医療を目指し、目的を達成する強い意思と理工学の技術を医療に応用する実践力を養い、チーム医療に必要な対話能力ならびに自主性を育成する。

### 看護学部の教育目的

#### 看護学部

- ・地域医療に貢献する医療人の一員として、保健・医療・福祉の現場で主体的に活躍できる看護師・保健師を育成する。
- ・豊かな人間性と高い倫理観、専門性ならびに国際感覚を身につけ、社会で求められる多様な役割を果たすことが出来る看護師・保健師を育成する。
- ・医療技術の多様化・高度化に積極的に対応し、様々な状況に対応できる優れた判断能力および管理能力を備え、チーム医療の一員として高い技術とコミュニケーション能力を発揮できる看護師・保健師を育成する。

### 薬学部の教育目的

#### 薬学部

- ・地域医療に貢献する医療人の一員として、保健医療の現場で主体的に活躍できる薬剤師を育成する。
- ・高い倫理観と専門性並びに国際感覚を身につけ、社会の多様な役割を果たすことができる薬剤師を育成する。

- ・医療・薬物療法の進歩に応じた薬剤師としての職能の多様化に積極的に対応し、チーム医療の一員として高い技術とコミュニケーション能力を発揮できる薬剤師を育成する。

#### 助産学専攻科の教育目的

##### 助産学専攻科

- ・人間性豊かで対象の生命・人格を尊重できる誠実な助産師を育成する。
- ・母子の社会環境の変化や、産科医療の高度化並びに助産ケアの多様化に対応できる知識と技術を身に付ける。
- ・きめ細かい助産活動が展開でき、母子保健の向上に寄与できる人材を育成する。

#### 大学院 保健医療学研究科の教育目的

##### 大学院保健医療学研究科

- ・地域保健医療推進のため重要な「在宅」、「高齢者」、「母子」、「医療連携」それぞれの分野において、個人の持つ専門性を多職種連携の視点から伸長させ、高い専門能力をチーム医療で発揮できる高度医療専門職を育成する。

### 3. 本学の個性と特色

建学の精神「技術者たる前によき人間たれ」に基盤を置き、人間性が豊かで高度な専門能力を有する医療技術者を育成するため、建学の精神に示されている「人間性」に加え、グローバル化する社会に対応するための「国際性」、チーム医療において専門職種相互の理解を深めるための「学際性」を育むことを教育目的として、今後の社会に貢献する心豊かな人材育成を目指している。本学は専門学校設立時より一貫して優れた医療技術者の育成を使命としており、これまで多くの医療技術者を輩出してきた。現在、本学が育成する医療技術者は臨床検査技師、診療放射線技師、看護師、保健師、助産師、薬剤師であり、すべての職において国家資格を要するため、国家資格試験の合格は、本学の使命・目的の達成において最重要項目の一つとなっている。

また、以下のようなきめ細やかな教育、学生指導によってそれぞれの学生に合わせた教育付加価値及び人間性の育成を行っている。

- 1) 入学予定者に対し「基礎科目」(数学・物理・化学・生物・国語・英語)のオリジナルテキストを配布し、入学前の課題としている。
- 2) 全学科とも「基礎分野」のカリキュラムに「数学」「物理学」「化学」「生物学」を選択科目として配し、入学オリエンテーション時に行う「基礎学力診断テスト」の結果に基づき、履修指導を行っている。さらに、基礎学力不足の学生を対象に「数学」「物理」「化学」「生物」「英語」について学内教員による補講や個別指導を実施している。また、大学での学びの方法を履修する「アカデミック基礎セミナー」が全学科において必修科目となっている。
- 3) 全学部の入学生は、入学式直後に合同で1泊2日の1年生研修会(交流会)に参加し、学生間のコミュニケーション力を短期間で養う時間を設定するとともに、教員と学生と

の間のコミュニケーションについても、この機会を通して、教員が身近な存在になるようなプログラムを組んでいる。この研修会では、将来目指す分野の仕事の内容について各学科の教員が分かりやすく説明し、職業意識の導入を行っている。

また、学外講師を招いて SNS(Social networking service)の危険性について特別講義も実施した。

- 4) 各学科各学年を2クラスに分け、担任制度を採用している。入学直後に行う基礎学力診断テスト及び前期定期試験の結果を踏まえた面談を実施し、本学での学習に関するフォローや学生生活への助言を行う。その後も随時面談を実施して、学修、生活、精神面等について状況を把握し、各種助言・支援活動を行っている。
- 5) 三者懇談会を2年次と4年次に実施し、2年次生は学生の専門教育が始まった段階での対応について、保健科学部及び看護学部4年次生は3年間の実績を基に最終学年での学修・生活等について、薬学部4年次生は、薬学共用試験や実務実習に向けた心構えについて、助言と情報交換を行っている。
- 6) 本学は二学期制を採用しており、学期終了後の成績表に担任がコメントを記し、本人と保護者に送付する。担任は学生支援の他、保護者からの種々の質問に対する窓口となっている。
- 7) 就職については、保健科学部及び看護学部の3年次に就活用メイクアップ、スーツ着こなし、就職マナー、履歴書対策、小論文対策、面接対策等についてのガイダンスを実施している。また適性検査対策として模擬試験の実施、対策講座としてオンデマンド動画を配信した。

また4年次にはハローワーク職員による履歴書添削、教員による模擬面接を実施した。利用率は、履歴書添削約5%、模擬面接約60%であった。これに加えて令和8(2026)年3月に卒業する薬学科1期生(5年次生)のために、就職準備セミナー、業界研究、「履歴書・エントリーシート対策、面接・マナー対策」のための講演を行った。
- 8) 学務システムの中で、学生と教員が授業科目毎に Web を通じて双方向に学習できる本学独自のポータルサイトを開設している。授業支援の他に、授業における各種希望調査、授業評価アンケート等にも活用され大きな効果をあげている。また、「お知らせ」はスマートフォン等の携帯端末へメール配信されることから、学生への連絡ツールとしても活用されている。
- 9) 各学科の会議は月一回程度行われ、学生の状況について、担任に加え教科担当者からも情報提供され、学科教員が実情を共有した上で学生の指導に同一方向性を持って当たっている。
- 10) 毎年、国際性を養うため、希望する学生を募りフィリピン短期留学、ハワイ短期留学、オーストラリア短期留学を実施している。現地の提携校での授業だけでなく、ホームステイなどで現地の生活や文化に触れる機会を設けている。物価高や円安による費用高騰の影響もあり、令和6(2024)年度は参加を希望する学生が少なく、オーストラリア短期留学に18人が参加したが、フィリピン語学研修、ハワイ短期留学は、希望者が最低催行人数に満たなかったため中止となった。

岐阜医療科学大学

Ⅱ. 沿革

昭和 48 年	4 月	国際医学総合技術学院 開校(臨床検査技師科)
昭和 49 年	4 月	国際医学総合技術学院診療放射線技師科 開設
昭和 58 年	1 月	岐阜医療技術短期大学 設置認可
昭和 58 年	4 月	岐阜医療技術短期大学 開学(衛生技術学科・診療放射線技術学科)
昭和 60 年	3 月	国際医学総合技術学院 閉校
平成 2 年	12 月	岐阜医療技術短期大学看護学科 設置認可
平成 3 年	4 月	岐阜医療技術短期大学看護学科 開設
平成 10 年	12 月	岐阜医療技術短期大学専攻科地域看護学専攻・助産学専攻 設置認可
平成 11 年	4 月	岐阜医療技術短期大学専攻科地域看護学専攻・助産学専攻 開設
平成 12 年	2 月	岐阜医療技術短期大学専攻科地域看護学専攻・助産学専攻 大学評価・学位授与機構認定
平成 17 年	12 月	岐阜医療科学大学 設置認可
平成 18 年	4 月	岐阜医療科学大学 開学(保健科学部衛生技術学科・保健科学部放射線技術学科・保健科学部看護学科)
平成 21 年	3 月	岐阜医療技術短期大学 閉学
平成 21 年	4 月	岐阜医療科学大学助産学専攻科 開設
平成 24 年	4 月	保健科学部衛生技術学科を保健科学部臨床検査学科に名称変更
平成 27 年	8 月	岐阜医療科学大学大学院 設置認可
平成 28 年	4 月	岐阜医療科学大学大学院保健医療学研究科 開設
平成 30 年	4 月	岐阜医療科学大学看護学部看護学科 開設 保健科学部看護学科 募集停止
平成 31 年	4 月	岐阜医療科学大学可児キャンパス 開設
令和元年	9 月	岐阜医療科学大学薬学部薬学科 設置認可
令和 2 年	4 月	岐阜医療科学大学薬学部薬学科 開設
令和 4 年	3 月	保健科学部看護学科 廃科

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的

##### 1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

###### ①学内外への周知

###### ②中期的な計画への反映

###### ③三つのポリシーへの反映

###### ④教育研究組織の構成との整合性

###### ⑤変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### ①学内外への周知

本学は国際医学総合技術学院の開校以来、「技術者たる前によき人間たれ」という建学の精神に基づき、人間性豊かな医療技術者を養成する大学として多くの卒業生を輩出してきた。この歴史は本学が4年制大学として開学する際に使命・目的に反映され、大学学則により明文化されている。また、教育目的として、建学の精神に示されている「人間性」に加え、グローバル化する社会に対応するための「国際性」、チーム医療において専門職種相互の理解を深めるための「学際性」の三つを育み、社会に貢献する心豊かな人材育成を目指し、以下の場で学内外に示している。

- 1) 大学案内の学長挨拶文において、建学の精神、教育目的を説明している。また、大学院についても大学院案内で教育目的を記載している。【1-1-a】
- 2) 本館入口、講堂ステージ横、大会議室、各講義室に建学の精神を掲示している。
- 3) 入学者選抜学生募集要項の冒頭において、建学の精神、教育目的を記載し、周知している。【1-1-b】
- 4) 入学式、卒業式において学長式辞、及び理事長告辞の中で学生、保護者、教職員へ意義を説明している。
- 5) 例年入学式後のオリエンテーションにおいて、教務部長、学生部長から学生、保護者に説明している。【1-1-c】
- 6) 建学の精神と教育目的は学生便覧の冒頭に記載し、学生のオリエンテーションで解説している。【1-1-d】
- 7) 三者懇談会において、学生及び保護者に学長、研究科長、学科長、学科教員より説明している。
- 8) 本学ホームページにおいて、本学の建学の精神、教育目的、各学科・専攻科及び大学院教育目的を公表している。
- 9) 毎年度各学部・学科・専攻科では、臨地・臨床実習先の指導者を集めて連絡会議を実施し当該年度の実習指導依頼のほか、実習計画、実習にあたっての教育方針・目的はもとよりキャリア教育としての取組みについても説明している。

## ②中期的な計画への反映

建学の精神と教育目的を反映させた本学園の中長期計画基本方針に基づき以下の 10 項目の目標・課題を柱にして部門（法人本部、岐阜医療科学大学、中日本自動車短期大学、中日本航空専門学校）ごとに計画を策定している。【1-1-e】

- 1) 育成する人材像と教育目標
- 2) 本学の現況と中長期の課題
- 3) 教育改革と質保証及び研究の推進
- 4) 学生支援の充実
- 5) 財政基盤の安定化
- 6) 入学定員の安定的確保
- 7) 人事・組織運営体制の改革
- 8) 教育環境整備
- 9) 国際交流の推進
- 10) 産官学・地域連携の推進

## ③三つのポリシーへの反映

本学は、建学の精神「技術者たる前によき人間たれ」を具現化するため、ディプロマ・ポリシーでは「知識・理解」、「思考・判断」、「関心・意欲」、「態度」、「技能・表現」の5分野について卒業までに身に付けるべき資質を定めている。また、カリキュラム・ポリシーについては建学の精神、目的、教育目標、ディプロマ・ポリシーに基づく教育目的の達成するためのカリキュラム編成について定めている。さらに、これらを基にアドミッション・ポリシーを定め、求める学生像を示している。このように三つのポリシーは、建学の精神である「技術者たる前に良き人間たれ」を具現化するために一貫性のあるものとして定められている。【1-1-f】【1-1-g】【1-1-h】【1-1-i】

## ④教育研究組織の構成との整合性

本学では、学校教育法第85条、大学設置基準第3条・第4条、大学院設置基準第5条・第6条、「学校法人神野学園 寄附行為」第4条、大学学則第4条及び大学院学則第2条の規定に基づき、大学学則第1条及び大学院学則第1条に定める教育研究上の目的を達成するための教育研究組織として、3学部4学科1専攻科（保健科学部、看護学部、薬学部、助産学専攻科）及び1研究科（保健医療学研究科）を設置している。【1-1-j】

また、本学の使命、教育・研究目的等の実現のため、以下のとおり各種センターを設置し取り組んでいる。

名称	目的
教育支援センター	学生の基礎教育分野及び国家試験対策の支援
研究支援センター	研究活動を推進、支援
FD・SDセンター	FD 及び SD 活動の推進
超音波検査教育・研究センター	超音波検査に関する環境を効果的に維持・管理・運用し、教育・研究及び地域連携に貢献する。

臨床薬学教育センター	薬学部の教育における臨床薬学教育の実施体制を整備・充実を図り優れた薬剤師を育成するため
薬剤師国試対策センター	薬学部における国家試験に関する事項を審議し、その対策を講ずる。
地域連携センター	本学が所有している人的・物的資源を積極的に提供し、地域社会における本学の責務を果たす。本センターの活動拠点として「なないろルーム」を置いている。
高大連携センター	高大連携事業を通じて本学の社会的評価及び認知度を向上させる。
国際交流センター	学生の海外留学や外国人留学生の受入、海外研究者の受入等、学生や学術の交流を図る。

その他、「保健管理センター」「情報処理センター」を設置している。

図書館は、本学における教育研究活動を支える様々な資料情報を収集し、保存する拠点として設置している。

## ⑤変化への対応

本学は、医学の進歩とともに医療界で求められる高度な知識と技術をもった質の高い人材育成のため、平成 18(2006)年度に短期大学から大学へ改組を行った。本学の使命・目的及び教育目的はこの時に策定され、現在に至る。平成 24(2012)年度に本学の教育目的と各学科・専攻科の教育目的を明文化した。また、平成 28(2016)年度、大学院保健医療学研究科の開設に合わせ大学院学則を定め、大学院教育目的も規定した。

平成 30(2018)年 4 月には、従来の保健科学部看護学科を募集停止し、新たに看護学部看護学科を開設した。それに合わせて平成 30(2018)年 6 月に各学部の教育目的を新たに設定すると共に、各学部の三つのポリシーを改正した。

さらに令和 2 (2020)年に薬学部薬学科開設に伴い、薬学部の三つのポリシーを設定した。

これまでも社会のニーズと医療現場の要請に応えるため、改組を行ってきたが、今後も本学の使命・目的を達成するため、全学一丸となって変化へ対応すべく取り組む。

### エビデンス集・資料編

- 【1-1-a】 岐阜医療科学大学 GUIDE BOOK 2025
- 【1-1-b】 2025 年度 入学者選抜 学生募集要項
- 【1-1-c】 令和 6 年度新入生オリエンテーション資料
- 【1-1-d】 学生便覧
- 【1-1-e】 中長期計画 令和 2 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
- 【1-1-f】 岐阜医療科学大学 アドミッション・ポリシー
- 【1-1-g】 岐阜医療科学大学 ディプロマ・ポリシー
- 【1-1-h】 岐阜医療科学大学 カリキュラム・ポリシー
- 【1-1-i】 学校法人神野学園 寄附行為

【1-1-j】岐阜医療科学大学 組織図

【基準1の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

【三者懇談会】

三者懇談会を2年次と4年次に実施し、2年次生は学生の専門教育が始まった段階での対応について、4年次生は3年間の実績を基に最終学年での学修・生活等について、学生の所属する学科の教員から、学生・保護者に対して助言と情報交換を行う。令和6(2024)年度の出席率は、臨床検査学科2年生78.4%(80人/102人)、4年生85.2%(69人/81人)、放射線技術学科2年生91.8%(101人/110人)、4年生81.6%(84人/103人)、看護学科2年生99.0%(104人/105人)、4年生90.7%(88人/97人)、薬学科2年生92.0%(69人/75人)、4年生86.0%(49人/57人)であった。各学科共に出席率が78%以上となっており、学生・保護者の関心の高い行事となっている。

【国際交流の推進】

毎年、国際性を養うため、希望する学生を募りフィリピン、ハワイ、オーストラリアにおいて短期留学を実施している。現地の提携校での授業だけでなく、ホームステイなどで現地の生活や文化に触れる機会を設けている。オーストラリア短期留学には18人が参加する盛況な行事となった。

【地域連携の推進】

「地域連携センター」の活動拠点として、地域住民の健康寿命の延伸や女性のライフサイクルに応じた支援、すべての世代の方の健康サポートを目的として設置している「なないろルーム」では、次の事項に係る事業を運営している。

- 1) 地域の健康増進関連イベントへの参画。
- 2) 地域社会における健康意識の向上を目的とした公開講座を開催。
- 3) 地域住民向けの健康増進プログラムなどの開発と実践。
- 4) 地域の施設での出前講義の開催、地域との密接な健康活動環境づくり。
- 5) 上記の各種業務を通じて、地域社会における本学の認知度を向上させる活動。

令和6(2024)年度の活動実績は、思春期、妊産婦、子育て期、更年期の女性を対象としサポート件数が8件、心身の健康についての心配ごとのサポート件数が45件、育児相談に関するサポート件数が7件、本学の教員がそれぞれの専門性を活かして講義を行う公開講座の開催回数が14回、(参加者数1,039人)、これからパパとママになれる方を対象に、妊娠から分娩について学んだり、沐浴の練習を行ったりするパピママ教室の開催回数が3回(参加件数24件)となっている。その他にも、キャンパスのある関市や可児市及びその周辺市町村を対象に、地域の生涯学習施設等に赴き、本学教員が専門性を活かした講義を行う「おでかけなないろ講座」、認知症になる一歩手前のMCI(軽度認知障害)からの脱出を目的に行っている「脳活教室」等、地域と密着した健康増進活動を積極的に展開している。

## (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

### 【国際交流の推進】

本学教育目標「人間性・国際性・学際性」のうち「国際性」に関する教育の一環として、フィリピン・オーストラリア・ハワイの短期留学先を確保している。このうち、フィリピンに関しては、神野学園全体として契約・実施を行っているものであり、教育目標のひとつである「学際性」も担っている。

令和6年度においても、3か国全ての短期留学を計画し、学生が夏季休暇となる9月に例年実施しているフィリピン・オーストラリアについては5月上旬に全学科の学生に説明会を行い、周知した。

オーストラリアについては18人の申し込みがあったため、9月7日～18日にかけて実施した。現地では「人間性」も向上させるべくホームステイを行い、現地の生活習慣、英語でのコミュニケーションを学んだ。各学科がカリキュラム・ポリシーに掲げる「コミュニケーション能力」の向上に貢献できたものと考えられる。ひいてはディプロマ・ポリシーに掲げる国際感覚にもつながっている教育を実践できたものと考えられる。

フィリピンに関しては、申込が4人のみであり、最少催行人員10人に満たず、今回は中止とした。

## (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

### 【国際交流の推進】

実施できたオーストラリア留学については、円安・物価高騰による高額参加費となったが、現地研修の一部を通常授業に置き換える、移動をチャーターバスではなく、公共交通機関を利用する、といった対策によってできる限り参加費を抑えることができた。

いずれの留学先も今後参加者の減少が懸念される状況であるため、7年度は入学式・各学科、学年の年度当初ガイダンス、三者懇談会といった学生及びその家族が多く集まる行事において、より詳細な利点の案内を行っていく。また、オープンキャンパスや入学説明会といった入学前の行事においても、本学に少しでも関心のある学生・家族に留学の紹介、利点の説明などを行う。

## 基準 2. 内部質保証

### 2-1. 内部質保証の組織体制

#### ①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、平成 31(2019)年 3 月に「内部質保証に関する方針」「内部質保証委員会規程」を制定した。

「内部質保証に関する方針」では「1 内部質保証の体制」「2 自己点検・評価の実施」「3 外部評価による検証」「4 情報公開の推進」について明文化した。

また、令和 3 (2021)年度より、教学マネジメントを更に強化する為、「教育執行部会」を廃止し、「内部質保証委員会」に統合した。それに伴い、「内部質保証委員会規程」を改正した。主な改正内容は、委員会の趣旨を「本学の内部質保証、教育課程の編成等に関する全学的な方針の策定、教学効果の検証や評価等（以下「教学マネジメント」という。）ならびに（中略）必要な事項を審議するため、内部質保証委員会（以下「委員会」という。）を置く。」とし明確化した。また、旧規程に対し、審議事項に以下の項目

- 1) 内部質保証に関する方針に掲げる事項に関すること
- 2) 自己点検・評価の方針、点検項目に関すること
- 3) 教学マネジメントに関すること
- 4) 学生の学修実態、学修成果等の把握と可視化に関すること
- 5) FD・SD 活動の方針に関すること

を追加し、内部質保証体制を構築し全学的に質保証の向上を図っている。【2-1-1】【2-1-3】

### 2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

#### ①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

#### ②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

##### (1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

##### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、「自己点検・評価委員会規程」に基づき「自己点検・評価委員会」を設置し、自己点検・評価を毎年度行っている。【2-2-1】

まとめられた自己点検・評価報告書は、「内部質保証委員会」に報告され、改善点の実施についての検討を行っている。

令和元(2019)年度に「外部評価に関する規程」を制定し、令和 2 (2020)年度から令和 6 (2024)年度まで毎年実施している。【2-2-2】

外部評価委員は、大学所在地の教育委員会、企業、卒業生の就職先の病院から各 1 人の

3人で構成されている。(令和3(2021)年度は教育委員会を除く2人で構成)評価方法は、本学の自己点検報告書による書面での審査及びエビデンスの確認のための訪問調査にて審査を行っている。その結果を外部評価報告書として学長に提出している。

自己点検・評価報告書及び外部評価報告書は本学ホームページに公開しており、常時閲覧可能となっている。

## ②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

自己点検・評価の実施にあたっては、各学部長、各学科長、専攻科長、研究科長、関係委員会委員長、学生部、教務部、入試部、広報部並びに法人本部等が内容によって評価項目を分担し、それぞれの部署で調査・データの収集を行い、原案を作成する。提出された資料、データは事務局で取りまとめ、必要に応じて修正を依頼する。結果としてまとめられた自己点検・評価報告書を「自己点検・評価委員会」で審議し作成しており、十分な調査・データの収集と分析体制をとっている。

IRについては、令和2(2020)年8月にIR室規程を定め、業務内容を明確化した。令和4年度に事務部門に大学革新推進部IR課(現総務部IR課)を設置、委員会組織として「IR委員会」を設置した。【2-2-7】

令和6(2024)年度より、学修成果の可視化を目的に外部アセスメントテスト「GPS-academic」を導入し、在学生の「思考力」「姿勢・態度」「経験」を数値化することで、教学マネジメントの推進につなげる取り組みに着手した。将来的には入学時から卒業年度時の数値を比較することで、本学カリキュラムでどういった能力が成長するのかを明確にしていく予定である。現在は、テストデータを学科教員に提供し、教員面談の質向上のために活用している。

また、令和6年(2024)年度より卒業年次生に向けた学修成果に関するアンケートを実施し、大学での学修活動を通してディプロマ・ポリシーからどの分野が成長したかを回答させ、学修成果の可視化を行った。アンケート結果より学生の主観的な学修成果を把握することで、今後のカリキュラム評価の参考にしていく予定である。【2-2-a】【2-2-b】

エビデンス集・資料編

【2-2-a】GPS-academic 報告書

【2-2-b】卒業生年次生アンケート 集計結果

## 2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3の自己判定

「基準項目2-3を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

【各学部】

学修支援については授業評価アンケートを前期、後期、それぞれの半ばと期末に実施しており、教員はアンケート結果に基づいて講義を改善する。特に学期半ばに実施するアンケートでは、教員はアンケート内容を確認して、その内容を次の授業に反映することになっている。指摘される内容が容易に修正できる点は次の半期で反映することができ、教員は常に改善を行いながら授業を進めることができる。また、授業評価アンケートの活用について、「内部質保証委員会」にて検討し、各学科で評価の低い教員は授業改善計画書を学科長に提出することとなっている。臨床検査学科では、臨地実習終了後に実習指導についてのアンケート調査を行い、次年度の臨地実習の際にアンケートで出された意見を反映できるように、「臨地実習連絡会議」で実習施設担当者に伝えている。放射線技術学科では、年に1回の臨床実習打ち合わせ会議を開いて、「臨床実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」の実施方針と課題を医療機関の責任者と情報交換し、学生の意見を踏まえながら臨床実習の実施の改善を行っている。また、看護学部看護学科では、授業評価アンケートに加え、科目担当者が各授業でコメントカードを配布して、学修に関する学生の意見や要望を記入させている。これらにより把握した意見や要望は学科長に報告され、内容に応じて、教務委員会、学科会議、学科教授会等で共有し対策を検討している。さらに、国家試験対策では、学生からもっと国試対策のための補講を行ってほしいという意見を受け、外部業者による有料講義や学内教員による国試対策講座を前期から組み込み、国家試験日ぎりぎりまで自己学習をサポートする体制を整えている。

令和6(2024)年度は、例年実施している「学生生活アンケート」から大学IRコンソーシアムの「学生調査」に変更し、学生生活や、学修環境の他、学修成果についてIR課が主体となり調査を行った。また、この調査では大学内での授業経験や、自身の学習態度、週当たりの活動時間などの項目があり、学生の学習意欲の把握が可能となり今後の学生指導、支援に活用していく。教育内容及び大学施設への満足度はともに「とても満足＝5点 満足＝4点 どちらでもない＝3点 不満＝2点 とても不満＝1点」として得点をつけたところ、全項目で平均得点3点～4点となり、「不満、とても不満」という回答はほとんどなかった。また改善すべき点については学生調査の自由記述にて、学生に意見を募り、学生部長から「内部質保証委員会」へ課題として提案している。令和6(2024)年度の要望の中で、学内の土足禁止の解除が上がっており、「内部質保証委員会」にて協議し令和7(2025)年度に可児キャンパス(一部演習室を除く)にて土足禁止を解除することになった。

学生生活については担任や学科教員の他に相談ができる組織として「学生相談室」を設置し、学業をはじめとするさまざまな相談に応える体制を整備している。また、相談内容によっては、各学科と情報共有し、連携して対応している。

各学科では、半期に一度、学生に対して学習状況や学生生活について個人面談を実施している。面談結果等は担任会議や学科会議で共有され、重要な事項については「内部質保証委員会」で対応の検討や必要な措置を講じている。【2-3-a】【2-3-b】【2-3-c】

### 【助産学専攻科】

学修支援については臨地実習後アンケートにより振り返り、学習環境の改善に努めている。**【2-3-d】**

学生の状況及び要望は、月2回程度行う専攻科会議で報告・検討し、情報の共有を迅速に図っている。さらに、学生に問題が生じた場合は対策を討議し、学修到達度を見極めながら調整し、学生の許容量に応じた個別指導を実施している。

放課後の助産学実習室の使用は、学生が教員に報告すれば、学生の都合の良い時間に自由に器械器具を用いて演習できるよう開放している。

### 【保健医療学研究科】

学修支援については、院生を対象に実施した授業評価アンケートにおいて、「他職種への理解が深まった」「知見、見識が広がった」等の意見を得ている。その結果を踏まえ、講義・研究内容にさらに、最新の知見を取り入れることに努めている。多職種の意見を取り入れることで、医療の現場において異なる職種間で研修を行うことやコミュニケーションをとる方法といった医療現場に還元しうる新しいアイデアが創造されつつある。**【2-3-e】**

学生生活については院生の多くが社会人であり職種によっては夜勤、当直、土曜日出勤、院内院生については時間外教育等、不規則勤務になることもあるため、共通講義以外、特に特別研究においては院生と教員の合意のもと適宜時間変更を行うなど柔軟に対応している。また、職種や研究の進行状況によってそれぞれ精神的・身体的ストレスの質・量も異なるため、主指導員が中心となり個々の院生に对应し、校医や「保健管理センター」と相談しつつ教育を進めている。特に、最終審査となる公聴会前には精神的負担も大きいが、学生相談室とも連携している。結果的に、日常業務が多忙であっても、修士論文作成にまで到達し、学位取得に至っている。

学修環境については、大学院室を設置して高性能パソコン13台を設置し、文献データベースへのアクセスも可能にしている。それぞれのパソコンにデータ解析、論文作成に必要なソフトを導入している。統計処理については、学外でも行いたいという要望が強いため研究進展や論文作成に必要であると申請した院生に対しては個々にライセンスを取得し、使用させている。長期履修制度を導入し、2人の受験者が制度利用し、修了した。

### エビデンス集・資料編

**【2-3-a】** 授業評価アンケート結果（例）

**【2-3-b】** 大学 IR コンソーシアムの「学生調査」結果

**【2-3-c】** 看護学部コメントカード

**【2-3-d】** 助産学実習後アンケート結果

**【2-3-e】** 大学院授業評価アンケート結果

## ②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、学外関係者から様々な機会に意見を聴取し、自己点検・評価に反映させている。

本学では、在学生の保護者による後援会を組織しており、役員会を通して保護者の意見

を聴取している。また、各学部の2年次及び4年次に三者懇談会を実施し、保護者から意見を聴取している。

保健科学部、看護学部及び助産学専攻科では、臨地・臨床実習先の病院等と実習連絡会議を実施し、意見交換を行っている。放射線技術学科における臨床実習打合せ会議にて、新カリキュラムにおける実習の評価方法が分かりにくいとの指摘があり、次年度に向けて検討することになった。また、自己研鑽として業務後に開催される勉強会や講演会に学生を参加させてもよいかとの質問があり、学生自身の考えや都合もあるが、可能であれば参加させてもらうこととした。

アンケート調査として「卒業生アンケート」及び「就職先アンケート」を実施している。また、外部評価を実施し、自己点検・評価に反映させている。

毎年度、作成した自己点検・評価報告書をもとに、大学所在地の教育委員会、企業、卒業生の就職先の病院から各1人の3人で構成されている委員による外部評価を実施している。

### ③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

「自己点検・評価委員会」が作成した自己点検・評価報告書の改善・向上方策について、全学的な検討を要する課題は、「内部質保証委員会」等で議論される一方、課題に関連性の強い委員会や部・課において改善方法が検討される。検討された改善方法は、教授会等を経て学長に承認された後実行される。改善された課題は、翌年度の自己点検・評価において確認され、改善に不備があれば再度見直しを行い、PDCA サイクルが活用している。

本学は、それぞれの学科・専攻科において臨床検査技師、診療放射線技師、看護師、保健師、助産師及び薬剤師の国家資格取得を目指しており、国家試験合格状況は教育の質の保証という意味では大きな指標となる。「内部質保証委員会」では、各学科・専攻科の合格状況はもとより、国家試験の模擬試験の状況について逐次報告され、成績下位者への対策について議論されている。また、毎年の合格状況の結果を踏まえ、教育体制の改善に努めている。

#### 【基準2の自己評価】

##### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

###### 【学生生活】

令和5(2023)年度の「学生生活アンケート」の回答に、各種証明書の申請・購入方法をWeb化して欲しいとの要望があり、令和6(2024)年度に就職に関する証明書、自動車入校駐車許可証交付についてWebによる申請が可能となった。

###### 【各学部】

各担任は、必ず半期に1回以上学生面談を行い、学生からの要望を聞いている。その情報は各学年主任に報告され、1カ月に1回以上行う学年主任者会議にて検討され、その後、学科会議にて検討し周知され学生の意見や要望が反映されるようにしている。

また、薬学部では、薬学部の各種委員会や薬学部教員が全員参加して行う薬学科会議(毎

月1回開催)において、教育研究上の目的及び三つの方針に基づく教育研究活動について議論し、自己点検・評価を行っている。教育研究活動の質的・量的な解析については、学期末に期末総合試験を行い(科目領域ごと化学系薬学、生物系薬学、物理系薬学、衛生系薬学、医療系薬学など)、成績が示され、学習到達度が可視化され学生に提示されている。毎年、毎学期、教員はこの結果を基に面談を行うことで、学生の学修状況から教育目的の達成度を点検・評価している。

#### 【助産学専攻科】

指導資格を持つ専任教員により全国的でも比較的早く、新生児蘇生(NCPR)講習会専門Aコースの受講を学内で実施しており、全修了生が受講・合格証明証を取得し、就職できることが大きな特徴である。コロナ感染症の5類移行に伴い、全修了生の直接分娩介助事例を10例担保したことにより学生の満足度や達成感が上がった。その他、学生の要望は、「助産学実習Ⅱ」(後期)の期間内に並行して実施していた両親学級の日程変更希望であった学習効果を鑑みながら「助産学実習Ⅰ」(前期)に組み込み、産科2施設に協力を得、8月下旬に学外で臨床実践できるよう調整した。

### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

#### 【学生生活】

大学 IR コンソーシアムの「学生調査」による学生の要望の中で学生食堂の提供食数が少ないとの意見があり、改善が必要である。

#### 【各学部】

近年、単位未修得による留年者及び退学者の増加が深刻化しており、本学では教育改善に向けた取り組みを進めてきた。特に保健科学部では、講義終了後から試験開始日までに一定期間を設けるなど、学生の学習時間確保に努めてきた結果、再試験受験率は低下傾向にあるものの、抜本的な解決に至っていない。

詳細な調査の結果、近年のカリキュラム改正に伴う進級要件の変更が、各学科における留年者や休退学者の増加に影響を与えている可能性が高いことが判明し、学生の学習支援を適切に行い、留年者及び退学者減少のために、適正な進級要件の見直しが緊急の課題となっている。

#### 【助産学専攻科】

日本の深刻な少子化問題は、産科施設の集約化や閉棟・閉院を引き起こしており、今後は実習施設の確保が一層困難になることが予想される。実習における教育の質を担保するためには、十分な実習施設数の確保が不可欠であるが、県内には本学を含め5校の助産師養成校が存在し、実習施設の確保をめぐる競争が激化している。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

#### 【学生生活】

学生食堂の提供食数不足について学生食堂業者に要望を行ってきたが改善できていない

状況であるため、提供不足状況の原因を調査し食堂業者に改善を求めていく。

#### 【各学部】

保健科学部では、単位未修得による留年や退学者の増加という課題に対し、その一因と考えられる「定期試験に向けた十分な勉強時間の確保の困難さ」への対応として、4月のガイダンス時期から講義を可能な限り前倒しで実施するよう、周知と調整を行った。特に、定期試験直前の講義については、なるべく早期に終了させ、講義終了日から試験開始日まで、複数日の学習期間を確保するよう努めた。また、定期試験の時間割についても調整を行い、学生が効率的に試験勉強を行えるよう、ウェイトの大きい科目が集中しないよう分散させる工夫を施した。さらに、再試験前には各教科で補講を実施し、学生の理解を深める取り組みを行ってきた。

その結果、臨床検査学科全体として進級率に大きな変化は見られなかったものの、2年生では、進級率が75.5%から80.2%に上昇し、退学率も減少した。また、放射線技術学科全体でも進級率が前年より上昇し、留年率及び退学率が低下した。これらの結果から、学科で講じた指導・取り組みが有効であった可能性が高く、今後も継続的に対策を講じていくことが重要であると考えられる。

しかしながら、依然として留年・退学者の数が満足のいく水準には達していないことから、進級要件の見直しを図ることとした。

薬学科は、現在、設置計画履行期間であることもあるが、教育研究上の目的及び三つの方針に基づく教育研究活動の改善について、薬学部内に薬学教育プログラムを自己点検・評価する組織を構築し、教育プログラムの検証を適切に行い、教育プログラムの向上に努める必要がある。特に、過密なカリキュラムを改善して、より履修しやすいプログラムの構築を行う予定である。

#### 【助産学専攻科】

今後、実習施設のさらなる減少が見込まれる中、本学では従来の実習エリアにとらわれず、助産学専攻科単独ではなく大学全体で新たな実習施設の開拓に取り組んでいく方針である。また、一施設あたりの受け入れ体制の見直しや、実習実施時期の調整など、柔軟な対応についても検討を進めている。加えて、教育の質保証の観点から入学者数の見直しも視野に入れながら、助産学実習の今後の在り方について多角的な検討を重ねていく。

### 基準 3. 学生

#### 3-1. 学生の受入れ

##### ①アドミッション・ポリシーの策定と周知

##### ②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

##### ③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

###### (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### ①アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では、建学の精神に基づき、大学及び大学院の使命・目的を反映させたアドミッション・ポリシーを、学部、学科、専攻科及び研究科ごとに策定している。【3-1-a】

#### 1. 本学の受入れ方針

本学は、学園の建学の精神を基盤として、「人間性」「国際性」「学際性」を有し、高度な専門能力を備えた医療人を育成することを「教育目的」として、全学のディプロマ・ポリシーを定めている。これを達成するために、各学部の教育目的、ディプロマ・ポリシーならびにカリキュラム・ポリシーを定め、更に入学者の選抜についてアドミッション・ポリシー(受入れ方針)を定めている。

#### 【保健科学部の求める学生像】

本学ならびに本学部の教育目的等を達成するため、次のような学生を求める。

- ① 臨床検査学及び放射線技術学を学ぶために、入学後の学修に必要となる基礎学力を有する人。(知識・理解)
- ②自分の意見をわかりやすく伝え、人とコミュニケーションを持つことに関心のある人。(思考・表現)
- ③さらに、学科別に目指す将来と国家資格の違いから、各学科で次のような学生を求めている。
  - a.保健科学部 臨床検査学科  
臨床検査に関する知識と技術の修得に関心があり、臨床検査技師を目指す人。(関心・意欲)
  - b.保健科学部 放射線技術学科  
放射線等に関する知識と技術の修得に関心があり、診療放射線技師を目指す人。(関心・意欲)

#### 【看護学部の求める学生像】

本学ならびに本学部の教育目的等を達成するため、次のような学生を求める。

- ①看護学を学ぶために、入学後の学修に必要となる基礎学力を有する人。(知識・理解)
- ②物事を多面的にとらえ論理的に思考する力や、相手に伝える力を有する人。(思考・表現)

- ③人に対する深い愛情と洞察力をもち、人とコミュニケーションをとることに興味がある人。(関心)
- ④看護学に関する知識と技術を修得し、社会に貢献できる看護師や保健師を目指す人。(意欲)

**【薬学部の求める学生像】**

本学並びに本学部の教育目的等を達成するため、次のような学生を求める。

- ①薬学を学ぶために、入学後の学修に必要な基礎学力を有する人。(知識・理解)
- ②自分の意見をわかりやすく伝え、社会や人と積極的に関わることに興味がある人。(思考・表現)
- ③薬学に深い関心を持ち、薬剤師として社会に貢献するために薬剤師の資格取得を目指す人。(関心・意欲)

**【助産学専攻科の求める学生像】**

本学並びに本専攻科の教育目的を達成するために次のような学生を求めている。

- ①看護学の基礎を修得し、特に母性看護学の知識が豊富な人。
- ②助産学の中で興味・関心のあるテーマを有する人。
- ③助産学の基礎となる母子に対する基礎的な看護技術を有する人。
- ④助産師になりたいという強い気持ちを持ち、生涯助産師を継続する意思を持っている人。
- ⑤コミュニケーション能力を有する人。

**【保健医療学研究科の求める学生像】**

本学並びに本大学院の教育目的を達成するために次のような学生を求めている。

- ①本学の建学の精神と教育理念を理解し、将来高度医療専門職もしくは研究職として社会に貢献することへの意欲を持つ人。
- ②基礎的学力・技能を有し入学後の研究活動に粘り強く努力を続けられる人。
- ③あらゆる人と積極的にコミュニケーションをとることができる人。
- ④学問に対する強い憧憬と知識欲を有し、技術者・教育者・研究者としての向上心で以って自立を志向する者であること。

本学のアドミッション・ポリシーは、本学募集要項及びホームページで公表している他、進学相談会、大学展、高校説明会等に参加した受験生、保護者、進路指導担当者に対して周知し、理解を得られるように取り組んでいる。**【3-1-b】**

本学の学生募集広報活動は、広報委員長、広報副委員長及び広報課員で構成される「広報委員会」において方針を決定し、各学科の広報活動担当教員が学科の状況に合わせて実施内容を企画・実施している。令和6(2024)年度は、全学体制で実施する来場型オープンキャンパスを4回(6月、7月、8月、3月)実施した。さらに、4月に名古屋、6月に福井、長野、松本、浜松、富山において出張オープンキャンパスを開催した。これらのイベントには延べ1,501組(学部1,425組、専攻科76組)の来場者があった。**【3-1-c】**

本学に来学できない受験希望者に対する Zoom を用いたオンライン相談会の実施(4回)、入学者選抜説明動画の公開(3本)、LINE 公式アカウントの運用、公式 YouTube の運用などを実施し、来場できないことでの不利益が発生しないように情報発信に努めた。

高大接続事業の取り組みとして行っている「チーム医療カードゲーム」を近隣の高校7校において、また、「キャンパスバスツアー」を7月に高校1校を対象に実施した。10月に高校1校と「メディカルワークショップ」を実施し、高校とのリレーション構築に努めた。

## ②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者選抜は、毎年度文部科学省より通知される「大学入学者選抜実施要項」に従って実施している。入学者選抜試験の可否は、「岐阜医療科学大学 入学者選抜規程」及び「岐阜医療科学大学 大学院入学者選抜規程」に基づき、「入試委員会」において厳正に判定され、教授会での審議の上、学長が決定する。採点、可否判定は、個人が特定されないように受験番号のみを用いて行っている。得点集計は、集計ミスが生じないように2人以上の担当者間で相互確認し合う体制で実施しており、公正でミスのない入学者選抜の完遂に努めている。また、入学者選抜、可否判定に関わる事項を審議する「入試委員会」の構成員は学内、学外ともに非公開とし、不正が生じにくい適切な体制をとっている。【3-1-3】【3-1-4】【3-1-d】

「入試委員会」はアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施するため、以下の業務を行っている。

- 1) 出題科目とその範囲、配点、出題者の決定、問題作成・校正手順、書類評価基準、採点方法、採点集計方法など、入学者選抜に関わる案件を審議し、決定する業務。
- 2) 本学で実施する入学者選抜区分、各入学者選抜区分の募集人員、出願日・試験日・合格発表日・入学金納入期限・学費等納入期限・入学書類提出期限、出願方法、受入れ方針、出願要件、選抜方法、出願書類等、試験地、試験時間、試験科目、配点、出題範囲、学費等納入金額などについて、文書で誤りなく明確に周知できるように「入学者選抜入試ガイド」「学生募集要項」の原稿を審議・決定・確認する業務。
- 3) 実施ミス等で受験生が不利益を被らないように、入学者選抜試験実施内容について慎重に議論を重ね「入学者選抜試験実施要領」「入学者選抜試験監督要領」「入学者選抜試験面接要領」を作成する業務。「入学者選抜試験実施要領」「入学者選抜試験監督要領」「入学者選抜試験面接要領」は入学者選抜試験実施担当者に配信され、試験実施2日前に開催される地方試験場担当者説明会において、または「入学者選抜試験実施要領」「入学者選抜試験監督要領」説明動画の配信によって内容の確認・周知を行っている。
- 4) 各入学者選抜試験終了後に運営上の課題を抽出し、当該年度の残りの入学者選抜試験または次年度の入学者選抜試験において、改善する内容を議論し、決定する業務。
- 5) アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れを実施するために、学部、専攻科及び研究科ごとに特色のある入学者選抜試験区分、試験内容を企画・実施する業務。【3-1-e】

入学者選抜試験に使用する問題は、「大学入学共通テスト利用選抜」「大学入学共通テス

トプラス選抜」の一部を除き、本学の教員が作成している。

#### 【各学部】

一般選抜（前期 2科目選択型、前期 3科目選択型、前期 薬学部化学必須型、後期全学部統一方式）のほかに、総合型選抜（「探求チャレンジ選抜（専願制）」「Ⅰ期【多面的評価型】（専願制）」「Ⅰ期【小論文・基礎学力型】（併願制）」「Ⅱ期【小論文・基礎学力型】（併願制）」「Ⅲ期【基礎学力型】（併願制）」「Ⅳ期【作文・面接型】（併願制）」）、学校推薦型選抜（「指定校制（専願制）」「公募制【多面的評価型】（専願制）」）、大学入学共通テスト利用選抜（「前期」「後期 A 日程」「後期 B 日程」）、大学入学共通テストプラス選抜、特別選抜（社会人・学士）及び外国人留学生選抜を実施した。

昨年度は選抜区分によって選抜試験を実施する学部と実施しない学部があったが、複雑で分かりにくい、説明しにくいという意見があったため、今年度は、薬学部だけ実施される選抜区分一つ（一般選抜前期 薬学部化学必須型）、薬学部のみ実施されない選抜区分一つ（一般選抜前期 3科目選択型）以外は全ての学部対象に選抜試験を実施した。

「探求チャレンジ選抜（専願制）」は、学科によって異なる選抜方法を実施（保健科学部臨床検査学科では講義の受講とレポート作成、口頭試問、保健科学部放射線技術学科では文献講読、購読内容の発表と口頭試問、看護学部ではグループディスカッション、薬学部では講義の受講と課題への取り組み、口頭試問を実施）することによって、各学部のアドミッション・ポリシー全て（保健科学部、薬学部はアドミッション・ポリシー①～③、看護学部はアドミッション・ポリシー①～④）に沿った入学者の選抜に努めた。

総合型選抜「Ⅰ期【多面的評価型】（専願制）」、学校推薦型選抜「公募制【多面的評価型】（専願制）」、特別選抜（社会人・学士）においては、将来の職業のイメージや心構えを問う作文問題及び面接により受験生の資質を評価することで、選抜を実施した各学部のアドミッション・ポリシー全て（保健科学部、薬学部はアドミッション・ポリシー①～③、看護学部はアドミッション・ポリシー①～④）に沿った入学者の選抜に努めた。

総合型選抜「Ⅰ期【小論文・基礎学力型】（併願制）」、総合型選抜「Ⅱ期【小論文・基礎学力型】（併願制）」においては、将来の職業のイメージや心構えを問う作文問題及びアドミッション・ポリシーを踏まえて作成することを義務付けた自己アピール票の評価により受験生の資質を評価することで、選抜を実施した各学部のアドミッション・ポリシー全て（保健科学部、薬学部はアドミッション・ポリシー①～③、看護学部はアドミッション・ポリシー①～④）に沿った入学者の選抜に努めた。

学校推薦型選抜「指定校制（専願制）」においては、指定校に応じて推薦できる生徒の学習成績を設定し、アドミッション・ポリシーを踏まえた自己アピール票の作成を義務付けることで、保健科学部、薬学部においてはアドミッション・ポリシー①と③、看護学部においてはアドミッション・ポリシー①と④に沿った入学者の選抜に努めた。

総合型選抜「Ⅲ期【基礎学力型】（併願制）」は本学教員が作成した試験問題で入学者選抜を実施した。高校1年生で履修した範囲の基本的な問題を、一般選抜とは異なり出題数を抑えて出題し、見直しによってミスを少なくする努力ができる入学者を選抜できるような問題を作成し、書類評価も実施することで保健科学部、薬学部においてはアドミッション・ポリシー①と③、看護学部においてはアドミッション・ポリシー①と④に沿った入学

者の選抜に努めた。

総合型選抜「Ⅳ期【作文・面接型】(併願制)」においては、将来の職業のイメージや心構えを問う作文問題及び面接により受験生の資質を評価することで、保健科学部、薬学部においてはアドミッション・ポリシー②・③、看護学部においてはアドミッション・ポリシー②～④に沿った入学者の選抜に努めた。

一般選抜(「前期 2科目選択型」「前期 3科目選択型」「前期 薬学部化学必須型」「後期 全学部統一方式」)は、全科目において本学教員が作成した試験問題で入学者選抜を行った。基礎的な問題を多数出題し、幅広い学習をこなしてきた上で、速く正確に、粘り強く多くの問題に取り組む努力ができる入学者を選抜できるような問題を作成し、各学部のアドミッション・ポリシー①に沿った入学者の確保に努めた。

大学入学共通テスト利用選抜においては、全日程(前期、後期 A 日程、後期 B 日程)で大学入学共通テストの結果を利用することで、全国的な位置付けによる客観的な学力評価が可能な入学者選抜を実施し、各学部のアドミッション・ポリシー①に沿った入学者の確保に努めた。

大学入学共通テストプラス選抜においては、本学が自ら作成した試験問題と大学入試センターが作成した試験問題という2つの観点から受験者の学力を評価し、各学部のアドミッション・ポリシー①に沿った入学者の選抜に努めている。

#### 【助産学専攻科】

助産学専攻科では、特別推薦選抜、公募推薦選抜及び一般選抜により入学者選抜を実施した。特別推薦選抜においては、書類評価と面接試験、公募推薦選抜においては、書類評価、小論文試験と面接試験、一般選抜においては、書類評価、学力試験と面接を実施した。特別推薦選抜の受験者は本学の在籍生であるため、本学におけるこれまでの成績を参考にすることによって助産学専攻科のアドミッション・ポリシー①に沿った入学者の確保が可能であった。特別推薦選抜以外の入学者選抜区分においては、学力を問う問題を課し(公募推薦選抜の小論文試験の一部、一般選抜の学力試験)、助産学専攻科のアドミッション・ポリシー①に沿った入学者の確保に努めた。また、全ての試験区分において面接を実施し、面接を通して、助産学専攻科のアドミッション・ポリシー②～⑤に沿った入学者の選抜に努めた。

#### 【保健医療学研究科】

保健医療学研究科では、学内自己推薦選抜、一般選抜(A日程・B日程)により入学者選抜を行った。学内自己推薦選抜においては書類評価と面接、一般選抜においては筆記試験と面接を実施した。受験前に、入学後の研究指導を希望する教員との事前相談を必須とすることで、保健医療学研究科のアドミッション・ポリシー①～④に沿った入学者が選抜できるように努めた。一般選抜においては筆記試験を課し、保健医療学研究科のアドミッション・ポリシー②に沿った入学者が確保できるよう努めた(学内自己推薦選抜受験生の学力レベルは在学中にすでに把握できているので敢えて新たに学力試験を課していない)。また、全選抜区分において面接試験を実施し、保健医療学研究科のアドミッション・ポリシー①～④に沿った入学者の確保を確実に実施した。

### ③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持するため、「入試委員会」で合格者を判定する際に、過去のデータを基に辞退者数及び辞退者数の割合を予測し、適切な学生受入れ数になるように合格者のボーダーラインを審議し設定した。

収容定員及び入学定員と学生数の現状の対比を表 3-1-①-1 に示す。

表 3-1-①-1 「収容定員及び入学定員と学生数の現状」(令和 6 (2024)年 5 月 1 日現在)

学部・研究科	学科	入学定員					収容定員	学生数
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度		
保健科学部	臨床検査学科	90	90	90	90	90	360	346
	放射線技術学科	90	90	90	90	90	360	429
	計	180	180	180	180	180	720	775
看護学部	看護学科	100	100	100	100	100	400	406
薬学部	薬学科	100	100	100	100	100	500	378
	助産学専攻科	20	20	20	20	20	20	17
	保健医療学研究科	9	9	9	9	9	18	10
	合計	409	409	409	409	409	1,658	1,586

令和 6 (2024)年度の入学定員超過率は以下のとおりである。保健科学部の入学生は臨床検査学科 74 人、放射線技術学科 99 人の計 173 人(定員 180 人)で入学定員超過率 0.96 倍、看護学部の入学生は 92 人(定員 100 人)で入学定員超過率 0.92 倍、薬学部の入学生は 87 人(定員 100 人)で入学定員超過率 0.87 倍であった。専攻科入学生は 17 人、研究科入学生は 4 人であり、全学部、専攻科、研究科を合わせた入学生は 373 人(定員 409 人)で入学定員超過率 0.91 倍であった。学生総数の 1,586 人は、収容定員数 1,658 人に対して 72 人の余裕があり(定員超過率 0.96 倍)、教育環境を低下させる要因にはなっていないと考えられることから、学生に対する教育の質は担保されていると判断している。

#### エビデンス集・資料編

- 【3-1-a】岐阜医療科学大学アドミッション・ポリシー
- 【3-1-b】2025 年度 入学者選抜 学生募集要項
- 【3-1-c】令和 6 (2024)年度オープンキャンパス実施結果
- 【3-1-d】教授会議事録
- 【3-1-e】アドミッション・ポリシーと入学者受入れ方法との関連表

### 3-2. 学修支援

#### ①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

#### ②TA( Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

##### (1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備**

教員と職員で構成される「教務委員会」、「学生委員会」を定例会議として月 1 回開催し、学生の学修等に関する諸問題について、迅速に対応できる体制を整備している。

また、「教育支援センター」は、入学前教育としての事前学習、入学後教育における補講や個別指導、自学自習による国家試験対策のための施設開放等、学生の学修支援と自ら学ぶ姿勢を身につける取り組みを実施している。学長、学部長、研究科長、専攻科長、各学科長、教務部長、学生部長そして事務局長を含めた「内部質保証委員会」を原則月 3 回開催し、教員と職員の間で業務遂行、運営検討及び議論を行っている。【3-2-a】【3-2-b】【3-2-3】

**②TA( Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実**

**【TA 制度】**

本学ではティーチング・アシスタント規程を整備し、優秀な大学院学生に、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせている。令和 6 (2024)年度においては 1 人を採用し、保健科学部臨床検査学科の授業のサポートを行った。

**【助手・実習補助員の配置】**

各学科及び専攻科の専任の助手（臨床検査学科 1 人、放射線技術学科 1 人、看護学科 1 人、薬学科 3 人、助産学専攻科 1 人）が、学内での演習や実習科目、学外での実習等をサポートし、学生が確実に知識や技術を習得できる環境を整えている。また、臨床検査学科と看護学科では、資格を持つパートタイマーの実習補助員を配置し、きめ細かな学修支援を行っている。【3-2-c】

**【入学前教育による学修支援】**

入学前教育では、基礎科目（数学・物理・化学・生物・国語・英語）のオリジナルテキストを配布し、入学前の課題としている。特に、「総合型選抜入試」や「学校推薦型選抜入試」で合格した学生には基礎科目の練習問題を送付し、解答を添削した後に本人に返却して自学自習の意識を持たせるようにしている。また、同学生を対象に入学前スクーリングを行い、それぞれの学科に重要と思われる科目（臨床検査学科「生物」、「化学」、放射線技術学科「数学」、「物理」、看護学科「生物」、薬学部「生物」、「化学」）について対面授業を行い、基礎学力の向上を図っている。【3-2-d】

**【新入生オリエンテーション】**

新入生に対しては「入学オリエンテーション（学長挨拶）」「全体オリエンテーション（教務部）（学生部）」にて、大学の建学の精神、教育目的を説明すると同時に、教育方針と教務に関する注意事項、及び学生生活に関する諸注意等、学生生活全般についての指導を実施している。さらに学科別オリエンテーションでは、各学科の特徴に合わせた内容で、履修について詳しく説明し、選択科目の履修について指導している。さらに、自学自習の大切さや各学科の職業内容の紹介をすることで、学生の履修計画に役立てている。【3-2-e】

#### 【オフィスアワー】

オフィスアワーについては毎年、専任教員のオフィスアワー一覧を作成し、ポータルサイト配信及び掲示板で学生に案内している。学生は時間内であれば自由に研究室を訪れることができ、学生の自主的な学習を手助けするための支援を行っている。【3-2-f】

#### 【担任制の実施】

学科学年ごとに1学年を2クラスに分け各クラスに、複数の担任を配置し、学生の学修・生活に関する問題について相談、指導等を行っている。また、問題があれば「担任会議」及び「学科会議」で報告されるため、すべての学科教員において学生の支援が可能な体制を整備している。【3-2-g】

#### 【障がいのある学生への配慮】

疾病や障害により配慮を必要とする学生は、配慮申請書を提出し、担任及び学科長、保健管理センター長と面談を行いそれぞれの要望に沿った対応をしている。

また、本学の講義科目は座席指定としていることから、視力の悪い学生や不安障害のある学生の座席変更については、担任と相談のうえ対応している。【3-2-h】

#### 【中途退学者等への対応】

退学や休学の可能性がある学生は、担任及び担任主任が学生と面談、学生の学修状況や将来に対する希望などについて話し合いをする。その上で、教員と保護者が面談または電話対談を実施し、学生の状況について相互に把握する。学生本人、保護者、教員の3者間でこれらの内容について共通の理解をしたうえで、退学や休学など、学生のその後について話し合い、対応をしている。また、これらの進路変更に関しては、「学科会議」や「内部質保証委員会」で報告され、教授会でその事由を報告し、審議される。近年の退学率は、令和3(2021)年度が2.7%、令和4(2022)年度が3.0%、令和5(2023)年度が3.1%、令和6(2024)年度が2.4%と低いレベルで推移している。【3-2-i】

#### 【学生相談室の設置】

担任や学科教員の他に相談ができる組織として「学生相談室」を設置し、学業をはじめとする様々な相談に応える体制を整備している。臨床心理士の資格を有する相談員を1人配置している。【3-2-j】

#### 【ポータルサイトの運用】

学内の学務システムに連動した学内ポータルサイトを運用している。全学生に個別のアカウントを用意し、ログインすることで履修科目の担当教員と Web 上でのやり取りが可能である。教員からは、授業で利用する配布資料データなどをポータルサイト上にアップロードしたり、レポート課題を出したりすることが可能であり、予習復習などの教育支援ツールとして活用されている。

また、補講や休講、その他学内連絡などは、教務課、学生支援課をはじめ事務局各課からも情報発信が可能であり、個人 PC メールや学生の携帯電話で受信が可能である。

ポータルサイトのアンケート機能は学生からの評価・意見のフィードバックに活用され

ている。授業に対するアンケートとして、各学期に「授業評価アンケート」を実施している。学生生活に対するアンケートとして、「学生生活アンケート」を実施している。その他必要に応じたアンケートなども適宜実施され、学生生活の支援などに活用されている。

新任の教職員に対しては新人オリエンテーションを行い、ポータルサイトの利用促進に図っている。【3-2-k】

#### 【無線 LAN エリアの設置】

学内校舎内のどこにいても学生がインターネットを活用できるよう、学内各所に無線 LAN アクセスポイントを設置している。関キャンパスと可児キャンパスは、共通の無線 LAN エリア（共通の SSID）となっており、学生はキャンパスを移動しても無線 LAN を利用できるようになっている。

#### 【資格取得に係わる支援】

在学中に取得可能な資格（放射線取扱主任者、健康食品管理士、上級・中級バイオ技術者、食生活アドバイザーなど）の学習指導（講習会や個別指導）を行い資格取得に向けた支援をしている。また、受験会場も本学を使用する等の支援を行っている。

#### 【コンピューター自習室】

関キャンパスの1号館3階にコンピューター自習室を設置しており、学生が自由に利用できる PC 端末を 72 台、可児キャンパスの2号館3階に 60 台設置している。各キャンパスのコンピューター自習室にはプリンター・コピー複合機を設置しており、各端末からプリント出力（カラー・モノクロ）が可能である。利用時間は平日 9 時～21 時の時間内で自由に利用できる。入退室は IC カード化した学生証で認証を行っている。【3-2-l】

#### 【保健医療学研究科専用高性能 PC の設置】

関キャンパス1号館3階の大学院室に専用の高性能 PC13 台を設置し、大学院生の研究等で活用されている。大学院生の研究をサポートするために、PC には統計解析ソフト IBM 社の SPSS を導入している。

#### エビデンス集・資料編

- 【3-2-a】 岐阜医療科学大学 教務委員会規程
- 【3-2-b】 岐阜医療科学大学 学生委員会規程
- 【3-2-c】 令和6年度助手別配置授業科目一覧
- 【3-2-d】 令和6年度生入学前教育テキスト表紙
- 【3-2-e】 新入生ガイダンス資料
- 【3-2-f】 令和6年度前期オフィスアワー一覧
- 【3-2-g】 令和6年度担任一覧
- 【3-2-h】 座席表見本
- 【3-2-i】 学部、学科別の退学者数の推移（過去3年間）
- 【3-2-j】 学生相談状況

【3-2-k】ポータルサイトについて（学生配布用資料）

【3-2-l】学生便覧抜粋（コンピューター自習室の利用）

### 3-3. キャリア支援

#### ①教育課程におけるキャリア教育の実施

#### ②キャリア支援体制の整備

##### (1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

##### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①教育課程におけるキャリア教育の実施

大学院生を除く本学の学生は、国家試験受験資格取得の関係上、教育カリキュラム内で臨地（臨床）実習または薬局・病院実務実習が必須となっており、多くの学生の就職先となる医療機関で実習を行う。そのため、本実習を通じて、それぞれの職種に必要な知識・技術を修得するほか、医療現場の職員や患者との対応を通じてコミュニケーション能力、チーム医療等を養っている。

#### ②キャリア支援体制の整備

各学科の教員と学生支援課の職員で構成される「就職委員会」そして各学科の就職担当教員により、学生に対して以下の就職支援を行っている。

- 1) アンケート調査により学生の志望動向を把握し、「就職委員会」で指導方針・スケジュール等を検討・決定し、各学科の就職担当教員と協力して指導に当たっている。3年生には7月から就職ガイダンスを開始し、就職に対する意識を持たせた。また、就職に必要な社会人としての行動と教養が身に付くよう、就職ガイダンスの他に就職セミナーや各種講座を実施した。【3-3-2】
- 2) 就職活動における基礎知識として、就職ガイダンス（これからの就職活動について、自己分析と履歴書の書き方・面接・小論文について、求職 PC 登録について）を開催し、適切な時期ごとに具体的な就職活動内容を説明した。各学科ともに履歴書の添削を就職担当教員と卒業研究担当教員で実施した。
- 3) 基礎学力向上のために、各種 Web テスト及び対策講座を計画・実施した。
- 4) 模擬面接（168 件）・履歴書・エントリーシート等の添削を就職担当教員及びハローワーク職員が行い、内定までの就職活動におけるきめ細かな指導を行った。
- 5) Web 面接試験を実施する病院の対策のため、本学のオンライン環境を整備し、利用者は1件であった。
- 6) 適性検査(SPI)対策は、3年生を対象に Web による適性検査並びに対策講座を実施した。前者は7月～翌年3月、後者は1年間それぞれ無料で受験や視聴ができる環境とし、実力向上を図った。
- 7) 学生個人の希望にあった求人情報をポータルサイトで検索できるシステムを導入しており、学生に対して本就職システムを活用するよう就職ガイダンスによって周知している。

- 8) 看護学科では、就職に関する意識の向上と、勤務形態や現場の状況を理解することを目的として、臨地実習施設の就職担当者を本学に招き、2、3年生と交流する就職セミナーを開催した。臨床検査学科は卒業生3人、放射線技術学科は新卒業生4人をそれぞれ招聘し、職場紹介、就職活動及び国家試験対策について、その体験談を3年生に講演していただいた。助産専攻科は修了生3人を講師に招聘し、講演を行った。【3-3-a】【3-3-b】
- 9) 薬学部の就職支援事業については、「就職委員会」で検討を重ね、令和8(2026)年3月に卒業する薬学科1期生(5年生)のために、就職準備セミナー、業界研究、履歴書・エントリーシート対策、面接・マナー対策のための講演を行った。特に、就職準備セミナーでは、32法人を大学に招いて、個別面談形式の説明会を実施し、5年生の約90%の学生が参加した。また令和9(2027)年3月に卒業する薬学科2期生のために、「スタートアップ講座」「日テレ式コミュニケーションワークショップ」「実習前マナー指導のガイダンス」を開講した。【3-3-c】

#### エビデンス集・資料編

【3-3-a】 就職セミナー

【3-3-b】 2025年卒生(2024年度生)の就職・進学状況

【3-3-c】 薬学科就職準備セミナー

### 3-4. 学生サービス

#### ① 学生生活の安定のための支援

##### (1) 3-4の自己判定

「基準項目3-4を満たしている。」

##### (2) 3-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### ① 学生生活の安定のための支援

本学は各キャンパスに学生支援課を置き、学生窓口を設置して各種学生のサービスや厚生補導について対応している。また、各学科の教員と学生支援課の職員で構成される学生委員会により以下の活動、学生支援を行っている。【3-4-2】

##### 【学生委員会】

「学生委員会」を組織し、月1回定期的に委員会を開催して、学生に関する諸問題について対応している。年間を通じて「交通ルール強化日」「キャンパス周辺清掃」「禁煙指導」等を学生委員、その他教職員も含めて実施しており、医療技術者を目指す学生の日常生活面の教育にも力を入れている。

##### 【経済的な支援】

本学は、「日本学生支援機構奨学金」「自治体等による奨学金」の公的機関による奨学金に加え、「特待生制度」「授業料免除特待生制度」「奨学生規程」「梅村綾子基金奨学金制度」「職員学費支給制度」といった独自の奨学金制度を整備し、学生の経済的支援を行って

る。

1) 日本学生支援機構奨学金、自治体等による奨学金

本学ホームページに奨学金制度の項目を設け、「日本学生支援機構奨学金について」「高等教育の修学支援新制度」について説明している。また、「各種教育ローンのご案内」という項目を設けて経済的な支援情報を提供した。入学後も、奨学金制度について学生支援課から案内し、保護者と学生に周知している。さらに、入学後から新規申込み希望者を対象に、「日本学生支援機構 奨学金説明会」を実施し、学生が奨学金制度を理解し、利用機会を確実に得られるよう詳細な説明を行っている。「自治体等の奨学金」については学生に募集要項をその都度配信し、学生の応募機会を確実なものとし、遅滞なく手続きを実施している。令和6(2024)年度は、日本学生支援機構の給付奨学金を131件、貸与奨学金のうち第一種が322件、第二種が407件の合計861人の学生が利用している。【3-4-a】【3-4-b】

2) 特待生制度

「岐阜医療科学大学特待生規程」に基づき4年生を対象に特待生制度を実施しており、臨床検査学科、放射線技術学科、看護学科の学生各学科2人、計6人に対して年間授業料の半額35万円を免除している。また、薬学部開設に伴い「岐阜医療科学大学特待生規程」を令和3(2021)年5月に一部改正を行い、薬学科4人に対して奨励金として25万円を給付している。【3-4-5】

3) 授業料免除特待生制度

「授業料免除特待生制度」に基づき、センター試験利用入学試験（前期日程）の合格者のうち、保健科学部、看護学部の各学科最大2人を対象に最長4年間授業料を免除している。その資格については、毎年度、規定に基づき審査され令和6(2024)年度は1人を対象に授業料を免除している。また、「薬学部学費一部免除特待生規程」に基づき、募集要項で定める入試区分において、優秀な成績で合格した者に、授業料24万円及び教育充実費95万円を免除している。令和6(2024)年度薬学部入学生のうち、31人の入学生が学費免除の対象となっている。【3-4-6】【3-4-7】

4) 奨学制度

「奨学生規程」に基づき、募集要項で定める入試区分の合格者のうち、毎年度保健科学部、看護学部の各学科最大20人を対象に最長4年間、月額20,000円を給付している。また、薬学部は、最大10人を対象に、最長6年間月額30,000円を給付している。令和6(2024)年度入学生には保健科学部臨床検査学科6人、放射線技術学科6人、看護学科6人、薬学科3人に給付している。【3-4-8】

5) 職員学費支給制度

「学校法人神野学園職員学費支給規程」に基づき、本学大学院に入学した本学の教職員に対して、理事長が認めた場合は、入学金の全額、授業料及び教育充実費の2分の1を支給しており、令和6(2024)年度は7人が支給対象となっている。【資料3-4-c】

6) 授業料の猶予

「授業料等の徴収猶予規程」に基づき、申請することで学納金の徴収猶予または半期で最大4回まで分納することができる。令和6(2024)年度は25人がこの制度を利用している。【3-4-d】

### 【通学支援】

通学の支援として、岐阜バス（路線バス）の岐阜駅～関キャンパス区間について通学定期代の全額を補助している。令和6（2024）年度は200人の学生が補助を受けている。また、名鉄犬山駅～関キャンパス、美濃太田駅～関・可児キャンパス、名鉄西可児駅～可児キャンパス間で無料のスクールバスを運行し、修学費用の軽減に寄与している。令和6（2024）年度は関・可児キャンパス合わせて409人の学生がスクールバスを利用している。

### 【課外活動への支援】

#### 1) クラブ・サークル活動

クラブ・サークル活動に関してはすべての部に顧問を配し、部員が支払う活動費で活動している。この他には学生自治会は、活動の規模に応じて支給するクラブ援助金により活動を支援している。またクラブ・サークル活動に参加する学生数の増加を目的として、新入生やクラブ・サークルに所属していない2年生以上の学生を対象にクラブ・サークル説明会を実施している。令和6（2024）年度のクラブ、サークル参加率は、学生全体の45%程度である。【3-4-e】

また、クラブ・サークル活動を支援するため、活動の場所を提供している。関キャンパスでは6号館の教室を授業時間外に開放しており、卓球部、なぎなた部等が練習場として利用している。6号館には防音室が2部屋設置されており、軽音楽部やブラスバンドサークルが活発に練習している。グラウンドも同様に授業時間外に開放しており、サッカー部や軟式野球部が練習に利用している。さらに、文化系クラブ・サークルの活動の場として7号館にクラブ・サークル室を2部屋設置している。可児キャンパスでは、体育館、グラウンドを授業時間外で開放している。ここでは、主にバスケットボール部やバレーボール部、バドミントンサークルが練習に励んでいる。

#### 2) 体育祭

令和6（2024）年度体育祭は、関キャンパスは運動会形式で、可児キャンパスは球技大会形式で、学部生を対象にそれぞれのキャンパスにて開催された。令和5（2023）年度体育祭は運動会運営者に依頼して開催されたが、令和6（2024）年度は、学生自治会単独で開催した。学年・学科対抗の形式となったが、複数人で協力して行う競技の設定により、競技参加者の決定等、普段の交友関係を越えて学生同士がコミュニケーションを取りやすい行事となっている。

#### 3) 大学祭

令和6（2024）年度は、関・可児両キャンパスでアーティストを招致し、その他外部団体、自衛隊展示の招致等、学生自治会員を中心に企画、準備を進め、広く学外に開かれた大学祭となった。関キャンパスでは、アーティスト整理券180枚すべて、配布終了となった。また、関市・美濃市を拠点に活動する藤万館居合道場が演武を披露し、多くの地域住民に来場いただいた。一方、可児キャンパスは悪天候のなかでの開催となったが、アーティスト出演に際し、整理券180枚すべてが配布終了となった。また、可児市環境課による出展があり、キャンパスの立地する自治体と連携して開催することができた。

## 【健康管理】

### 1) 健康管理

関キャンパス、可児キャンパスともに保健室は診療所として登録されており、本学教員1人を校医として届け出ている。また、担当の看護師が常駐しており体調不良の学生は随時利用できる。

### 2) メンタルサポート

心身に関する健康相談に対応できるよう学生相談室を設置し、相談員を配置している。相談室の開設日時、場所及びメールアドレスは学生に公開されており、相談を希望する学生は、メールアドレスへ直接連絡し、相談日を決めることができる。また、予約をしていなくても相談室が空いていれば相談できるようにしている。その他学生支援課、担任教員、保健室を通して連絡を取る方法も紹介しており、学生が利用しやすい環境を整えている。学生相談室の利用方法については、毎年4月に行われる学年別ガイダンスで学生全員に説明したのち、学内掲示やポータルサイトでも学生に周知徹底している。また、精神的に不安定な兆候を示す学生については、担任教員や保健室から相談をするよう促すことで、学生生活に支障が出ないように支援している。

学生相談室は、両キャンパスともに通常は学生が立ち入ることができない事務局内エリアに設置し、他の学生の目に触れないよう配慮している。活用頻度や相談内容等の情報は、学生が特定されないよう配慮した上で、保健管理センター長へ直接報告している。学生相談室における相談内容については守秘義務を厳守しており、特別な場合（自傷、他害などの危険行動が予測される場合、法的措置による情報開示など）を除き、他の教職員を含む第三者へ個人情報を提供することは一切ない。

### 3) 抗体検査

学生の教育研究中や臨地・臨床実習中及び通学中の事故補償は、全学生が一般社団法人日本看護学校協議会共済会の総合補償制度「Will」に加入している。また、臨地・臨床実習に備えて、感染症の抗体検査を実施している。検査項目は、麻疹、風疹、水痘、ムンプス、HBs である。各検査項目において、接種が必要とされた学生は、全員ワクチン接種を行っている。【3-4-f】

## エビデンス集・資料編

【3-4-a】奨学金説明会資料

【3-4-b】奨学金給付・貸付状況資料

【3-4-c】学校法人神野学園 職員学費支給規程

【3-4-d】岐阜医療科学大学 授業料等の徴収猶予規程

【3-4-e】クラブ、サークル一覧

【3-4-f】学生便覧<抜粋>（学生生活支援の保険）

## 3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

【校地、校舎】

- 1) 大学設置基準第 34 条において「校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする」とされ、同基準第 37 条第 1 項では「大学における校地の面積（附属病院以外…除く。）は、収容定員上の学生 1 人当たり 10 m<sup>2</sup>として算定した…面積とする」とされており、収容定員が 1,658 人の本学の場合には、16,580 m<sup>2</sup>の校地を必要とする。令和 6 (2024)年 5 月 1 日現在、本学の校地面積は 81,180.54 m<sup>2</sup>（校舎敷地+運動場面積で可児キャンパス分含む）であり、大学設置基準を満たしている。関キャンパスは運動場を同一敷地内に設け、体育の授業や学生のクラブ部活動等に利用している（運動場用地 7,950 m<sup>2</sup>）。また、平成 31(2019)年 4 月の可児キャンパス開設以降は新たに 7,614.00 m<sup>2</sup>の運動用地（体育館を含む）を確保している。
- 2) 本学の校舎面積は 32,514.60 m<sup>2</sup>（可児キャンパス既存校舎分含む）であり大学設置基準の 20,738 m<sup>2</sup>を満たしている。
- 3) 教員の研究室は教授及び准教授は原則 1 人部屋とし、講師、助教については相部屋であるが、全教員に対し設置している。【3-5-a】
- 4) 関キャンパスにおいては、夜間校舎内への不審者の侵入を防止するため、18 時 30 分以降全館の入口を制御し、認証カード（身分証・学生証）保有者以外は入館不可能としている。さらに、所属、身分により入室制限を行い、セキュリティを強化している。可児キャンパスにおいては 7 時から 22 時までは警備員が常駐している。警備員による定期的なキャンパス内の巡回警備を行っており、不審者の早期発見、侵入防止を行っている。
- 5) 関キャンパスの 1 号館及び 3 号館の非常階段には、不審者などが屋上への侵入を防止するための防護壁が設置されている。
- 6) 関キャンパスの 3 号館 1 階に設置されているロッカー室は、1 年生から 4 年生まで全ての学生のロッカーが設置されている。入口の自動ドアは防犯性を高めるため入退管理システムにより、18 時 30 分～翌日 8 時 00 分までは学生証を利用し、システムの認証を通らないとロッカー室に入室することができない。可児キャンパスも同様に 4 号館 1 階にロッカー室が設置されており、常時学生証にて利用可能としている。また、両キャンパスの女子用ロッカー室にはパウダールームを設置し、身だしなみ準備などに大いに活用されている。
- 7) 本学の教育・研究に必要な動物飼育室を関キャンパスは 7 号館の一室に、可児キャンパスは 8 号館に設置している。この動物飼育室は、常時、温度、湿度が一定に保たれている。温度・湿度異常発生時には警報が温度・湿度管理クラウドサービスに通報され、合わせて関係者にメール通知される仕組みにより常時管理できる環境を整備している。可児キャンパスの 8 号館に設備の異常が発生した際は常時警備会社に異常通報が発報

され警備員が駆け付けるようになっており、24 時間設備異常に対応できるようになっている。

- 8) 関キャンパスの1号館3階に大学院室を設置し、13台の高性能パソコン、レーザープリンターを整備している。

#### 【体育施設】

- 1) 関キャンパスの7号館北にグラウンド、正面入り口通路西側にバスケットコートを設置しており、これらの施設は体育授業及び学生の課外活動の場として利用している。
- 2) 関キャンパスの6号館をレクリエーション用の体育施設として運用し、体育の授業や課外時間には学生のレクリエーションやダンス、卓球等の練習に活用されている。
- 3) 可児キャンパスは体育館、グラウンド、テニスコートを有し、学生の体育授業や課外活動の場として利用している。また、周辺地域の住民団体等へ施設の貸し出しを行っている。

#### 【情報施設】

- 1) コンピューター教室を関キャンパス1号館2階に111台のパソコン（教員用1台、学生用110台）を、可児キャンパス2号館3階に115台（教員用1台、学生用114台）設置し、授業・演習及びオリエンテーション、さらに各種アンケート（授業評価アンケート・学生生活アンケート）実施時に利用されている。また、学生が自由に利用できるコンピューター自習室を関キャンパス1号館3階に72台、可児キャンパス2号館3階に60台のパソコンを配置し、自習、基礎ゼミ、各種レポート作成、卒業研究等に利用されている。コンピューター自習室はICカードとなっている学生証により、入退管理システムを利用して自由に入室可能となっている。
- 2) 関キャンパス内には43ヶ所、可児キャンパスには65ヶ所の無線LANアクセスポイント（Wi-Fi規格IEEE802.11ac）を設置しており、学生は各個人の端末を無線LANアクセスポイントに接続して自由にインターネット接続が可能である。アクセスポイントの接続情報（SSIDやパスワード）は公開されており自由な接続環境であり、学内におけるウイルス感染の予防を目的とし、より安全な接続環境の提供を行うために専用外部回線及び専用ファイヤウォールを設置している。
- 3) 学務システムと連動したポータルサイトを導入している。教員と学生が履修している科目において、ポータルサイトWeb上で授業教材の配信や課題提出、質疑応答等を行っている。また、聴講生に対してポータルサイト上に一部科目を開放していて、卒業後の国家試験対策支援等に活用されている。さらに、平成27(2015)年度からは学務システムにWeb履修申請システムを追加導入し、履修登録用紙を使用した申請からPCを利用したWeb申請に切替え、インターネット環境があれば、自宅等からでも履修申請が出来るようになり、利便性を向上させている。
- 4) 教職員と学生それぞれに共有ファイルサーバーを構築し、データ保存領域を提供している。平成29(2017)年度には、可児キャンパスの開設を踏まえ本学で使用しているネットワーク関連機器を更新し、通信速度の向上とネットワークセキュリティを強化した。令和2(2020)年度に学内基幹サーバー、ストレージを更新し、サーバー内で利用さ

れている各種サービスの動作速度が高速化させている。

- 5) メールサービスとしてマイクロソフトのクラウドサービス Office365 を導入し、メールサーバーをクラウド化することにより、学外やスマートフォンでのメール送受信が可能となっている。

#### 【施設設備の維持】

- 1) 上記施設、設備についての維持、管理は、庶務課が担っており適切に維持管理している。個々の実習設備は各学科で管理しており、問題や要望があれば庶務課と協議して対応する。
- 2) 学内の清掃は業者に委託している。エレベーター、空調、消防設備、情報機器等の専門機器類の保守点検は、専門業者と委託契約を結び、関係法令を遵守し適切に維持、管理している。
- 3) 関キャンパス図書館は、2人の司書職員が交代で日常運営しており、平日19時までの開館時間に対応している。可児キャンパス図書館も2人の司書職員が交代で日常運営しており、平日は19時までの開館時間に対応している。また、「岐阜医療科学大学図書館規程」に基づき「図書委員会」を設置し、図書館長が統括して管理運営に係る重要事項を審議している。
- 4) 情報サービス、情報システムについては、「情報処理センター」を組織し管理運営に関する事項を審議している。

#### 【授業を行う学生数の適切な管理】

全学部の講義科目は、各学科学年を単位とする100人程度を基本としており、100人を大幅に超える科目は1年生科目で学科共通科目の一部のみである。また、演習・実験・実習科目では、各学科を50人程度の2クラスに分け、クラス単位で授業を行う。【3-5-b】

さらに、臨地・臨床実習（病院等実習）については、1名～数名程度の単位で病院等毎に振り分けている。【3-5-c】

助産学専攻科、保健医療学研究科は、入学定員がそれぞれ20人と9人であり、全ての科目において少人数教育を行っている。

#### 【実習施設・設備】

各学科には専用の実習施設・設備を備え、高度な医療教育を行っている。また、卒業研究用、教員の研究においても活用されている。また、学生の実習に使用する設備については近年の病院医療設備の改新に対応する必要があり、積極的な設備投資を行っている。

また、令和6年(2024)1月の能登半島地震や、その後の奥能登豪雨などの自然災害を契機に、本学では医療科学大学として少しでも地域に貢献したいという思いや、高齢化の進行や医療機関の減少に伴う医療資源の地域偏在という深刻な課題を踏まえ、「医療 MaaS 移動診療車」を導入した。【3-5-d】【3-5-e】

## ②図書館の有効活用

### 【両キャンパス図書館共通】

- 1) 館内に掲示板を設置し、新刊案内や休館日の連絡など利用者への種々の案内がスムーズにできるようになっている。また、図書館独自のホームページを持ち、利用者への利便性を高めている。
- 2) 新聞は岐阜・中日・朝日・日本経済新聞、Asahi Weekly と合わせて全部で5紙を購読している。
- 3) 電子ジャーナルは「ScienceDirect」と「JournalWeb」「Wiley Online Library」など、約1,500種類が利用できる。また、大学図書館コンソーシアム連合(JUSTICE)に参加し、購読料金の抑制を図っている。
- 4) データベースは、「医学中央雑誌 Web 版」「最新看護索引 Web」「メディカルオンライン」「JDreamIII」と「Medline with Full Text」の利用が可能である。令和2(2020)年度より、薬学部設置に伴い「SciFinder」「Journal & Highly Cited Date」「今日の診療」も利用可能になった。
- 5) 学生のニーズに応えるために、館内にアンケート箱を設置するとともに、平成23(2011)年度より学生選書ツアーを実施している。令和6(2024)年度は2回実施し、計195冊の選書があった。これらの図書は、学生が作成したポップと共に、各図書館の特設コーナーに一定期間展示をしている。
- 6) 初年次教育と連携した図書館職員による授業のサポートや、希望者制の図書館ガイダンスを行うなどして、図書館の利用促進を図っている。また、教員や大学院生向きにデータベース講習会を開催している。
- 7) 図書館で収集している資料は、一般市民にも広く開放しており、医療関係者を中心に利用されている。利用希望者には、身分証明証(運転免許証など住所が確認できるもの)を提示してもらい、図書館利用カードを作成している。
- 8) 令和元(2019)年10月より、図書館通信「栞」を発行。教員のコラムや、教職員や学生のおすすめ本の紹介、図書館イベントや教員著作本の紹介などを記載し、図書館の利用促進に努めている。図書館通信は学内に配布及び、可児市立図書館にも配布している。
- 9) 協議会関係では、東海地区大学図書館協議会、私立大学図書館協会西地区部会、私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会、岐阜県大学図書館協議会に加盟している。

#### 【関キャンパス図書館】

- 1) 図書館の床面積は約728㎡である。図書館の入退館は学生証のICカードを利用した「自動入館管理システム」により管理している。このシステムを使って入館者数を管理しており、退館ゲートではブックディティクションシステムにより、資料の無断持出を防止している。
- 2) 閲覧スペースは278㎡で座席数は132席ある。
- 3) 書庫スペースは329㎡あり収容能力は約80,000冊である。書架側面の蔵書分類パネルの文字を大きく見やすくし、館内に日本十進分類法網目表を掲示することで、利用者に資料の所在が分かりやすいようにしている。
- 4) AVコーナーは70㎡のスペースに検索用パソコン5台とAV機器2台を設置し、資料検索や視聴覚資料の利用が容易にできるようになっている。使用目的が資料・文献

の検索であれば、来館者は誰でも自由にパソコンを利用することができる。平成26(2014)年1月よりAV機器5台のうち3台を撤去し、学生の個人パソコンを利用可能なスペースとしている。平成29(2017)年9月より、図書館内でのWi-Fiの利用が可能となった。また、文献複写用にカラー対応のコピー機が設置している。

表3-5-②-1「関キャンパス蔵書冊数」(令和7(2025)年3月31日現在)

和書	洋書	視聴覚資料	合計
47,005	9,749	2,010	58,764

※製本雑誌・製本紀要含む

表3-5-②-2「関キャンパス図書受入冊数・雑誌受入種類数」

(令和7(2025)年3月31日現在)

区分	和				洋				総合計
	購入	寄贈	製本	合計	購入	寄贈	製本	合計	
図書	1,119	35	47	1,201	17	0	34	51	1,252
雑誌	23	8		31	7	1		8	39

※視聴覚資料除く

- 5) 令和6(2024)年度の開館日数は、227日であり、利用者数は学内20,626人、学外63人の計20,689人であった。貸出資料数は2,264点、文献複写使用件数は178件であった。

表3-5-②-3「関キャンパス図書館開館時間」

平日(月～金)		土曜・日曜・祝日
授業期間	長期休暇	
9:10～19:00	9:10～16:30	休館

- 6) 図書館では一部の書架を除く13台の書架と高層書架、移動書架には耐震対策が施され、万一の災害に備えた整備がされている。また、足元誘導灯の設置など避難時の対策も講じている。

【可児キャンパス図書館】

- 1) 図書館の床面積は約1,449㎡である。図書館の入退館は学生証のICカードを利用した「自動入館管理システム」により管理している。このシステムを使って入館者数を管理しており、退館ゲートではブックディティクションシステムにより、資料の無断持出を防止している。
- 2) 閲覧スペースの座席数は146席である。
- 3) グループ学習室が2部屋あり、座席数は20席ある。
- 4) 書庫スペースの収容能力は約90,000冊である。書架側面の蔵書分類パネルの文字を

大きく見やすくし、館内に日本十進分類法網目表を掲示することで、利用者に資料の所在が分かりやすいようにしている。

- 5) AV コーナーには検索用パソコン4台とAV機器3台を設置し、資料検索や視聴覚資料の利用が容易にできるようになっている。使用目的が資料・文献の検索であれば、来館者は誰でも自由にパソコンを利用することができ、Wi-Fiの利用が可能。また、文献複写用にカラー対応のコピー機設置している。

表 3-5-②-4 「可児キャンパス蔵書冊数」(令和7(2025)年3月31日現在)

和書	洋書	視聴覚資料	合計
26,807	2,124	785	29,716

※製本雑誌・製本紀要含む

表 3-5-②-5 「可児キャンパス図書受入冊数・雑誌受入種類数」  
(令和7(2025)年3月31日現在)

区分	和				洋				総合計
	購入	寄贈	製本	合計	購入	寄贈	製本	合計	
図書	1,302	85	124	1,511	90	0	9	99	1,610
雑誌	62	26		88	1	0		1	89

※視聴覚資料除く

- 6) 令和6(2024)年度の開館日数は、228日であり、利用者数は学内15,555人、学外223人の計15,778人であった。貸出資料数は11,428点、文献複写使用件数は、304件であった。

表 3-5-②-6 「可児キャンパス図書館開館時間」

平日(月～金)		土曜・日曜・祝日
授業期間	長期休暇	
9:10～19:00	9:10～16:30	休館

- 7) 可児キャンパスの設置に伴い、可児市立図書館との相互協力に関する覚書を締結した。図書館資料の相互貸借及び、情報交換・情報発信を行っている。

### ③施設・設備の安全性・利便性

#### 【施設・設備の安全性(関キャンパス)】

- 1) 全部で8棟ある建物の耐震は建築士による診断を実施し、全て耐震基準を満たしている。内3棟は平屋建てのため除外していたが、7号館に研究室やサークル室等を整備する計画の際に改めて耐震調査を行った。この結果、耐震について強度不足となったことから耐震工事を着工し、平成28(2016)年春に完了している。
- 2) 薬品安全管理・廃棄物処理については、学内委員会である「薬品安全管理・廃棄物処理委員会」管轄の元、「岐阜医療科学大学化学物質安全管理規程及び細則」に基づき、

安全管理、処理チェックを行っている。また、令和2(2020)年度より、東北緑化環境保全株式会社が開発した薬品管理支援システム(IASO)を導入し、本学が購入した薬品等化学物質に関し、正確かつタイムリーに管理を行っている。

- 3) 放射線管理については、「放射線安全管理委員会」を設け、「岐阜医療科学大学放射線障害予防規程」に基づき安全管理を行っている。なお、年1回放射線管理状況報告書を文部科学省に届け出ている。

#### 【施設・設備の安全性（可児キャンパス）】

- 1) 全部で8棟ある建物（1～8号館）は、全て建築基準法が改正された昭和56年6月以降の竣工であるため、建物の耐震基準は問題ない。
- 2) 薬品安全管理・廃棄物処理については、関キャンパスと同様「薬品安全管理・廃棄物処理委員会」管轄の下、「岐阜医療科学大学化学物質安全管理規程及び細則」に基づき、安全管理、処理チェックを行っている。また、令和2(2020)年度より、東北緑化環境保全株式会社が開発した薬品管理支援システムを導入し、本学が購入した薬品等化学物質に関し、正確かつタイムリーに管理を行っている。

#### 【施設・設備の保守（関キャンパス）】

- 1) 受変電設備

4箇所ある受変電設備及び各棟の分電盤等の点検を保守管理会社に委託し毎月1度の点検を行っている。また、3年に一度は学内を全停電にして、高圧機器設備等の点検を行っている。令和4(2022)年度に高圧機器設備（高圧真空遮断器、過電保護継電器、高圧CVケーブル）を更新している。

- 2) 空調機器

G.H.P（ガス式エアコン）1、3号館（屋外機33台）については空調機メンテナンス会社と委託契約を結び、オンコールサービス(故障時対応)で対処している。3号館年1回全ての機器の運転状況をチェックし、不具合が見つかれば部品交換等対処している。4号館（講堂棟）の吸収式冷温水機については、G.H.P同様にメンテナンス契約を結び冷暖房切替え時2回、冷暖房運転中に2回、年に計4回の点検を行っている。その他の棟のE.H.P（電気式エアコン）については、メンテナンス会社に都度修理を依頼している。

- 3) 消防設備

全8棟において、消防設備点検業者と委託契約を結び、年2回の点検を実施している。内1回は感知器の動作確認、消火器の点検、受信機盤等の目視点検を行い、1回は感知器の動作確認、消火器の点検並びに屋内消火栓の実放水試験、非常放送設備の確認等総合試験を実施している。消防設備点検において指摘事項があった際は都度点検業者に修繕を依頼し適切な状態を保っている。

- 4) 井水濾過装置

本学の井水は飲用には使用せず、雑排水（トイレ用）として使用しているが、保守点検は濾過機メーカーと業務委託契約を締結し年6回の点検を実施し不純物等を取除

き、pHは7に保ち市水の基準をクリアしている。

5) 中和処理槽

本装置は実験用排水を中和し希釈して下水に放流する設備であり、処理槽のメーカーと委託契約を結び年6回の点検を実施している。pHセンサー、ブロー装置、薬注ポンプ等の点検、硫酸、水酸化ナトリウムの補充等を行い、酸、アルカリ性の排水が流出しないように、中和処理を行って排水している。

6) バルク設備（集中ガス供給設備）

7,000ℓのバルク（タンク）を2基所有しており、ガス納入業者と保守点検契約を結び、月1回のバルク点検と定期自主検査を年1回（夏休み）実施し、さらに4年毎に細密点検（蒸発器、弁類）を実施している。

7) エレベーター設備

1号館に2基及び3号館に1基の計3基のエレベーター設備を有し、エレベーターメーカーとの業務委託契約を締結し、閉じ込め故障、着床不良、使用不能故障等の故障対応と年4回定期点検、月1回のリモート点検（専用電話回線による遠隔点検）を実施している。

8) 集中監視盤

本装置は、4号館空調機遠隔制御、及び学内各所からそれぞれの故障警報（電源断、水槽水位異常、ガスバルク故障等）を表示、警報するシステムで、ビルメンテナンス会社と業務委託契約を結び、年2回保守点検を実施している。

9) 正門ゲート・大型車両入退出システム

正門からの構内道路が坂道でカーブしており、また幅員が狭く大型車両（バス等）とのすれ違いが困難であることから信号機を設置して、大型車両入退場時は片側通行としている。また、正門から車道への飛び出しを防ぐため、遮断機（ゲート）と交通指導員（守衛）を配して学生、教職員の安全確保に努めている。令和5(2023)年度に大型車両入退出システムを更新し信号機の場所を移動させ、構内を移動する車両に対し、信号の見やすさを改善させより安全に通行できるシステムとなった。この信号及び遮断機システムに関して、業務委託契約を結び年4回の保守点検を実施している。

10) 自動ドア

1号館（8台）、2号館（1台）、3号館（3台）、食堂（3台）合計15台の自動ドアが設置されている。メーカーと委託契約を結び、年4回ドアエンジンなどを中心に点検を実施している。

11) 4号館の間仕切りパネル、一体型机・イス

4号館は講堂A・講堂Bとして2分割が可能であり、その間仕切りパネルは移動（手動）式である。入学式、卒業式、講演会、オリエンテーションなどの大規模人数の場合は、ホールとして利用するためパーティションを開き、授業など小規模人数の場合は、教室として利用するためパーティションを閉じる。この設備は、天井からの吊り下げ式パネルであること、本来は年に数回の開閉見込みで設置されたものであることから、安全性確保のためメーカーに定期点検を委託し年1回の点検を実施している。また、ホール全体には専用の一体型机・イスが常設されている。こちらも上記同様に利用率が高いため、保守業者に定期点検を委託し年1回の点検を実施している。

## 12) 入退館システム

1～7館の一部施設及び食堂には、入退館システムを導入しており、平日8時～18時30分以外の時間帯は、学生証または職員証が無いと施設内に入ることができない。また、コンピューター教室や、高額な実験機器が保管してある実験室などは常時施錠され、入室権限を付与された者しか立ち入れないようにしている。

## 13) 貯水槽

飲料水は関市の上水を使用している。市水の貯水槽は全部で6基あり、年1回、貯水槽清掃業者による清掃・点検を行っている。また、自主的に月に1度水槽周り（ポンプ設備も含む）の点検を実施している。薬注ポンプによる薬剤（次亜塩素酸ソーダ）の自動注入を実施して、市水の残留塩素濃度が下がらないよう管理している。

## 【施設・設備の保守（可児キャンパス）】

### 1) 受変電設備

各棟の受変電設備（配電盤、変圧器、開閉器類等）に関しては、常駐している設備員により、月1回以上の頻度で点検を行っている。また、高圧受電設備に関しては、中部電気保安協会に委託し、隔月にて点検を行っている。

### 2) 空調機器

1、2、7、8号館にはG.H.PとE.H.Pの2種類のエアコン（内機360台、外機51台）が導入されている。全ての機器に関し、メンテナンス会社と管理委託契約を結び、3か月に1回室外機、室内機共に不具合の有無を点検している。

3～6号館は、ガスヒートポンプ式の冷温水発生機を使用した空調システムを採用している。こちらもメンテナンス会社と契約し、冷暖房切替え時2回点検を行うと共に、運転・監視記録の作成、起動前及び運転中の点検を毎日行っている。

1～7号館すべての空調機器に関し、集中管理システムを導入しているため、運転異常が発生した場合は即時対応できる体制を構築している。

### 3) 消防設備

全8棟について、年2回消防設備点検業者と委託契約を結び点検を実施している。内1回は消防用設備（消火設備、警報受信機、誘導灯及び避難標識、排煙設備等）の動作確認、外観点検を行い、1回は設備の動作確認、消火器の点検並びに屋内消火栓の実放水試験、非常放送設備の確認等、総合試験を実施している。

### 4) 自家用発電機設備

7、8号館の一部の電源においては、自家用発電機を配備しており、停電が発生した場合は電源供給元が施設内に配置されている発電機に切り替わる。年2回点検を実施し、不具合の有無を確認している。

### 5) 実験廃水処理装置

本装置は実験廃水をpH処理して下水に放流する設備である。保守業者と委託契約を結び、目視による外観・内部点検、装置内への中和剤投入によるpH値の校正は年3回、各種消耗品の交換は年1回実施し、適切に処理されるよう保守している。

### 6) エレベーター設備

1、2、4、7号館にそれぞれ1基ずつ、計4基のエレベーター設備を有している。

メンテナンス会社と業務委託契約を締結し、月1回メンテナンス会社にて自動診断運転を実施し、正常に動作しているか確認すると共に、建築基準法に基づく法定点検を年1回実施している。

7) 中央監視設備

本設備は、1～7号館の空調機遠隔制御、及び学内各所からそれぞれの故障警報（電源断、水槽水位異常）を表示、警報するシステムで、メンテナンス会社と業務委託契約を結び、年1回精密点検を実施している。

8) 入退館システム

薬学部実験実習棟における大部分の研究室及び実験室、コンピューター教室及びコンピューター自習室には、入退館システムを導入している。出入口に設置してあるカードリーダーに学生証又は職員証をかざすと、入室権限を付与された者のみが入室できるよう設定されており、部外者が施設内に立ち入れないようにしている。

9) 貯水槽

飲料水は可児市の上水を使用している。市水の貯水槽は全部で4基あり、年1回水槽清掃業者による清掃・点検を行っている。また、自主的に月に一度、水槽周りの点検を実施している。

【バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性】

バリアフリー等は、表3-5-③-1「バリアフリー設置一覧」のとおりである。

表3-5-③-1「バリアフリー設置一覧」

棟名	玄関スロープ	エレベーター	身障者トイレ	階段手摺	誘導用ブロック	摘要
関キャンパス1号館	○	○	○ (共用)	○	○	5階建て
関キャンパス2号館	○	×		○	×	4階建て
関キャンパス3号館	○	○		○	○	4階建て
関キャンパス4号館	○	/	×	/	×	平屋建て
関キャンパス5号館	○	×	×	○	×	3階建て
関キャンパス6号館	○	/	×	/	×	平屋建て
関キャンパス7号館	○	/	×	/	×	平屋建て
可児キャンパス1号館	○	○	×	○	×	3階建て
可児キャンパス2号館	○	○	×	○	×	5階建て
可児キャンパス3号館	○	/	×	○	×	平屋建て
可児キャンパス4号館	○	○	○	○	×	3階建て
可児キャンパス5号館	○	×	×	○	×	2階建て
可児キャンパス6号館	○	×	○	○	×	一部2階建て
可児キャンパス7号館	○	○	○	○	○	3階建て
可児キャンパス8号館	×	×	×	○	×	2階建て

エビデンス集・資料編

- 【3-5-a】 教員研究室配置図
- 【3-5-b】 履修者数一覧
- 【3-5-c】 臨地（臨床）実習配置表
- 【3-5-d】 備品リスト
- 【3-5-e】 医療 MaaS の概要

**【基準3の自己評価】**

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

**【学生の受け入れ】**

学生募集広報活動として、全学体制で実施する来場型オープンキャンパスを4回、出張オープンキャンパス6回開催した。この他にも、本学に来学できない受験希望者に対するZoomを用いたオンライン相談会の実施（4回）、入学者選抜説明動画の公開（3本）、LINE公式アカウントの運用、公式YouTubeの運用などを実施し、本学の魅力や入学者選抜情報を発信し、受験者数の確保に努めている。

また、学科のアドミッション・ポリシーに沿い、学科単位で異なる入学者選抜方法を企画した「探求チャレンジ選抜」を実施している。さらに、「総合型選抜」「学校推薦型選抜」における評価手段の得点配分を変化させ、多くの受験生にとって、いずれかの入学者選抜区分において自分の持ち味が十分発揮できる可能性の高い入学者選抜体制を構築している。

現時点で、薬学科は入学定員を満たしていないが、高校生向けに薬剤師紹介イベントや進学講座を積極的に参加し、本学薬学科のPRと同時に薬剤師の志願者拡大の活動を積極的に推進している。また、入学試験を利用した授業料減免制度を展開して、志願者拡大に努めている。

**【キャリア支援】**

1) 保健科学部・看護学部

4年次には就職模擬面接、担当教員及びハローワークによる履歴書添削、就職相談を実施している。就職模擬面接は各学科に面接担当者を配置し、令和6(2024)年度は全体で168人の学生に実施した。臨地・臨床実習期間には土曜日に就職模擬面接の枠を設定し、学生が就職模擬面接を実施できる機会を増やしている。また、Web面接試験を実施する病院の対策のため、本学のオンライン環境を整備し、Web就職模擬面接を実施して学生の指導を行っている。併せてWeb面接時に使用できる専用の部屋を整備し、学生への貸出を行い、1件の利用があった。履歴書・エントリーシート等の添削及び就職相談を、就職担当教員及びハローワーク職員が行い、内定までの就職活動におけるきめ細かな指導を行っている。

2) 薬学部

4年次から5年次の2月まで担当教員及び学生支援課職員にて就職ガイダンスを実施している。1期生である5年次生は5回（4年次に1回、5年次に4回）の就職ガイダンスを受講している。

11月に実施した就職準備セミナーは、1期生及び2期生（希望者）を対象とし、32

法人の採用担当者を大学に招いての個別面談形式の説明会で、学生1人当たり平均4法人と面談を行っている。

実施後の学生アンケートでは、約89%の学生が「今後の進路に役立った」と回答している。

### 3) 助産学専攻科

近年の就職活動の早期化に伴い、4月の入学初日から就職書類の提出、書類の添削希望をする学生が多い。入学直後に就職希望を聴取し、きめ細やかな就職支援につなげている。学生は第1～2希望の就職先へ100%の就職率で社会に羽ばたいている。

#### 【課外活動への支援】

令和6(2024)年度体育祭は、関キャンパスは運動会形式で、可児キャンパスは球技大会形式で学部生を対象にそれぞれのキャンパスにて開催した。運動会運営業者に依頼して開催した令和5(2023)年度体育祭から学生自治会員が運営方法や競技内容についての知識を蓄積できたため、令和6(2024)年度体育祭は、学生自治会単独で開催した。学年・学科対抗の形式となったが、複数人で協力して行う競技の設定により、より競技参加者の決定等、普段の交友関係を越えて学生同士がコミュニケーションを取りやすい行事となっている。

#### 【学習支援】

放射線技術学科では各学年4人の担任を配置し、各担任が前期・後期それぞれ2回ずつの学生面談を実施して学習状況や学生生活、友人関係で困っていることなどについて聞き取りを行い、学生の状況を把握するとともに、情報共有や対応が必要な事項に関しては、月1回実施している担任会議及び学科会議で報告している。特に、各教科における講義の欠席状況や受講態度については担任が把握しにくいことから、サーバー上に記録し、早期の対応が可能となっている。対応が必要な場合には、保護者にも連絡して情報共有と対応を行っている。また、前期・後期末に実施している定期試験の前に日を設け、試験に向けた復習のために補講、再試験前にも補講を行い、学生の理解促進を図っている。

#### 【図書館の有効活用】

令和6(2024)年度は、学生による選書を2回実施し、計195冊が選ばれた。これらの図書は、学生が作成したポップと共に、各図書館の特設コーナーに一定期間展示した。その結果、普段は図書館を訪れない学生も、同年代の学生が選んだ本に興味を持ち、来館する様子が見られた。

また、12月からは、これまで最新3年分を貸出禁止としていた国家試験対策問題集の貸出を可能とした。その結果、4年生に限らず2・3年生も問題集を手に取り、活用する様子が見られた。

#### 【学修環境の整備】

##### 1) 臨床検査学科

令和5(2023)年度に2号館4階に生殖補助医療実習室を整備し、倒立顕微鏡、システム実体顕微鏡等を購入するなど十分な準備をした上で、令和6(2024)年度より「生

殖補助医療実習」を実施した。その他にも令和6(2024)年度には新規で15台の顕微鏡を購入、翌年度にも15台の購入を予定しており形態観察を行う実習の充実が図られ、研究面においても卒業研究に大いに活用が期待される。また、同年度からは臨床検査技師のタスクシフトを実施しているが、事前に装着式血静脈キット、経管栄養モデル、直腸肛門機能検査モデル、点滴静脈シミュレータ等を購入して万全な体制で臨んだことから問題なく遂行できた。

## 2) 放射線技術学科

診療放射線技師養成所指定規則の改正に伴い、新カリキュラムに診療放射線技師法改正に伴う業務範囲拡大に対応するための科目が追加したため、必要な実習器具として、鼻腔カテーテル造影剤注入シミュレータ、装着式採血静注キット SASUKE、直腸カテーテル挿入シミュレータ、及び必要な備品を取りそろえた。今年度、3年前期に業務範囲拡大に対応する科目において、「実践臨床画像学Ⅰ」で「検査のための静脈路の確保、及び造影剤の注入の実施と終了後の抜去」、「下部消化管造影検査及び画像誘導放射線治療(IGRT)時のための肛門へのカテーテル挿入と造影剤及び空気の注入と吸引と抜去」、「上部消化管検査のため挿入された鼻腔カテーテルからの造影剤注入と抜去」、「臨床基礎実習Ⅱ」で、「留置された動脈路への造影剤注入装置の接続と操作」、核医学検査学基礎実習で「静脈路に放射性医薬品を投与するための装置の接続・操作」の実習を行った。

また、診療放射線技師に求められる業務に「生命予後にかかわる緊急性の高い疾患の画像所見を、すぐに医師に報告すること」が求められ、診療放射線技師の国家試験項目に救急疾患の診断が追加されたことから、福井大学と連携し、学内に設置しているコンピューター端末から、福井大学に設置したサーバーにアクセスし、臨床画像を自由に閲覧できるシステムを構築した。講義における利用のほか、自己学習にも活用できるシステムである。

## (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

### 【学生の受け入れ】

アドミッション・ポリシーは現在の学習指導要領に対応して作成されており、変更の必要性がないことを確認したが、分かりやすい魅力的な文言の追加の必要性を依然として感じるため、検討を続ける。

今年度は、新学習指導要領で学習した高校生の初の入学者選抜であったため、新学習指導要領のカリキュラム変更に対応し、数学、国語において出題科目を変更して出題した。出願状況、正答率等の情報から、出題科目の設定が妥当だったのか評価する必要がある。

### 【キャリア支援】

#### 1) 保健科学部・看護学部

就職模擬面接において、各学科の担当教員が行っているが学生の希望日と教員の日程の調整が難航しており運用方法の見直しが必要である。

#### 2) 薬学部

薬剤師の採用が年々早期化しており、就職ガイダンスの日程及び内容の見直しが必要

要である。また、就職準備セミナーの学生アンケートから、愛知県の病院招聘の要望があり、対応していく必要がある

#### 【課外活動への支援】

令和6(2024)年度の体育祭では、可児キャンパス・関キャンパスともに競技や運営に関していくつかの課題が見受けられた。試合時間の変更や競技種目の見直しに関する声が上がっており、競技の選定や運営管理の精度向上が求められる。また、一部の学生から参加意欲が低いとの回答や、クラスの雰囲気が悪くなかったとの意見もあったため、イベント全体の魅力を高め、誰もが楽しめるような工夫が必要とされる。これらの意見をもとに、より多くの学生が積極的に参加し、満足できる体育祭の実現を目指すことが課題である。

#### 【学習環境の整備】

##### 1) 大学全体

医療 MaaS の導入にあたり当初予定した車両が自動車メーカー側の事情で生産ラインがストップした。そのため別車両で導入することとなり納車スケジュールが大幅に遅延し、医療 MaaS を活用した授業や地域への貢献等について十分ではなかった。

##### 2) 臨床検査学科

令和6(2024)年度より「生殖補助医療学」の実習が開始されたが、臨床現場で働く胚培養士2人を非常勤講師として招聘し、より現場に近い内容で実践的な実習を行っている。また、令和7(2025)年度からは「アドバンスド超音波検査学」がスタートするため、本学の特色や強みとなるようにシームレスなプローブ走査や症例学習ができるトレーニングシミュレータ等、一層の設備の充実が求められる。

##### 3) 放射線技術学科

救急疾患の診断がカリキュラムに追加されたことを受け、福井大学と連携し、学内に設置されたコンピューター端末から福井大学のサーバーにアクセスして臨床画像を自由に閲覧できるシステムを構築した。しかし、100人を超える学生が同時に、多数のスライス有するCT画像などを閲覧する際に待機時間(ウエイトタイム)が発生し、講義に支障をきたす状況となった。

##### 4) 薬学科

学生の自習環境などが必ずしも十分でないことが挙げられる。

#### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

##### 【学生の受け入れ】

旧学習指導要領と新学習指導要領の分野対応表を精査し、出題担当者との情報共有、外部の先生からの情報収集を行い、令和7(2025)年度入学者選抜の出題範囲を決定、公表した。今後、変更の妥当性に関し、科目選択者数の変化、平均点の変化から評価し、必要であれば対策する。また、作問担当者への新学習指導要領検定済み教科書の配付や、これまで出題に使用していた旧学習指導要領検定教科書を回収・廃棄し、出題範囲外からの出題が行われない環境を整えた。昨年度同様、例年よりも早く、次年度入学者選抜の企画を開

始し、3月の進路相談で大枠が公表できるようにする。

また、大学広報体制の強化を検討した。入試広報課を入試課と広報課に分離することで各作業担当者を明確化し、年間を通して入試業務と広報業務が可能な体制を整えた。さらに、令和7(2025)年度には大学全体の広報にかかわる組織体制を構築する。

#### 【キャリア支援】

就職模擬面接について、日程調整業務のフローを改善し円滑な日程調整を行いたい。

薬剤師の採用早期化に関しては、令和7(2025)年度の就職支援年間計画にて就職ガイドの日程を見直す方向で検討を進めている。また、薬学科の就職準備セミナーについて、学生の希望に沿って愛知県の病院の招聘を予定している。

#### 【課外活動への支援】

令和7(2025)年度の体育祭においては、競技種目のバリエーションを増やし、人気のある競技を維持しつつ新しい種目を導入することで、より多くの学生が楽しめる内容を目指していきたい。また、試合時間やスケジュール管理の精度向上に努め、運営体制の強化を図ることが必要である。さらに、学生から事前に意見を収集し、イベント内容や形式に反映させることで、満足度向上を図りたい。

#### 【学習環境の整備】

##### 1) 大学全体

医療 MaaS の運用について二つのキャンパスを仮想の医療過疎地域や病院に見立てた演習を実施し、学生がオンライン診療やチーム医療の一連の流れを体験できるように考えている。「医療を届ける」という実践的な体験を通じて、現場で求められる判断力や多職種との連携能力を養い、地域とつながる医療人の育成を図りたい。さらに、このプログラムは訪問医療にも対応しており、医療技術者の育成にとどまらず、災害時の医療支援、地域医療への貢献、そして地域住民の健康促進にも寄与することを目的としている。今後も、地域に根ざした医療教育を推進し、持続可能な地域医療の実現に貢献している。今後の運用については「内部質保証委員会」や企画課を中心に令和7年度中に確立する。

##### 2) 臨床検査学科

令和6(2024)年度から「生殖補助医療実習」が実行できるように、実習室の整備や機器購入等の準備を行っており、無事に実習を遂行することができた。令和7(2025)年度から開始される「アドバンスド超音波検査学」が確実に実施できるように、教員のトレーニング等の準備を進めているがシミュレータ等の準備には至らなかった。また、病理検査実習室(MT-1)では、ホルマリンやキシレンなどの揮発性薬剤を実習で使用しているため、薬剤アセスメントに対応するよう、実習室の換気設備改修の検討を開始している。

##### 3) 放射線技術学科

福井大学の担当者と協議を重ねた結果、システムの改善が進み、待機時間の発生しない環境を構築することができた。また、次年度に向けては、各モダリティの担当者

に対し、必要とされる救急疾患画像に関するアンケートを実施し、各モダリティが横断的につながるよう、より多くの疾患画像を準備する予定である。これにより、救急疾患の診断に一層役立てていきたい。

4) 薬学科

自習室の確保のために、薬学棟の研究室や廊下等に設置されたスペースを利用しやすいように改装することを計画している。また、時間的制約を少なくするように積極的に取り組んでいる。

## 基準 4. 教育課程

### 4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

#### ①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

#### ②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

##### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学のディプロマ・ポリシーは、「知識・理解の分野」「思考・判断の分野」「関心・意欲の分野」「態度」「技能・表現の分野」に区分され、教育目的を踏まえ下記のとおり定めている。【4-1-a】

#### 【岐阜医療科学大学 ディプロマ・ポリシー】

##### 1) 「知識・理解」の分野

- ①自らの専門職種において、保健科学に貢献できる高い専門的知識・技術を有している。
- ②深い洞察力と倫理観並びに国際感覚を持ち、幅広い教養を有している。

##### 2) 「思考・判断」の分野

- ①人の生命や健康に関し、専門職種に係る情報をチーム医療の視点を持って収集、分析できる。
- ②自らの専門職種に関する困難な課題に対し、その解決への道筋を構築することができる。

##### 3) 「関心・意欲」の分野

社会に深い関心を持ち、保健科学の進歩に意欲を持って対応することができる。

##### 4) 「態度」の分野

全ての患者、相談者並びに医療従事者等に対し、豊かな人間性と倫理観を持って、公平で真摯な態度で対応できる。

##### 5) 「技能・表現」の分野

- ①それぞれの専門職種分野で高い医療技術をチーム医療の一員として発揮できる。
- ②全ての患者、相談者並びに医療従事者等に対する説明や指導等において、相手の言葉を理解し、またわかりやすく説明できる高いコミュニケーション力を発揮できる。

この大学全体のディプロマ・ポリシーを踏まえ、各学部、専攻科、大学院のディプロマ・ポリシーを下記のとおり定めている。

#### 【保健科学部 ディプロマ・ポリシー】

保健科学部に4年以上在学し、学則に定められた区分毎の必要単位数を修得するとともに、以下のような臨床検査技師もしくは診療放射線技師に必要な資質及び能力を備えた者に対して、学士（保健学）の学位を授与する。

- ①保健医療の分野で、高い洞察力、倫理観、専門的知識ならびに国際性を持ち合わせ、これらを活用できる能力を持っている。(知識・理解の分野)
- ②保健医療の視点を持って人の生命や健康に関する情報や課題を収集・分析し、チーム医療の一員として課題の解決への道筋を構築することができる。(思考・判断の分野)
- ③社会と人の健康に深い関心を持ち、保健医療の発展に積極的に参画して、地域医療に貢献する意欲を発揮できる。(関心・意欲の分野)
- ④生命を守る医療現場の一員としての自覚を持ち、豊かな人間性と倫理観を発揮して、真摯な態度で対応できる。(態度の分野)
- ⑤保健医療の現場で、相手の言葉を理解し、人に説明することができる高いコミュニケーション力を持ち、高い医療技術を発揮できる。(技能・表現の分野)

**【看護学部 ディプロマ・ポリシー】**

看護学部に4年以上在学し、学則に定められた区分毎の必要単位数を修得するとともに、以下のような看護職に必要な資質および能力を備えた者に対して学士(看護学)の学位を授与する。

- ①看護学の分野で、高い洞察力、倫理観、専門的知識ならびに国際性を持ち合わせ、これらを活用できる能力を持っている。(知識・理解の分野)
- ②看護の視点を持って人の生命や健康に関する情報や課題を収集・分析し、チーム医療の一員として課題の解決への道筋を構築することができる。(思考・判断の分野)
- ③社会と人の健康に深い関心を持ち、看護学と地域医療の発展に積極的に参画、貢献する意欲を発揮できる。(関心・意欲の分野)
- ④保健・医療・福祉の現場で働く専門職としての自覚を持ち、豊かな人間性や深い洞察力と倫理観を発揮して、真摯な態度で対応できる。(態度の分野)
- ⑤保健・医療・福祉の現場で、相手の言葉を理解し、わかりやすく伝えることができる高いコミュニケーション力を持ち、高い看護技術を提供できる。(技能・表現の分野)

**【薬学部 ディプロマ・ポリシー】**

薬学部に6年以上在学し、学則に定められた区分毎の必要単位数並びに以下の資質を修得した上で、所定の単位以上を修得し、将来、薬剤師や臨床薬学研究者などに成りえるものの卒業を認め、学士の学位を授与する。

- ①薬学の分野で、高い洞察力、倫理観、専門的知識並びに国際性を持ち合わせ、これらを活用できる能力を持っている。(知識・理解の分野)
- ②チーム医療の視点を持って薬学に係る人の生命や健康に関する情報を収集・分析し、課題の解決への道筋を構築することができる。(思考・判断の分野)
- ③社会と人の健康に深い関心を持ち、薬学と保健医療の発展に積極的に参画して、地域医療に貢献する意欲を発揮できる。(関心・意欲の分野)
- ④生命を守る医療現場の一員としての自覚を持ち、豊かな人間性と倫理観を発揮して患者と真摯な態度で対応できる。(態度の分野)
- ⑤薬学と保健医療の現場において、相手の言葉を理解し、人に説明することができる高

いコミュニケーション能力を持ち、薬学に関する高い医療技術を発揮できる。(技能・表現の分野)

**【助産学専攻科 ディプロマ・ポリシー】**

助産学専攻科に1年以上在学し、学則に定められた必要単位数を修得し、修了が認められたものに修了証書を授与する。単位を修得するためには、以下のような資質が求められる。

- ①ウイメンズヘルスケアに必要な女性のライフステージに応じた基礎的知識と技術を有し、対象に応じて活用できる能力を持っている。(知識・理解)
- ②産科医療チームの一員として自覚を持ち、助産に係る情報や課題を査定し、課題の解決ができる。(思考・判断)
- ③女性を取り巻く社会の現状に深い関心を持ち、助産学の発展と母子保健に寄与して地域医療に貢献する意欲がある。(関心・意欲)
- ④相手を理解するコミュニケーション能力を持ち、深い洞察力と倫理観を有し、誠実かつ真摯な気持ちを持っている。(態度)
- ⑤母子の生命・人格を尊重し、創意工夫した保健指導を伴う正常分娩の介助ができる。(技能・表現)

**【保健医療学研究科 ディプロマ・ポリシー】**

大学院に2年以上在学し、学則に定められた所定の科目を履修した上で30単位以上を修得し、かつ本大学院が行う修士論文の審査に合格して修了が認められたものに修士の学位を授与する。修了が認められるためには、次のような資質が求められる。

- ①保健医療学の分野で高い知識と技術さらには国際性を持ち合わせ、高度医療専門職としてこれらを活用できる能力を持っている。(知識・理解)
- ②チーム医療研究に必要な自主性とコミュニケーション能力を持ち、保健医療学に係る情報や課題を分析して、問題解決への道筋を構築することができる。(思考・判断)
- ③社会に深い関心を持ち、保健医療学研究の発展に積極的に参画して、地域医療に貢献する意欲を発揮できる。(関心・意欲)
- ④高度専門医療職ならびに研究者としての自覚を持ち、保健医療学に関し深い洞察力と倫理観を発揮して、患者を含む医療関係者ならびに研究者から信頼される人間性を備えている。(態度)
- ⑤高度専門医療職ならびに研究者として相手の言葉を理解し、人に説明することができる高いコミュニケーション力を発揮する能力を持つ。(技能・表現)

ディプロマ・ポリシーは本学ホームページに公開し周知している。

**②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用**

単位認定基準、学習の評価については、大学学則第29・31条並びに大学院学則第29・

30条において、下記のとおり定め、学生便覧に掲載して周知している。また、授業科目の評価方法はシラバスに明示されている。【4-1-5】【4-1-6】【4-1-b】【4-1-c】

**【大学学則第29条】（単位の授与）**

授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、平素の成績及び論文の提出をもって試験に代えることができる。

**【大学学則第31条】（学習の評価）**

成績の評価は100点満点とし、S（90点以上）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とする。

**【大学院学則第29条】（単位の授与）**

授業科目を履修し、その試験または論文審査に合格した者に単位を与える。

**【大学院学則第30条】（学習の評価）**

授業科目の成績の評価は100点満点とし、S（90点以上）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別研究および研究科委員会が特に認める科目においては、P（合格）の評語をもって表すことができる。

進級要件については「岐阜医療科学大学教務規程」において次のとおり規定されている。進級要件の内容は学生便覧に記載すると共に、毎年4月に行われる全体及び学科毎のオリエンテーションで説明し、学生全員への周知及び教員自身の確認がなされている。進級の判定は学科会議を経て教授会において審議される。【4-1-7】

**【岐阜医療科学大学教務規程18条】（学修進行の制限）**

以下の進級要件を満たさない場合はその学年に留年しなければならない。

**(1)臨床検査学科**

「2年次進級要件」

1年次終了時に必修科目のうち未修得が3科目以下であること。

「3年次進級要件」

2年次終了時に基礎分野の卒業要件を満たしていること。

さらに、2年次までに開講されたすべての必修科目を修得していること。

「4年次進級要件」

3年次までに開講されたすべての必修科目を修得していること。

**(2)放射線技術学科**

「2年次進級要件」

1年次終了時に基礎分野17単位以上を修得していること。さらに1年次までに開講

された必修科目のうち未修得科目が2科目以下であること。

「3年次進級要件」

2年次終了時に基礎分野の卒業要件を満たしていること。さらに2年次までに開講されたすべての必修科目を修得していること。

「4年次進級要件」

3年次終了時に専門基礎分野の卒業要件を満たしていること。さらに3年次までに開講されたすべての必修科目を修得していること。

### (3)看護学科

「2年次進級要件」

1年次終了時に専門分野の必修科目をすべて修得していること。

「3年次進級要件」

2年次終了時に基礎分野 17 単位以上・専門基礎分野および専門分野の必修科目をすべて修得していること。

「4年次進級要件」

3年次終了時に3年次の臨地実習の科目をすべて修得していること。

### (4)薬学科

「2年次進級要件」

1年次終了時に薬学専門基礎実習の修得、および1年次の必修科目のうち未修得が4科目以下であること。

「3年次進級要件」

2年次終了時に物理系実習・生薬学実習・生物系実習の修得、および2年次までの必修科目のうち未修得が4科目以下であること。

「4年次進級要件」

3年次終了時に化学系実習・衛生系実習・薬理系実習・薬物動態学実習の修得、および3年次までの必修科目のうち未修得が3科目以下であること。

「5年次進級要件」

4年次終了時に4年次までの必修科目すべてと薬学準備科目の選択科目のうちコミュニケーション 1.5 単位以上・社会科学 2.0 単位以上・外国語 2.0 単位以上を修得していること。

「6年次進級要件」

5年次に配置されている実務実習および特別研究Ⅱが修得されていること。

2 以下の要件を満たさない場合は、臨地実習・臨床実習を履修できない。

#### (1)放射線技術学科

3年次前期までに開講されたすべての必修科目を修得していること。

3年次後期の臨床実習Ⅱまでに、医用機器工学実験、磁気共鳴技術学、超音波検査学Ⅱ、断層技術学Ⅱ、実践臨床画像学Ⅰ、臨床基礎実習Ⅱを修得していること。

#### (2)看護学科

2年次後期の基礎看護学実習Ⅱまでに、基礎看護学方法Ⅱ・看護過程論・看護過程演習・基礎看護学実習Ⅰを修得していること。

3年次後期からの臨地実習までに、3年次前期の専門基礎分野および専門分野の必修

科目をすべて修得していること。

(3)助産学専攻科

助産学実習Ⅰは助産診断・技術学Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを修得していること。

助産学実習Ⅱは助産学実習Ⅰを修得していること。

卒業要件・修了要件と履修単位数については、大学学則及び大学院学則に定め、厳正に運用している。【4-1-a】【4-1-5】【4-1-6】【4-1-d】【4-1-e】

【大学学則第 32 条】(履修方法)

学生は、第 25 条に規定する授業科目について、次の区分により履修し、その単位数を修得しなければならない。

授業科目の区分	必要修得単位数		
	保健科学部		看護学部
	臨床検査学科	放射線技術学科	看護学科
基礎分野	17 単位以上	19 単位以上	17 単位以上
専門基礎分野	21 単位以上	31 単位以上	32 単位以上
専門分野	86 単位以上	77 単位以上	81 単位以上
合計	124 単位以上	127 単位以上	130 単位以上

授業科目の区分	必要修得単位数
	薬学部
	薬学科
薬学準備科目分野	21.5 単位以上
薬学基本科目分野	165.0 単位以上
薬学専門基礎科目分野	
薬学専門科目分野	
合計	186.5 単位以上

【大学学則第 38 条】(卒業)

本学に第 5 条に定める修業年限(第 15 条の規定により入学した者にあつては、同条第 2 項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、第 32 条に定める授業科目を履修し、必要修得単位数以上を修得した者に対し、学長は、教授会の議を経て卒業を認定する。

【大学学則第 54 条】(授業科目及び単位数)

助産学専攻科において開設する授業科目及びその単位数は、別表 5 のとおりとする。

2 助産学専攻科の修了に必要な単位数は、次のとおりとする。

必要修得単位数 34 単位

**【大学学則第 55 条】(修了)**

助産学専攻科に 1 年以上在学し、所定の授業科目を履修し、その単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

**【大学院学則 37 条】(修士課程の修了要件)**

修士課程の修了要件は、大学院に 2 年以上在学し、所定の科目について 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う修士論文の審査に合格することとする。

**【大学院学則第 38 条】(課程修了の認定)**

課程修了の認定は、論文の審査結果により研究科委員会の議を経て、学長が行う。

エビデンス集・資料編

【4-1-a】岐阜医療科学大学 ディプロマ・ポリシー

【4-1-b】学生便覧<抜粋> (単位認定基準、学習の評価)

【4-1-c】シラバス<抜粋>

【4-1-d】学位論文・公聴会審査表

【4-1-e】大学院学位(修士)申請の手引き

**4-2. 教育課程及び教授方法**

**①カリキュラム・ポリシーの策定と周知**

**②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性**

**③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成**

**④教養教育の実施**

**⑤教授方法の工夫と効果的な実施**

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

**①カリキュラム・ポリシーの策定と周知**

本学のカリキュラム・ポリシーは保健科学部、看護学部、薬学部、助産学専攻科、大学院保健医療学研究科において下記のとおり定めている。【4-2-a】

**【保健科学部 カリキュラム・ポリシー】**

本学の建学の精神、目的、教育目標、ディプロマ・ポリシーに基づく本学部の教育目的を達成し、保健科学部ディプロマ・ポリシーを身に付けさせるため、教育課程分野を「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」に分類してカリキュラムを編成する。

- 1.臨床検査技師もしくは診療放射線技師として必要な 9 の基本的な資質である①技師としての心構え、②患者・生活者本位の視点、③コミュニケーション能力、④チーム医療への参画、⑤基礎的な科学力、⑥地域の保健医療現場での実践的能力、⑦研究能力、⑧自己研鑽、⑨教育能力を獲得するために必要な学士課程における科目を編

成する。

2. 1年次には、豊かな人間性と倫理観、広い視野に立った思考力を育むための「基礎分野」の科目を学修し、1年次後期から臨床検査技師もしくは診療放射線技師として必要な基礎的知識である「専門基礎分野」の科目を学修する。2年次からは、これに続いて臨床検査技師もしくは診療放射線技師の専門的知識や技術を習得するための「専門科目」を中心に学修し、4年次では3年間の学びを統合するための科目を学修する。

3. 「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」の科目を系統的に学ぶことで知識と技術を統合し、主体性と探究心を身につけ、チーム医療の中で高い専門性と技術力、コミュニケーション能力を培う。

#### 4-①一般基礎教育

臨床検査技師もしくは診療放射線技師として身に付けておくべき基本事項として、人文科学、社会科学ならびにそれぞれの分野の基礎となる自然科学などを広く学んで人間性及び基礎的能力を養い、その上でコミュニケーション能力を高めるよう科目を幅広く配置する。

#### 4-②外国語

臨床現場や教育研究において活用できることを目的とした基礎的な語学能力を養うための科目を配置する。

#### 5-①生命科学・人体科学・地域保健の基礎

臨床検査学もしくは放射線技術学を学ぶ上で基礎となる生命科学や人間の体の構造と機能ならびに地域保健医療を理解するよう科目を配置する。

#### 5-②専門基礎教育

臨床検査技師もしくは診療放射線技師として基礎となる検査や医用工学の原理を学び、専門教育の理解を深めるよう科目を配置する。

#### 6-①専門教育

医療における臨床検査技師もしくは診療放射線技師の実践的能力を習得するため科目を配置する。本学の特色を活かし、臨床検査学、放射線技術学、看護学の立場からチーム医療を学べるよう配慮する。

#### 6-②専門教育実習

臨床検査技師もしくは診療放射線技師として医療現場で必要な実務を高いレベルで実施できるように、検査学や治療学などを主軸とした講義と実習を配置する。専門教育で学んだ内容を学内実習で体得すると共に、地域医療の中で、チーム医療を現場で学べるよう学外実習を配置する。

#### 6-③卒業研究

臨床検査学やもしくは放射線技術学の研究に必要な技能を体得し、問題解決能力の向上を図り、また企画力やプレゼンテーション能力を高めるため卒業研究を充実させる。

【看護学部 カリキュラム・ポリシー】

本学の建学の精神、目的、教育目的、ディプロマ・ポリシーに基づく本学部の教育目的を達成し、看護学部ディプロマ・ポリシーを身に付けさせるため、教育課程分野を「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」に分類してカリキュラムを編成する。

1.看護学教育モデル・コアカリキュラムに示される「看護系人材として求められる基本的な資質・能力」(①プロフェッショナルリズム、②看護学の知識と看護実践、③根拠に基づいた課題対応能力、④コミュニケーション能力、⑤保健・医療・福祉における協働、⑥ケアの質と安全の管理、⑦社会から求められる看護の役割の拡大、⑧科学的探究、⑨生涯にわたって研鑽し続ける姿勢)を獲得するために必要な学士課程における具体的な学修目標をふまえて科目を編成する。

2.1年次には、豊かな人間性と倫理観、広い視野に立った思考力を育むための「基礎分野」を学修し、1年次後期から看護に必要な基礎的知識である「専門基礎分野」を学修する。2年次後期からは、看護の専門的知識や技術を習得するための「専門分野」を学修し、4年次では3年間の学びを統合するための科目を学修する。

3.«基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」を系統的に学ぶことで知識と技術を統合し、主体性と探究心を身につけ、チーム医療の中で高い専門性と技術力、コミュニケーション能力を培う。

4-①一般基礎教育

深い教養を備え、豊かな人間性と倫理観、高いコミュニケーション能力を身につけた看護師・保健師を育成するために、人文科学、社会科学及び自然科学などの科目を幅広く配置する。

4-②外国語

臨床現場や教育研究において活用できることを目的とした基礎的な語学能力を養うための科目を配置する。

5-①基本教育

看護学を学ぶ上で基礎となる人間の体と心の仕組みを理解するための科目を配置する。

5-②看護学と社会

保健・医療・福祉に関する制度やしくみを学び、地域医療についての理解を深めるための科目を配置する。

5-③専門基礎教育

看護に必要な基礎知識となる各種疾病の病理、検査、治療についての理解を深めるための科目を配置する。

6-①専門教育

看護の基本姿勢および保健・医療における看護実践的能力を修得するため科目を配置する。本学の特色を活かし、臨床検査、放射線技術、看護の立場からチーム医療を学べるよう配慮する。

6-②専門教育実習

保健・医療・福祉の現場で看護師・保健師実務を高いレベルで実施できるよう実習科目を配置する。専門教育で学んだ内容を学内実習で体得すると共に、地域医療の中

で、チーム医療を現場で学べるよう学外実習を配置する。

6-③卒業研究

看護学研究に必要な技能を体得し、問題解決能力の向上を図り、また企画力やプレゼンテーション能力を高めるため卒業研究を充実させる。

【薬学部 カリキュラム・ポリシー】

薬学教育モデル・コアカリキュラムに示される薬剤師として必要な10の基本的資質(①薬剤師としての心構え、②患者・生活者本位の視点、③コミュニケーション能力、④チーム医療への参画、⑤基礎的な科学力、⑥薬物療法における実践的能力、⑦地域の保健・医療における実践的能力、⑧研究能力、⑨自己研鑽、⑩教育能力)を身に付けさせることを基本とし、本学部教育目標、ディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程とする。このため、教育課程分野を「薬学準備科目分野」「薬学基本科目分野」「薬学専門基礎科目分野」「薬学専門科目分野」に分類する。

1. 本学の建学の精神、教育目的、ディプロマ・ポリシーに基づく本学部の教育目的を達成し、薬学部ディプロマ・ポリシーを身に付けさせるために教育課程を編成する。

2. 教育課程の中で一貫として、豊かな人間性と倫理観を持ち、チーム医療の中で高い専門性と技術力、コミュニケーション能力を発揮して地域医療に貢献できる薬剤師を育成できるよう科目を編成する。

3. 薬学準備科目分野

3-①一般基礎教育

薬剤師として身に付けておくべき基本事項として、人文科学、社会科学及び薬学の基礎となる自然科学などを広く学んで人間性及び基礎的能力を養い、その上でコミュニケーション能力を高めるよう教育課程を編成する。

3-②外国語

臨床現場や教育研究において活用できることを目的とした専門性の高い語学能力並びに国際性を養うよう教育課程を編成する。

4. 薬学基本科目分野

4-①基本教育

薬剤師としての意欲、倫理観、コミュニケーション能力を育み、チーム医療に対する意識を高めるよう科目を配置する。

4-②薬学と社会

薬学と社会及び地域医療との関連について専門的に学べるよう科目を配置する。

5. 薬学専門基礎科目分野

5-①専門基礎教育

薬剤師として基礎となる科学力を学び専門教育の理解を深めるよう科目を配置する。

5-②専門基礎教育実習

科学的根拠に基づいて問題を発見する能力を高めるため、薬学における自然科学分野の基礎的実習を学べるよう科目を配置する。

6. 薬学専門科目分野

#### 6-1①専門教育

薬物療法における実践的能力及び地域の保健・医療における実践的能力を習得するため科目を配置する。本学の特色を活かし、臨床検査、放射線技術、看護の立場からチーム医療を学べるよう配慮し、更に在宅・地域医療についても、看護師の視点から学べるようにする。

#### 6-②専門教育実習

卒業後に医療現場で薬剤師実務を高いレベルで実施できるよう実習科目を配置する。専門教育で学んだ内容を学内実習で体得すると共に、地域医療の中で、チーム医療を現場で学べるよう学外実習を配置する。

#### 6-③卒業研究

薬学研究に必要な技能を体得し、問題解決能力の向上を図り、また企画力やプレゼンテーション能力を高めるため卒業研究を充実させる。

#### 【助産学専攻科 カリキュラム・ポリシー】

##### 1.母子の生命・人格を尊重できる誠実な助産師を養成する。

助産学基礎領域では、助産学概論、助産管理論、助産学関連領域では生殖の生命倫理を学習させ、助産師としての倫理観の育成、母子の生命、人格を尊重することを習得させる。また、助産学実習では、「態度」として人権尊重、礼節ある態度、秘密厳守等について評価する。

##### 2.正常分娩の介助が少しの助言でできる

助産学実践領域の中の助産診断技術学を妊娠期、分娩期、産褥・新生児期に分けて、正常経過と異常経過が理解しやすいよう1事例を通して学習する授業計画にしている。また、助産学実習は、知識のテスト(妊娠期、分娩期、産褥・新生児期)と分娩介助技術試験に合格しなければ臨むことができない。助産学実習での受持ちは、入院で初めて会う。そのため、礼儀正しく、丁寧な言葉遣いが必要である。また、短時間で人間関係の成立をしなくてはならないため、コミュニケーション能力と相手の立場になって考えることが必要である。

##### 3.妊娠期・分娩期・産褥期(新生児含む)にある対象の助産診断ができ、創意工夫をした保健指導ができる。

助産学実習で受け持つ経陰分娩10例は、入院時・受持ち時に助産診断を行い、分娩に影響を及ぼす因子の判断と具体的ケアを明確にさせる。妊娠期の保健指導は、教員が直接指導する。産褥・新生児期は、臨地指導者が直接指導する。

##### 4.母子支援についての広い視野をもつことができる。

助産学実習、助産管理実習では、対象に対して社会資源の活用をした保健指導を実習する。助産学実習終了後は、学生に自己の助産観を考えさせ、どのような助産師になりたいのか、どのような活動をしたいのか発表させ、自己の課題を明確にする。

#### 【保健医療学研究科 カリキュラム・ポリシー】

岐阜医療科学大学大学院保健医療学研究科(以下、本大学院)においては、技術者・教育

者・研究者として自立し、高度医療専門職としての知識と理論を修得、研究活動を行うために以下のようなカリキュラムを編成している。

1. 学年の定員を9名(2学年で18名)とし、個別指導に近い少人数での教育によって高度な保健医療学の知見の集積と研究手法の修得を目指す。
2. 共通科目では、保健医療学の4分野、「在宅保健医療学」「高齢者保健医療学」「母子保健医療学」「医療連携展開学」を横断的に理解できるよう「保健医療学総論」「保健医療学研究方法論」「チーム医療展開学総論」「病態解析学」「医療倫理学」「危機管理学総論」の6科目を必修科目として受講する。
3. 共通科目修了後、専門分野に関わる見識を深め、様々な視点から問題点を抽出する「特論」と、研究の実践方法や先行研究の理解・評価方法を修得する「セミナー」を受講する。さらに個別の研究課題を実際に行うための手法を修得、さらに考察する思考経路、記述方法を修得する「演習」を行う。
4. 「特別研究」として個別の研究テーマを設定し、計測、解析、記述といった作業を行い、修士論文を作成することで、研究を行うための方法論を実践し修得する。

以上のような過程を経て高度医療専門職として保健医療学全般に関する深い見識を持ち、種々の課題を発見・解決できる研究能力を育成する。

カリキュラム・ポリシーは本学ホームページに公開し周知している。

## ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学は、建学の精神、大学学則第1条に規定する本学の目的及び教育目的に基づき、全学のディプロマ・ポリシーを定めている。これを基本として、保健科学部、看護学部、薬学部、助産学専攻科、保健医療学研究科の教育目的を定めている。それぞれの教育目的を達成するために、各学部、専攻科、研究科のディプロマ・ポリシーを定め、この関係性を資料に示している。また、ディプロマ・ポリシーを達成するためカリキュラム・ポリシーを定めており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの関連性を具体的に項目番号で図示している。【4-2-b】【4-2-c】【4-2-d】【4-2-e】

## ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

- 1) 本学の放射線技術学科、看護学科、助産学専攻科、薬学科はそれぞれ診療放射線技師、看護師、保健師、助産師、薬剤師養成学校として文部科学省より指定を受けている。このため、各養成所指定規則により、必要な授業科目や単位が定められおり、教育課程の骨子となっている。また、臨床検査学科については、臨床検査技師国家試験受験資格要件に合致するようカリキュラム編成を行っている。このため、分野や科目の設定等教育課程の編成に関して制約も多いことからカリキュラム・ポリシーをカリキュラム全体部分と分野別部分に区分して設定している。【4-2-b】【4-2-c】【4-2-d】
- 2) カリキュラム全体及び共通部分の編成
  - ①保健科学部、看護学部の教育課程分野を「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」に、薬学部の教育課程分野を、「薬学準備科目分野」「薬学基本科目分野」「薬学専門基礎科目分野」「薬学専門科目分野」に区分する。
  - ②保健科学部については、臨床検査技師もしくは診療放射線技師として必要な9の基

本的な資質を設定し獲得することを目的としている。

- ③看護学部については、看護学教育モデル・コアカリキュラムに示される看護系人材として求められる9の基本的な資質・能力について、獲得することを目的としている。
  - ④薬学部については、薬学教育モデル・コアカリキュラムに示される薬剤師として必要な10の基本的資源を身につけさせることを目的としている。
  - ⑤保健科学部、看護学部は1年次～4年次まで、薬学部は1年次～6年次までの学修の流れについて記述している。
  - ⑥基礎分野については、「一般基礎教育」と「外国語」に区分し、「一般基礎教育」では「人文科学」「社会科学」「コミュニケーション」「自然科学」等を幅広く学修し、「外国語」では各国語の基礎的な語学力を養うことをカリキュラム・ポリシーとして科目を配置している。
- 3) 各学部の履修登録単位数の上限については「教務規程」において、研究科は「大学院履修規程」においてそれぞれ規定され、単位制度の実質は保たれている。【4-2-8】【4-2-9】

**【教務規程第8条】(履修登録単位数の上限)**

各年次において1年間に履修できる単位数は、保健科学部および看護学部は50単位、薬学部は46単位を上限とする。

**【大学院履修規程第9条】(履修登録単位数の上限)**

各年次において1年間に履修できる単位数は22単位を上限とする。

専門基礎分野及び専門分野については、各学部、専攻科、大学院保健医療学研究科のカリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を定めている。

**【各学部】**

1) 保健科学部臨床検査学科

- ①「専門基礎分野」は、「人体の構造・機能」、「臨床検査の基礎とその疾病との関連」、「保健医療福祉と臨床検査」、「医療工学及び医療情報」の4つに区分し、生命及び人体に関連する基礎的な内容を学ぶこと及び臨床検査技師の基礎的な専門科目を学ぶことをカリキュラム・ポリシーとして科目を配置する。
- ②「専門分野」は、「専門教育」「専門教育実習」「卒業研究」の3つに区分してカリキュラム・ポリシーを定めている。「専門教育」においては、臨床検査技師としての実践的能力を修得することを目的に科目を配置する。本学の特色を活かし、臨床検査学、放射線技術学、看護学、薬学の立場からチーム医療を学べるよう配慮する。「専門教育実習」では、それぞれの専門職に関する実務を医療現場において高いレベルで実施できるよう、「検体検査」や「生理検査」などを主軸とした講義と実習を配置する。また専門教育で学んだ内容を学内実習で体得するとともに、地域医療の中で、チーム医療を現場で学べるよう学外実習を配置する。さらに、特徴ある教育として

「生殖補助医療」「超音波検査」「食品科学」「バイオ技術」が詳しく学べるように講義と実習を配置している。「卒業研究」においては、臨床検査学の研究に必要な技能を体得し、問題解決能力の向上を図り、また企画力やプレゼンテーション能力を高める。

2) 保健科学部放射線技術学科

- ①「専門基礎分野」は、「人体の構造・機能・疾病」と「保健医療における理工学的基礎及び放射線の科学・技術」の2つに区分し、生命及び人体に関連する基礎的な内容を学ぶこと及び診療放射線技師としての基礎的な専門科目を学ぶことをカリキュラム・ポリシーとして科目を配置する。
- ②「専門分野」は、「専門教育」「専門教育実習」「卒業研究」の三つに区分してカリキュラム・ポリシーを定めている。「専門教育」においては、診療放射線技師としての実践的能力を修得することを目的に科目を配置する。本学の特色を活かし、臨床検査学、放射線技術学、看護学の立場からチーム医療を学べるよう配慮する。「専門教育実習」では、それぞれの専門職に関する実務を医療現場において高いレベルで実施できるよう、「検査学」や「治療学」などを主軸とした講義と実習を配置する。また専門教育で学んだ内容を学内実習で体得するとともに、地域医療の中で、チーム医療を現場で学べるよう学外実習を配置する。「卒業研究」においては、放射線技術学の研究に必要な技能を体得し、問題解決能力の向上を図り、また企画力やプレゼンテーション能力を高める。

3) 看護学部看護学科

- ①「専門基礎分野」は、「基本教育」「看護学と社会」「専門基礎教育」の三つに区分する。「基本教育」においては、看護学を学ぶ上で基礎となる人間の体と心の仕組みを理解するための科目を、「看護学と社会」においては、保健・医療・福祉に関する制度やしくみを学び、地域医療についての理解を深めるための科目を配置する。「専門基礎教育」においては、看護に必要な基礎知識となる各種疾病の病理、検査、治療についての理解を深めることをカリキュラム・ポリシーとして科目を配置する。
- ②「専門分野」は、「専門教育」「専門教育実習」「卒業研究」の三つに区分してカリキュラム・ポリシーを定めている。「専門教育」においては、看護の基本姿勢及び保健・医療における看護実践的能力を修得することを目的として科目を配置する。本学の特色を活かし、臨床検査学、放射線技術学、看護学の立場からチーム医療を学べるよう配慮する。「専門教育実習」においては、保健・医療・福祉の現場で看護師・保健師実務を高いレベルで実施できるよう実習科目を配置する。さらに、専門教育で学んだ内容を学内実習で体得するとともに、地域医療の中で、チーム医療を現場で学べるよう学外実習を配置する。「卒業研究」においては、看護学研究に必要な技能を体得し、問題解決能力の向上を図り、また企画力やプレゼンテーション能力を高めるため卒業研究を充実させる。

4) 薬学部薬学科

カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程分野を「薬学準備科目分野」、「薬学基本科目分野」、「薬学専門基礎科目分野」「薬学専門科目分野」に分類し、以下のような科目構成としている。

①薬学準備科目分野

薬学を学ぶための準備科目となる分野である。これを「自然科学」「社会・人文学」「外国語」分野に区分している。これらの科目については、主に1～2年次に配置して、低学年に基礎的能力が身に付けられるようにしている。「社会・人文学」分野は、効果的な学習を行うため、「コミュニケーション」「社会科学」「健康とスポーツ」分野に区分して、それぞれの分野における必要履修単位を設けている。

②薬学基本科目分野

薬学を学ぶために基本科目となる分野である。本分野をモデル・コアカリキュラムに従い、「基本事項」分野と「薬学と社会」分野に区別している。薬剤師として基本となる概論や倫理等の科目は主に1年次に学ぶが、医療経済や薬事法規等は、薬学の理解が進んだ3～4年次に配置して学習効果を上げるようにしている。

③薬学専門基礎科目分野

薬学を学ぶために専門基礎分野とする。本分野をモデル・コアカリキュラムに従い、「薬学専門基礎(物理)」「薬学専門基礎(化学)」「薬学専門基礎(生物)」分野に区分し、主に1～3年次に配置している。「薬学準備科目」分野に配置する「化学」「物理学」「生物学」「数学」を薬学で引き続き学習する薬学専門基礎科目の内容として関連付け、講義及び関連の科目に相当する系統別の実習・演習により学び、その後の「専門科目」に繋げる。

④薬学専門科目分野

薬学を学ぶための専門分野とする。本分野をモデル・コアカリキュラムに従い、「衛生薬学」「医療薬学」「薬学臨床」「薬学研究」分野に区分している。「衛生薬学」及び「医療薬学」分野は主に2～4年次に履修する。ここで専門科目として多くの科目履修が必要になることから、集中して関連科目を履修できるように配置している。相互の強化の関係を意識しながら教育できるように、解説を加えながら教育を進め、系統別の実習・演習を行っている。「薬学臨床」分野では4～5年次に主に実務実習関連の科目等を学ぶものである。また、6年次においては、系統別の特論を設け、最新の薬事行政や薬物治療等を学び、臨床能力を高めるように工夫されている。「薬学研究」分野では、4～6年次に特別研究(卒業研究)を行い、薬剤師としての問題発見及び解決能力が養えるようにしている。

【助産学専攻科】

全国、周産期医療体制が確立され、チーム医療が推奨されている。産科医師と助産師のタスク・シフティングが提唱され、助産師はローリスク妊産褥婦と新生児、産科医師はハイリスクと分業されている。また、医療法により「開業権」を有する。そのため、教育課程は知識と実践の統合を目指した教育課程や方法をとっている。令和4(2022)年度カリキュラム改正により、修業年限1年、修了要件は34単位以上で充実させている。教育課程は、「助産学実践領域」27単位、その基盤となる知識を「助産学基礎領域」7単位の2領域で構成している。

#### 【保健医療学研究科】

本大学院保健医療学研究科の入学資格要件として本邦における医療系国家資格を有することとなっているが、専門科目分野をこれら専門職種の分野から設定するのではなく、保健医療学の立場から「在宅保健医療学分野」「高齢者保健医療学分野」「母子保健医療学分野」「医療連携学分野」の4分野を設定し、それぞれの分野の教育目的を達成するための教育体系となっている。

本大学院に入学する学生は、この4分野の中から1分野を主たる専門分野として選択する。このため、入学した学生が自らの職種及び他職種の視点から保健医療学における課題と対策について理解し、チーム医療において必要とされる知識及び技術を修得できるよう共通科目を配し全て必修としている。その上で各分野の専門科目を配して、自らの専門職種を基盤として体系的に保健医療学を学べるよう配慮している。

#### ④教養教育の実施

##### 【各学部】

##### 1) 保健科学部

- ①基礎分野として一部2学科共通の教養科目を配置し実施している。この基礎分野は、カリキュラム・ポリシーに基づき、深く教養を備え、人として、また医療人として豊かな人間性を身につけることを目的とした「一般基礎教育」と臨床現場や教育研究において外国語を活用できることを目的とした「外国語」の小区分に分類している。また、この「一般基礎教育」を「人文・社会科学」「コミュニケーション」「自然科学」「医療と健康」の5つの小分野に分類し科目を配置している。主に1年生で開講し、4もしくは5分野に配置された臨床検査学科25科目中15科目、放射線技術学科は31科目中20科目が選択であり、学生が自身の特性や関心に合わせて科目を選択できるようにしている。
- ②「人文・社会科学」では倫理感や人間性を育むため、「生命倫理学」を必須とし「倫理学」「医療心理学」等で医療人としての基礎を学ぶ。
- ③「コミュニケーション」では「カウンセリング技法」、「ボランティア技法」等でコミュニケーション能力の向上を図る。特に「アカデミック基礎セミナー」では学生が自分自身でテーマを考え議論を通して作り上げ、発表することで問題解決能力を育成する。
- ④「自然科学」では「専門基礎分野」へのスムーズな移行ができるよう、「数学」「物理学」「化学」「生物学」を配し、学生が共通して選択できる。
- ⑤「外国語」では「基礎英語」「英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「英会話Ⅰ・Ⅱ」を配し英語能力の向上をはかるとともに、「中国語」「韓国語」「ポルトガル語」を開講し、国際化の進む医療界や近年著しく増加する外国人への対応力を育成する。
- ⑥「教育支援センター」を設置している。センター員は各学科の基礎分野の教員及び専門分野における国家試験対策関係の教員となっており、活動内容としては、基礎教育の充実、国家試験対策教育の充実を目指している。

##### 2) 看護学部

- ①カリキュラム・ポリシーに則って教養科目を配置し実施している。基礎分野では、

深い教養を備え、豊かな人間性と倫理観を身につけた看護師・保健師を育成するために、「人文・社会科学」「自然科学」「健康科学」の科目を配置する。また、高いコミュニケーションスキルを身に付け、グローバルに活躍することができる人材育成のため「コミュニケーション」「外国語」の科目を配置する。これらの科目は主に1年生で開講し、5分野に配置された26科目中17科目を選択科目とし、学生が自身の特性や関心に合わせて科目を選択できるようにしている。

- ②「人文・社会科学」では、“人”の理解を深めるために「心理学」を必修科目とし、「倫理学」「法学」「経済学」「哲学」を選択科目として、一般社会人としての教養を身につける。
- ③「コミュニケーション」では、コミュニケーション能力の向上をめざして、「コミュニケーション・ワークショップ演習」「ボランティア技法」「手話技法」を配置する。また、大学生としての学習姿勢を身につけ、探究的思考や問題解決能力を育成するために「アカデミック基礎セミナー」を配置する。
- ④「外国語」では、「基礎英語」「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英語Ⅲ」を必修科目とし、1年から2年にかけて連続的に配置することで語学力の向上を図る。また、グローバルに活躍できる人材育成や外国人への対応力の育成を目指し、「英会話Ⅰ」「英会話Ⅱ」「ドイツ語」「中国語」「韓国語」「ポルトガル語」を配置する。
- ⑤「自然科学」では「専門基礎分野」へのスムーズな移行ができるよう、「情報処理」「物理学」「化学」「生物学」「数学」を配置している。
- ⑥「健康科学」では、健康な心と体やチームワークの育成を目指して、「健康スポーツ実技」を開講している。

### 3) 薬学部

教養系科目については、モデル・コアカリキュラムに示されている「薬学準備教育ガイドライン」に沿って「薬学準備科目分野」を設け、「自然科学分野」「社会・人文化学分野」「外国語分野」に区分して、本学で薬学を学び、卒業して薬剤師として活躍していく上で重要な科目を配置して、高い学修効果を上げることができるようにしている。更に「社会・人文科学分野」については、「コミュニケーション」「社会科学」「健康とスポーツ」の小分野に分け、必要単位を分野ごとに設定することで、効果的に学べるように配慮している。また、コミュニケーション能力、プレゼンテーションや課題解決能力などの基礎的能力に関しては、準備科目分野ばかりでなく専門的に薬学を学んでいく中で、高めることができようように配慮して教育課程を体系化している。特色として、コミュニケーション能力向上を目的に、劇団「文学座」と教育連携に関する協定を締結し、演劇手法を用いた「コミュニケーション・ワークショップ演習」を実施している。

### 【助産学専攻科】

教養教育は、助産学専攻科独自で実施している。助産師は、病院ではチーム医療による多職種との協働、地域では母子とその家族の支援を目的とした行政機関との協働が必要である。コミュニケーションスキルは、すべての基盤であり、最も重要なことである。そのため、臨地実習直前に社会人に必要なマナー技法を授業科目に取入れている。話し方、挨拶の仕方など、人間関係を円滑にする技法を学ばせている。さらに、学内実習では場面設

定をし、対象に応じた面接技法を実施している。

#### 【保健医療学研究科】

本学が設定している「在宅保健医療学分野」「高齢者保健医療学分野」「母子保健医療学分野」「医療連携学分野」における「特論」「セミナー」といった専門教科目の開始前に、必須科目として、専門分野に関わらず全大学院生に共通科目を講義する。本大学院生は入学資格として本邦における医療系国家資格を有している必要があるため、それぞれの職種における基本的な知識はすでに保有している。本学大学院では、保健医療学を学び、研究する前提として共通の知識と認識を担保するために、職種に関わらず院生を一堂に集めて、この共通科目を実施している。結果的に既得の内容に関しては再確認でき、多職種の職務内容や初めて学ぶ内容に関しては、新たに修得することができる。また研究や職務において必要な「研究倫理」「職業倫理」といった倫理学を系統的に講義している。さらに、看護師、検査技師、放射線技師それぞれの立場における危機管理についても多くの時間を割いて講義している。

### ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

#### 【保健科学部】

- 1) 臨床検査学科では「生物・化学」、放射線技術学科では「数学・物理学」が重要な基礎科目である。従来、入学直後に実施する「基礎学力診断テスト」の結果で専門基礎分野の履修が難しいと判断される場合には、基礎分野の関連科目の受講を薦めている。
- 2) 「アカデミック基礎セミナー」は6～7人で1つのグループを作り、各グループに教員を配置し、地域や医療など様々な課題の抽出・調査・まとめ・発表を行った。学生は、医療に関する課題を拾い上げて、各グループ単位に集まり調査、発表資料の作成を行い、パワーポイントを使って発表した。これに対して、教員が評価することにして、主体的な学習を進めながら、アカデミックスキルの育成に努めた。
- 3) 「チーム医療論」では、現在の臨床現場で必要とされるチーム医療について学ぶため、本学の特性を生かし、臨床検査技師、診療放射線技師、看護師、助産師、薬剤師、医師から職務内容とその実際を学ぶ講義を3学科合同で実施している。
- 4) 「チーム医療演習」では、チーム医療論で学んだ内容に加え、臨地実習もしくは臨床実習の経験を踏まえチーム医療における症例検討を行うため、3学科の学生を均等に配置した6～7人程度のグループを作り、グループディスカッションを通して、医療従事者としてチーム医療を実践する取り組みを行っている。

#### 【保健科学部臨床検査学科】

専門基礎分野及び専門分野での実習については、学生が実習内容を十分に理解できるように実習室にプラズマディスプレイ、プロジェクター、及びデスクトップパソコンを設置し、画面を通じた講義を行っている。

1～3年次では、再試験対象者に再試験前に対象科目の特別補講を行い、学修の理解を深めるよう工夫を行った。4年次では、臨床検査技師に必要な教育の仕上げとして、「臨地実習」を実施し、実際の臨床の現場を体験することで、学内で修得した知識・技術の確認

及び実践的な技術や知識の修得を行った。令和6(2024)年度は新カリキュラムに対応して、3年次の9月に、実践臨床検査演習とその技能試験(1単位)を実施した。この実践臨床検査演習は臨地実習に行く前に必ず実施しなければならない新しく導入された科目で、技能試験に関しては、外部評価者(今回は2人)を入れたオスキー形式で実施した。これにより、学生はより現場の業務内容が理解でき、円滑に臨地実習に取り組むことができるようになった。実習期間中は教員が施設を巡回して実習担当者から実習の様子を伺うとともに直接学生の指導も行い、医療チームの一員としての自覚を身に付けさせている。

「卒業研究」は、テーマごとに資料の調査を実施し、学生が自ら実験計画、実験、論文調査等を行って、考察を行い、論文作成をすることによって、論文の作成指導を通して卒業論文集を作成した。この「卒業研究」では、与えられた課題に対し授業・実習で得た知識や手技を駆使して結論を導き出す過程を実践している。最終日には、3年生も参加し全員で発表会を行い、研究内容を学会形式で発表する事ができた。また、その内容は卒業論文集としてまとめ、知識を整理するとともに、論文作成の基本事項を学ぶことができた。

「総合検査学演習」は4年次後期に開講し、これまで学んだ「専門分野」の全領域を総合的に理解する内容とした演習を行っている。また、国家試験対策として国家試験形式の模擬試験(年間10回程度)を実施している。模擬試験の成績不良者に対しては、復習ノートを提出させ、教員による補習授業も実施して理解させるよう努めている。また、4年生全員を対象とした国家試験対策のための集中勉強会や補習授業も行い、全員合格を目指して努力している。授業時間外においては、一部の教室を開放し、学生が自ら国家試験勉強できるような環境作りを行っている。さらに、国家試験直前では、新型コロナを含めた様々な感染症防止のため1週間前頃より講義を終了とし、全員が受験することができた。

「生殖補助医療学、生殖補助医療学実習」(選択科目)は、生殖補助医療のニーズに伴い、令和4(2022)年度の新入生から始まった新カリキュラムの中で、臨床検査学科の新たな特色として導入された科目である。選択講義ではあるが、講義・実習共に無事に遂行された。また、新たな特色として本学に導入されたもう一つの科目である「アドバンスド超音波検査学」(選択科目)が令和7(2025)年度よりスタートするため、教員のトレーニング等の実習準備を計画している。

#### 【保健科学部放射線技術学科】

専門基礎分野及び専門分野では、放射線に関する専門的な知識と高次元の医療技術をマスターすることを目的に、診療画像学・核医学検査学・放射線治療学等に関する具体的な講義及び学内実習、実験を行っている。授業では、特に画像などの正確な理解のために担当教員が教科書に加えて配付資料、スライド、PCによる動画像などを活用している。特に、画像診断学においては、福井大学と連携した仮想医学教室システムにより、福井大学病院の臨床画像を学内に設置しているコンピューター端末で見ることができるシステムを構築し、学生が各自のIDでアクセスして様々な疾患の画像を観察し、理解を深めることを可能としている。

「臨床実習」は、診療放射線技師養成所指定規則の改正に伴い、学内で行う「臨床基礎実習Ⅰ、Ⅱ」と実習施設で行う「臨床実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」に分け、2年次の後期に「臨床基礎実習Ⅰ」を行い、その後「臨床実習Ⅰ」を実施、3年前期に「臨床基礎実習Ⅱ」を行い、

後期に「臨床実習Ⅱ」、4年前期に「臨床実習Ⅲ」を行う流れとして、学内と実習施設での実習が相互に連携するような教育を行っている。「臨床実習Ⅱ・Ⅲ」では、講義や学内実習で勉強した内容を臨床現場において検証するとともに、診療放射線技師の業務を体験することで講義内容を理解し、自主的判断力を養って、専門職におけるモチベーションを向上させるように取り組んでいる。また、医療の現場で重要視されている、医師及び他職種によるチーム医療の中で、各職種との役割分担と有機的な連携ができる人材が育成できるように設定している。また、指定規則の改正で、病院における実習が現行の8単位から10単位以上が必要となったことから、「臨床実習Ⅱ・Ⅲ」の期間を8日間増やし、11週と3日間とした。また、実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で行う診療参加型臨床実習が望ましい、とされたことにより、実習施設に依頼してさらに、「実技試験を含む評価を行い、診療参加型実習に臨むにふさわしい総合的知識及び基本的技能・態度を備えていることを確認すること」が実習ガイドラインに記載されたことから、これまでの筆記形式で行う学力試験に加え、能力試験を実習前試験として行った。能力試験は、臨床実習を行う臨床能力を身につけているかを確認する実技試験であり、模擬患者が参画したシミュレーションテストとした。検査は、X線撮影、X線CT、MRIとし、各検査部位を指定して、模擬患者への検査説明、誘導、ポジショニング、画像の評価などの事前練習を行ったうえで、2人の教員で実技試験の評価を行い、試験に合格するまで繰り返した。また、これまで使用してきた学生手帳の内容を大幅に見直し、学生がより実践的に取り組むことができるようにした。実習期間中は専任教員が担当の実習指定病院を巡回し、技師長始め臨床実習指導者から学生の実習の様子を聞いた上で、学生に直接指導し臨床実習の効率向上に努めている。

「卒業研究」では与えられた課題に対し授業・実習で得た知識や手技を駆使して結論を導き出す過程を実践している。研究成果は抄録としてまとめ製本化するほか、各自が発表用スライドをまとめ、卒研発表会を行った。

「総合放射線学演習」は4年次後期に開設しており、これまでの総括として「専門分野」の全領域をカバーした演習を行っている。また、国家試験対策として模擬試験を9回実施し、その結果に基づき習熟度別の対策講座を補講として行うことにより、学生個人の実力を育成している。特に今年度は、国家試験への早期取り組みを図るため、4年前期から模試試験の解説を科目ごとに行うとともに、夏季休暇も国家試験科目の補講を行い、対策を図った。さらに、12月に卒業に必要な必修科目の定期試験を行うことで、国家試験のための準備を早く行って2月の国家試験に対応できるようにした。さらに、国家試験には臨床画像問題が多く出題されることから、部位別の画像特別講義も対策として実施している。一方、担任との月約1回の面談等を通して、国家試験に対する勉強方法を確認し、的確に助言、指導を行っている。面談で模擬試験ごとの結果を学生に渡し、学生自身に成績を記録・分析させた上で、次回試験の目標達成に向けた具体的な対策を明確にして学習意欲を高めている。また、学内において自習する時間と場所を確保し、各教員とコミュニケーションを図り、質問しやすい環境を整えることで国家試験合格につながるよう配慮している。

#### 【看護学部看護学科】

専門分野の講義では、自主的な学習姿勢や追求性を育むために、アクティブラーニング

(AL)を多く取り入れ学生参加型の授業展開に力を入れている。特に、臨地実習前の3年次前期の各領域の看護方法の授業では、時間割を一科目集中型に編成することで、多様なALを実施しやすくしている。一科目集中型の時間割では、学習効率がよいこと、連続的に学習することで知識や技術が定着しやすいなどのメリットがある。また、令和6年度より教育用電子カルテを導入し、より現場に近い形で事例展開演習が実施できるようにした。

看護技術を習得するための科目「基礎看護学方法」では、学生3～4人で1ベッドを使用し、1教員が2～3ベッドの学生を手厚く指導し、臨地実習に備えている。また、教科書のみでなく、VTR、DVD、シミュレータを用いた演習を行い、看護の現場がイメージしやすく学生の関心や興味を促す工夫をしている。シミュレータは、フィジカルアセスメントや成人、老年、在宅での演習科目でも使用し、看護実践力を養っている。さらに、どの演習室も常時開放しており、授業時間外に自主的な練習が行えるようにしている。

「臨地実習」は、令和4(2022)年入学生から新たに「地域生活支援実習」を加え、1年次から4年次にわたって段階的に進めている。1年次の「地域生活支援実習」では、地域で暮らす人々の健康と生活環境を理解する。2年次は「基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ」を行い、病院に入院している看護の対象、療養環境、看護の基本について学ぶ。3年次では6領域の「領域別看護学実習」及び1年次に続く「地域生活支援実習」を行い、看護の専門性を高めている。領域別看護学実習は長期にわたるため、実習直前に実習前教育を行うとともに、全員に対し実習の心得を学長、学部長より訓示している。4年次は看護学実習の集大成として「統合看護実習」を行い、看護マネジメントや医療安全について学ぶ。いずれの実習も人1グループを基本として担当教員1人を配し、実習現場できめ細かく指導し、総合的な視点で根拠に基づいた看護ができる学生の育成を図っている。また、実習施設が大学から離れた場所であることが多いため、実習中に大学に戻って学習することが困難であり、実習施設に各種参考書を用意して学習や指導が行えるようにしている。さらに、遠方で通学困難な場合、実習施設の近くに宿泊する学生もおり、金銭的負担を軽減するために宿泊費補助を行っている。

4年次の「卒業研究」は、教員1人に学生2～6人を配し、学生の関心あるテーマに沿って主体的な学習を支援している。文献検索・文献読解、研究計画立案・概要作成・発表会を通して研究的態度の育成を図っている。また、「災害看護論」では、地域防災士やDMAT(災害派遣医療チーム)隊員による講義や演習、地震体験車による地震体験や避難場所体験などを取り入れ、より具体的で実際的な活動の理解を図っている。国家試験対策としては、外部模試(10回程度)と外部業者による有料講義、学内教員による国試対策講座を開催している。4年次初めから成績下位の学生を対象とした特別講座を段階的に実施し、国家試験の直前まで手厚く学習支援を行っている。

保健師課程は、3年次と4年次に2段階で選抜を行っている。3年次は希望者の中から成績上位50人の学生を選抜し(令和6(2024)年度からは36人)、4年次はそれまでの成績と選抜試験(筆記及び面接)により30人の学生を選抜している。3年次は講義と演習を行い、4年次に「公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」として、市町村、保健所、産業で実習を行っている。遠方の市町村も実習場所としているため、宿泊費を補助し、宿泊での実習を行っている。

## 【薬学部薬学科】

### 1) 授業の内容に応じた授業の方法

授業の方法は、講義、演習、実習の何れかとしている。また、4から6年次には、教員の個別指導による特別研究（卒業研究）を行う予定である。各授業のシラバスに記載された「評価方法」に従って学習到達度を判定するが、学年全体における学生の学習到達度を本人及び教員が把握したうえで、弱点分野や科目等に対するきめ細やかな履修指導を行っている。特に、薬学部ではモデル・コアカリキュラムによる必修科目が多く、学修の成果が薬剤師としての到達目標に達しているか、具体的に示されてくることから、このようなきめ細やかな履修指導の効果が高いと思われる。また、オムニバスの講義形式においては、主担当教員を設け、教員間の講義内容の調整及び成績評価を行っており、オムニバス形式の授業の個々の関連性に配慮している。

専門性が高い授業科目などでは、複数の教員が専門性を活かして担当するオムニバス形式の授業や少人数のグループ学習、学生の参加型学習等の双方向型の学習を展開している。また、6年次には「総合薬学特論Ⅰ～Ⅴ」を配置して、各専門系統別に新しい概念の薬や最新の治療法、最新の医療制度などを教授して、総合的な理解が深められるように配慮している。演習の場合には、少人数の学生グループを形成して、与えられたテーマまたは自らテーマを決めて調査や討論を行って、担当教員がアドバイザーとして指導し、結果をプレゼンテーションして議論するなどの、課題解決につながる方法をとっている。

### 2) 授業にかかる学生数設定

各授業の教育目的を効果的かつ確実に達成するために、授業科目ごと授業形態に即して、講義形態では50～100人、演習・実習形態では25～50人、実務実習では実習先1か所につき、病院は学生2～4人、薬局は1か所2人までを基本としている。また、「特別研究」（卒業研究）は3年間にわたり教員の個別指導の下で実施する予定である。このように、小人数編成の授業を実施して、学生へのきめ細やかな指導によって高い学修成果が得られるように工夫している。

## 【助産学専攻科】

学生が受持ち実習する対象者の満足度を得るケア、助産師業務の遂行に役立つ教育内容となるよう講義計画を立てている。実践領域は、基礎理論の講義→演習→討議の形態をとっている。「助産診断・技術学」は、実習記録を活用したペーパーシミュレーションや、学内演習を実施している。また、周産期の対象に応じた助産ケアを行なうため、思考力及び臨床判断能力の強化を目的に「助産診断・技術学Ⅴ（助産過程と臨床推論）」を開講している。

助産学研究では、臨地実習における継続事例か受持ち事例の中から、特にケアを必要とした事例について事例研究を行っている。計画・論文作成・研究発表を通して一連のプロセスを学べる方法をとっている。また、国家試験の対策として複数回の模擬試験の実施や臨地実習で体験できなかった産科医療や助産について専門家による特別講義や補講を実施している。

### 【保健医療学研究科】

4分野における専門教育は科目責任教員の下にオムニバス形式とし、オムニバス担当部分において、単に各専門職種に関する教育のみに偏らないよう、多職種連携の視点から専門教育を行い、課題の研究を指導している。また、1年次の9月に研究テーマの中間発表会を行って特別研究の内容及び方向性をチェックすることとしている。長期履修生については、2年次においても発表を行うこととした。【4-2-f】【4-2-g】

講義内容及び体系を見直し、新規に大学院担当教員を任用し、より専門性が高く、なおかつ系統的な講義構成に変更した。この変更により知識の体系的取得はもとよりレポートの提出時期が分散され、負担軽減にもかかわらず、より知識を深められたと考える。1年次後期から2年次前期に履修する演習科目では、各々の特別研究テーマに関する専門分野の教員が、その分野に係る最新の課題や研究動向等について教授し学位論文作成につなげている。また、学位論文審査においては、主査・副査以外の教員も参加しやすいよう、公聴会を開催するにあたってはオンラインでのライブ配信も行うなどの取り組みを行って審査の透明性や厳格性を図っている。【4-2-h】

### エビデンス集・資料編

- 【4-2-a】 岐阜医療科学大学 カリキュラム・ポリシー
- 【4-2-b】 保健科学部三つのポリシーとカリキュラムマップ
- 【4-2-c】 看護学部三つのポリシーとカリキュラムマップ
- 【4-2-d】 薬学部三つのポリシーとカリキュラムマップ
- 【4-2-e】 助産学専攻科・保健医療学研究科三つのポリシー関連図
- 【4-2-f】 中間発表会ご案内
- 【4-2-g】 中間発表会プログラム
- 【4-2-h】 令和6年度大学院学位取得までのスケジュール

## 4-3. 学修成果の把握・評価

### ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

### ②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

#### (1) 4-3の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

#### (2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

### ②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

#### 【大学全体】

アセスメント・ポリシーを「機関レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」にて設定し、学修成果の可視化に努めている。また、教学アセスメントについて全学ディプロマ・ポリシーに対するアセスメントチェックリストを作成し、学内にてどの時期に、どのような調

査を行い、改善に向けてどう動くかを定めている。

**【保健科学部臨床検査学科】**

- 1) 学生の学修状況については、前期・後期ごとの履修科目成績（100点満点表示）の一覧表が各個人ごとに作成され、担任に配付される。毎年、教員はこの一覧表をもとに面談を行うことで学生の学修状況から教育目的の達成状況を点検・評価している。
- 2) 臨床検査のスペシャリストを目標としていることから、国家試験合格が重要な課題となっている。3年次は2回の国家試験模擬試験を行い、国家試験合格に向けてのモチベーションを上げている。4年次に実施される国家試験の模擬試験での各学生の成績及び全体の成績を前年度と比較し、臨床検査学科教員の間で情報共有することで学生の学修状況の把握に努めている。また、年間10回程度実施される国家試験の模擬試験については、学生ごとに集計され、レーダーチャート等を利用した個人ファイルを作成して、学生自身に成績の推移を把握させるとともに、面談等の個人指導のための資料としても利用されている。
- 3) 教員は、臨地実習に関する会議や巡回指導での病院訪問等で、就職先の施設と常にコンタクトをとっており、学生に対する評判や要望等を聴き、学科内で共有することで教育目的の達成状況を評価している。令和6(2024)年度は、新カリキュラムの開始に伴い旧カリキュラムと併せて二度の臨地実習を実施したため、臨地実習連絡会議はそれぞれ実習開始前に実施したが、実習先の負担軽減のため臨地実習意見交換会については開催を1回とした。実習前の打ち合わせや実習後の意見を、実習施設の実習担当者から会議でもお聞きし、次年度の臨地実習の改善資料としている。【4-3-a】【4-3-b】

**【保健科学部放射線技術学科】**

- 1) 放射線技術学科の教育目的の達成状況は、「総合放射線学演習」の結果、学生へのアンケート等で点検・評価している。
- 2) 授業科目の成績評価は、授業態度、授業中の小テスト、「実習・実験レポート」などの平常の成績を重要視した上で、定期試験の結果と合わせて判定を行っている。
- 3) 授業科目の成績評価は、担当の教員がそれぞれ個人別に管理しており、成績に応じて個別面談を行っている。テストの単なる評価だけではなく、学生の日常における生活態度も含めて指導しており、その状況は「学科会議」で報告され、学科教員全員が共有している。このことにより学生の状況を把握している。【4-3-c】【4-3-d】
- 4) 4年生に実施している国家試験対策としての模擬試験結果を学生ごとにまとめて試験ごとの比較ができるようにするとともに、学生個人の科目別の点数をレーダーチャート図で表示して、合格のためにどの科目の点数を上げる必要があるのかについて把握しやすいようにするとともに、全体及び科目ごとの点数をヒストグラム表示し、学生や教員が成績を把握しやすいようにしている。また、科目担当教員には、各設問における選択肢別の解答率を配布して学生の理解度を把握できるようにし、国家試験対策で活用している。
- 5) 病院からの要望、評価については就職担当教員の病院訪問、実習担当教員の病院巡回、病院実習打ち合わせ会議等で、教育課程、内容、人間性教育について情報収集してい

- る。それらの情報を基に学科会議、各種委員会で議論、改善を行っている。【4-3-e】
- 6) 放射線治療を行っている病院では、原子力規制委員会が認定する放射線取扱主任者の国家資格補習者が必要であることから、8月の試験に向けて、資格を有している学科教員で6月から15回程度試験対策を実施した。今年度は回数を増やして内容を充実させたことにより、第1種放射線取扱主任者試験の合格者が8人と倍増した。
  - 7) 本学は放射線治療装置を有していないため、関連病院と連携し、放射線治療装置であるリニアック及び陽子線治療装置の精度管理実習を、3年生の希望者に対して行った。

#### 【看護学部看護学科】

- 1) 学生の学修成果の把握方法として、講義科目では主に定期試験やレポートにより評価し、演習科目では取り組み姿勢や技術の習得度を評価している。学生の学修状況に問題がある場合は、担任（問題によっては学年主任）が学生の面談を行い、経緯を学科会議で報告し教員間で共有している。
- 2) 毎回の授業で、コメントカード、あるいはWebアンケートにより、学生の授業の理解度の把握、授業に対する質問や意見をもらい授業改善に活かしている。【4-3-f】
- 3) 保健師・看護師国家試験の受験準備として3年次後期から4年次後期にわたって計10回の模擬試験を実施している。結果は学生に知らせ、自己の成績を管理させるとともに、担任から助言、指導を行っている。また、毎回の模擬試験の成績は過去3年間の成績との比較を行い、その結果を学科会議で報告している。さらに、4年前期から成績下位の学生を対象とした特別講義を実施し、国家試験に向けた学習方法の早期確立を図っている。【4-3-g】【4-3-h】
- 4) 臨地実習においては、実習目標を明示し、現場の実習指導者の意見も加味して目標到達度を評価している。実習中は、教員が常時、実習場で学生の相談、指導を行っている。また、各実習で見学や体験した技術を看護技術経験録に記入し、学生ごとに技術習得状況が確認できるようにしている。また、各学年の終了時に看護技術経験録を集計し、学生の看護技術の取得状況から今後の技術教育の方法や担当領域を検討している。各実習終了後には、学生にアンケート調査を行い、その結果を各領域にフィードバックし、実習内容や実習方法の改善に努めている。【4-3-i】
- 5) 年に一度開催する臨地実習連絡会議や実習施設ごとに行う指導者会議において、実習における学生の学習姿勢や学修状況について客観的評価や意見・要望を受け、実習環境や指導方法、教育内容の改善に努めている。さらに、卒業生が多く実習施設に就職していることから、実習時に卒業生の勤務状況に関する情報を得て学修成果の把握も行っている。【4-3-j】

#### 【薬学部薬学科】

- 1) 薬学科では、教育課程の修了時に学生が身に付けるべき資質・能力として、カリキュラムマップ体系図と授業関連図に示したように、ディプロマ・ポリシーの各分野を身に付けさせるための教育課程として項目別に関連付け、これに基づいた教育を行っている。

各科目のシラバスには、各科目に対応する学習の到達目標が示され、教育課程の進

行に伴って学生が身に付けた資質・能力が分かるようになっている。

- 2) 各科目の評価については、科目の性質に応じて、筆記試験、レポート提出、口頭試問、実習や演習のパフォーマンスなど多様な評価方法を採用している。各評価手法は、学修成果を公正に反映できるように設定されている。例えば、レポート課題や実習では、ルーブリック評価に基づき評価を行っている。
- 3) 薬学科では、1年次の後期から3年次の後期まで、毎学期の最後に期末総合試験を行っている。この試験結果は、薬学教育モデル・コアカリキュラム平成25年度改訂版の各科目に対応したレーダーチャートとして学生ごとに示される。この結果を基に、科目ごとの達成度を分析することで、各科目の問題点抽出や教育課程の編成における改善にも繋げている。
- 4) 学生が身に付けるべき資質・能力の学修成果の結果については、学期毎の履修科目成績の一覧表が学生ごとに作成され、担任が確認できるので、この成績結果を基に学生と面談を行うことで学生の学習到達度を点検・評価している。その内容を教育支援センターや学科会議で報告し教員間で共有し、学習の改善に向けた指導に役立てている。
- 5) 各科目の授業評価アンケート結果から、各科目の担当教員は次年度の授業内容の改善や教授法の向上に取り組んでいる。

#### 【助産学専攻科】

- 1) 学生の学修成果は、講義科目は定期試験、課題レポート、講義・演習科目はこれに加えて技術試験で把握している。評価に対するフィードバックは個人面談や空き時間を設けて行っている。
- 2) 助産学実習は、教員が学生に付き助産過程の展開や技術指導をしている。また毎年実施する助産学実習連絡会議や病院訪問・実習打ち合わせ時に意見交換を行い、教育目的の達成状況を評価している。【4-3-k】
- 3) 各実習施設から学生や就職した修了生の評価を聴取している。また、教員が実習指導方法について講義し、学生への理解を深めるよう実習施設に働きかけている。
- 4) 学生には、授業の感想・学びのコメントや実習後評価アンケートで回答を得、その結果を基に専攻科会議で検討、改善を図っている。【4-3-l】

#### 【保健医療学研究科】

- 1) 授業評価アンケートにより学生の授業評価を行って授業改善に役立てている。【4-3-m】
- 2) オムニバスの講義については、研究科会議及び共有サーバー上に講義資料を開示することで各教員の進捗状況の擦り合わせ、管理をしている。
- 3) 修士論文の進捗状況について9月に中間発表会を行い、情報共有並びに論文の方向性の確認と修正を行っている。

#### エビデンス集・資料編

【4-3-a】 臨床検査学科臨地実習連絡会議 実施計画(案内)

【4-3-b】 臨床検査学科臨地実習意見交換会 実施計画 (案内)

- 【4-3-c】放射線技術学科会議 議事録
- 【4-3-d】大学生生活調査(アンケート様式)
- 【4-3-e】放射線技術学科臨床実習病院評価表(抜粋)
- 【4-3-f】授業コメント(例)
- 【4-3-g】2024年度看護学科国試対策年間計画
- 【4-3-h】2024年度国試対策学習支援
- 【4-3-i】2024年度看護学実習アンケート
- 【4-3-j】2024年度臨地実習連絡会議議事録
- 【4-3-k】助産学実習指導者会議議事録
- 【4-3-l】助産学実習後アンケート調査
- 【4-3-m】大学院授業評価アンケート結果

#### **【基準4の自己評価】**

##### **(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み**

###### **【保健科学部臨床検査学科】**

国家試験合格を重要な課題とし、その目標に対して3年次より国家試験対策模試を2回実施している。4年次には、実施された国家試験の模擬試験での各学生の成績及び全体の成績を前年度と比較し、臨床検査学科教員の間で情報共有することで、学生の学修状況の把握に努めている。4年次で年間10回程度実施される国家試験の模擬試験については、学生ごとに集計され、レーダーチャート等を利用した個人ファイルを作成して、学生自身に成績の推移を把握させるとともに、面談等の個人指導のための資料としても利用されている。学科全体においても、その成績の推移を精査し、国家試験対策に活用している。また、その各個人の結果については、学生各自に反省を促し、誤った解答に関してはレポート提出を必須とし、成績不良者に関しては模擬試験毎に補講を実施した。その結果、4年生81人全員が国家試験を受験し、そのうち8人が不合格となったが、合格率は90.1%と昨年度とほぼ同じ合格率を達成することができた。本学科の特徴ある教育の取り組みとして、「生殖補助医療学」の講義と実習(選択)がスタートしているが、講義には78人、実習には50人の受講者があり関心の高さが伺える。また、令和7(2025)年度に実施する予定である「アドバンスド超音波検査学」については、本学の特色や強みとなるように症例学習ができるトレーニングシミュレータ等、一層の設備の充実が求められる。

###### **【保健科学部放射線技術学科】**

4年次に実施している模擬試験結果を、学生ごとに科目別の点数のレーダーチャート図表示及び科目ごとの点数をヒストグラム表示して、学生や教員が成績を把握し今後の学習に活かせるようにしている。また、科目担当教員に各設問における選択肢別の解答率を配布し、学生の理解度を把握できるようにし、国家試験対策講義に活用している。また、毎年メンバーを変更していた学科内の「国試対策検討委員会」のメンバーを固定し、国家試験の過去5年間の出題傾向の把握や模試問題作成などに関する統一したルールを設けた。学生に対しては、国家試験への早期取り組みを図るため、学内の模擬試験を4年次の4月から実施し、科目担当教員が模試試験の解説を科目ごとに行うとともに、夏季休暇も国家

試験科目の補講を行い、受験対策を行った。さらに、12月に卒業に必要な必修科目の定期試験を行うことで、国家試験のための準備を早く行わせたことにより、4年生の卒業保留を出すことなく、103人全員で国家試験に臨み、合格率も99/103 96.1%（自己採点時）と良好であった。

放射線治療を行っている病院では、原子力規制委員会が認定する放射線取扱主任者の国家資格補習者が必要であることから、8月の試験に向けて、資格を有している学科教員で6月から15回程度試験対策を実施した。今年度は回数を増やして内容を充実させたことにより、第1種放射線取扱主任者試験の合格者が8人と倍増した。

#### 【看護学部看護学科】

毎回の授業でコメントカードまたは Web アンケートを行い、学生の理解度や授業参加態度、要望などを把握し、次の授業で改善できるところは改善するようにしている。これにより授業の質の向上につながり、各科目の4.0以上の高評価につながっている。また、令和6年度から3年前期の時間割を1科目集中型に変更した。3年前期は6看護学領域の演習科目があり、後期からの臨地実習に直結する重要科目である。変更前の時間割では、各領域から出される課題が重なり、学生は理解よりもこなすことに重点が置かれていた。1科目集中型時間割に変更したことにより、1領域ずつしっかりと理解しながら学習を進めていくことができるようになった。

#### 【薬学部薬学科】

単位認定は規程に従い厳格に行われている。薬学科では単位認定とは直接関係ない期末総合試験を実施して、学生の学修成果や修得度を数値化して担任と学生が共有して学習のアドバイスを分かりやすい形で行っている。

#### 【助産学専攻科】

「助産診断・技術学」など助産実践に直結する助産学実践領域区分の科目では、講義と演習を毎回セットで行い、学生の知識と実践の円滑な統合を目指している。

### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

#### 【保健科学部】

新カリキュラムへの移行に伴い進級要件が厳格化されたことにより、留年者が増加した。特に2年次から3年次への進級においては、2年次までに開講されたすべての必修科目を修得していることが条件とされており、それが要因のひとつになり、2年次の留年者が多く、留年率は目標値を上回る結果となった。また、放射線技術学科では、昨年度最終学年である4年生で3人の留年生を出してしまったことより、学修状況に応じた個別面談を頻繁に行い、夏休み中の補講も含め早期からの対策を行った。

#### 【看護学部看護学科】

新カリキュラムにより授業時間数が削減され、学生が事前事後の学習や課題に取り組みやすい環境となった。また、ALを多く取り入れるようにしたことで、授業への参加態度が

積極的になった。特に、3年前期科目を1科目集中型にしたことは非常に効果的であり、学びを追求する姿勢を培い、知識を定着させることができたと評価している。ただ、1科目集中型にして1年目のため、中には集中型のメリットが十分に活かしていない科目もある。科目間で情報共有し改善を図る必要がある。国試対策では、前年度の評価を踏まえ、令和6年度は4月当初から学習目標をもって学習が進められるように、個々に目標シートを作成し、学修成果を蓄積していくことで見える化を図った。しかし、国家試験の合格率は100%とならなかった。成績下位層においては学修成果の蓄積が成績の伸びになかなか反映されないこと、集団的アプローチのため支援から漏れていく学生がいることが課題となった。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

#### 【保健科学部】

学生の学修状況については、テストによる評価だけでなく、日常生活における態度も考慮したうえで、個別面談を実施した。特に前期においては、再試験対象者や留年者の数が当初の目標を上回ったため、個別面談を強化し、後期には定期試験の時間割についても調整を行い、学生が効率的に試験勉強を行えるよう、ウェイトの大きい科目が集中しないよう分散させる工夫を施した。さらに、再試験前には各教科で補講を実施し、学生の理解を深める取り組みを行った。それらの対策により進級率は前年度より向上した。特に臨床検査学科2年生の進学率は75.5%→80.2%に向上した。また、放射線技術学科4年生においては、早期からの取り組みを行うことで全員が国家試験を受験し、高い合格率を達成することができた。取り組みが有効であった可能性が高く、今後も継続的に対策を講じていきたい。

#### 【看護学部看護学科】

ALを推奨しているが、その実態は把握できていない。また、集中型講義についても実態や課題を明確にはしていない。令和7(2025)年度末までに各科目のAL教授法の実態と課題を把握、集約し、看護学科教授会にてALに関する課題を明確化する。その課題を学科内で共有し、各教員の担当科目において、令和8(2026)年度の授業を改善する。

国試対策については、知識定着の「成果」が実感できる学習アプリ「MONOXER」の導入を試みる。このアプリでは学生と教員の両者が学習進度や理解度を把握できるため、個別のアプローチが可能である。

## 基準 5. 教員・職員

### 5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

#### ①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

#### ②権限の適切な分散と責任の明確化

#### ③職員の配置と役割の明確化

##### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

#### ②権限の適切な分散と責任の明確化

本学は学長を教学に関する最高責任者とし意思決定を行っており、本学の内部質保証、教育課程の編成等に関する全学的な方針の策定、教学効果の検証や評価等の教学マネジメント並びに本学の将来計画に関し、必要な事項を審議するため「内部質保証委員会」を置き、学長の下、各学部長、学科長、専攻科長、研究科長、学生部長、教務部長、事務局長により組織され、各学部、学科の教学や運営について検討、調整を行っている。内容によって「教授会」または「研究科委員会」（以下、「教授会等」という。）で審議される。教授会等は、学長が意思決定を行うにあたり、専門性に基づき審議し意見を述べる機関として「教授会規程」「研究科委員会規程」で定められており、原則として月 1 回開催される。「教授会規程」第 5 条第 1 項第三号及び「研究科委員会規程」第 5 条第 1 項第三号に規定される学長が教授会等の意見を聴くことを必要とする「教育研究に関する重要な事項」については「学長裁定」により定められ、毎年度周知されている。【5-1-3】【5-1-a】【5-1-b】【5-1-2】

22 ある常設の「内部質保証委員会以外の委員会」は、各学科及び専攻科の教員と事務職員で組織され、各委員会の目的に則った事項が審議され、それぞれの役割を果たしている。また、委員会で審議内容、重要事項については教授会等に諮られている。【5-1-c】

各学科、専攻科及び研究科では所属する教員が全員参加する「学科会議」「専攻科会議」「研究科会議」を月 1 回程度開催し、学生の修学状況等の情報交換と指導、教育研究や運営に関する事項等を議論し教授会等へ上申している。

#### ③職員の配置と役割の明確化

本学の運営を効果的に推進するため、本学には現在 23 の委員会が常設されている。委員会はそれぞれの委員会規程に準じて教育、研究及び大学運営等に関する業務を議論し、改善策を協議している。各委員会は、目的に応じて適正かつバランス良く議論されるよう各学科の教員及び事務職員で構成している。

教学に関する組織として学生部、教務部を置き、それぞれ教員が部長を務めており、その事務は事務局の学生支援課、教務課が担当している。また、「学生委員会」「教務委員会」と綿密に連携し、教職協働の体制を構築している。

学生の基礎教育分野及び国家試験対策の支援を目的に「教育支援センター」を置き、基礎教育には教養科目を担当する教員を、国家試験対策には各学科から国家資格を所持する

教員を複数名配置している。

本学における研究活動を推進、支援する目的で「研究支援センター」を設置し、研究に関連する委員会の委員長を含めた教職員を配置することで、研究を推進、支援するために必要な意見、要望等を体系的に集約し、また必要に応じて「研究支援センター」から担当する委員会に意見している。

各委員会に対し事務職員を配置し、会議の調整、資料、議事録の作成等委員会の事務を担っている。

エビデンス集・資料編

【5-1-a】岐阜医療科学大学 学長裁定

【5-1-b】教授会議事録<抜粋>

【5-1-c】岐阜医療科学大学 委員会一覧

## 5-2. 教員の配置

### ①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

#### (1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

本学に必要な専任教員数について、大学設置基準第 13 条に「大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする」と規定されており、別表第一の学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数は各学部、学科で下表のとおりとなる。

表 5-2-①-1 「大学設置基準における本学教員必要人数（助教以上）」 (単位:人)

		収容 定員	別表 第一※1	内教授	別表 第二※2	計	内教授
保健科学部	臨床検査学科	360	9	5 以上	19	77	40 以上
	放射線技術学科	360	9	5 以上			
	保健科学部 計	720	18				
看護学部	看護学科	400	12	6 以上			
薬学部	薬学部	600	28	14 以上			
合計		1,720	58				

※1 大学設置基準別表第一による必要教員数

※2 大学設置基準別表第二による必要教員数

注 1. 保健科学部臨床検査学科、放射線技術学科各収容定員：360 名

大学設置基準 別表第一 学部の種類「保健衛生学関係(看護学関係を除く)」

二以上の学科を組織する場合

収容定員 160～320 人で 8 人

超える場合は 400 人につき 3 人 133 人まで 1 人となる。

40 人を超えているため+1 名 各学科 9 人 内教授数は必要教員数 1/2 で 5 人

2. 看護学部看護学科：収容定員 400 人

大学設置基準 別表第一 学部の種類「保健衛生学関係(看護関係)」

収容定員 200～400 人で 12 人 内教授数は必要教員数 1/2 で 6 人

3. 薬学部薬学科：収容定員 600 人

大学設置基準 別表第一

学部の種類「薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)」

収容定員 300～600 人で 28 人 内教授数は必要教員数 1/2 で 14 人

4. 別表 2(大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数)

①必要教員数：収容定員 800 人までは 12 人

以降収容定員 400 人につき 3 人→133 人に 1 人

②全学部収容定員：1,720 人⇒12 人+7 人 $((1,720-800)/133=7 人)$ =19 人

5. 全体教授数

各学科必要教授数+別表二分/2 $= (5+5+14+6)+19/2=39.5$  で 40 人

表 5-2-①-2

「大学設置基準における本学必要教員数と令和 6 (2024)年度 5 月 1 日現在の本学各学部、学科の専任教員数(助教以上)と比較」 (助産学専攻科は看護学科に含む) (単位:人)

		大学設置基準算出数		令和 6 年 5 月 1 日現在			
		必要人員	内教授	実人員	充足増減	内教授	充足増減
保健科学部	臨床検査学科	9	5	18	+9	7	+2
	放射線技術学科	9	5	20	+11	8	+3
看護学部	看護学科	12	6	37	+25	10	+4
薬学部	薬学科	28	14	34	+6	16	+2
全学部収容定員		19	10	0	-19	0	-10
計		77	40	109	+32	41	+1

現在、本学の教員は教育目的を達成するためにバランスよく配置され人員も充足している。

採用については退職に対する欠員補充が主となる。採用は欠員が生じた分野の教員を補充することになるため、公募または前任者の紹介等によって候補者を集めている。また、採用候補者は「岐阜医療科学大学教員選考基準」「岐阜医療科学大学教員選考委員会規程」に基づき「教員選考委員会」において採用時の職位等について選考された後、教授会において業績と職位の適切性について審議される。学長は、教授会の審議結果に基づき法人为本部へ上申し、理事会において採否を決定している。

教員の昇任については、学園全体で実施されている「職務能力評価」の結果に基づき各学部長より推薦がなされ、「岐阜医療科学大学教員選考基準」「岐阜医療科学大学教員選考委員会規程」に基づき「教員選考委員会」において昇任後の職位について選考された後、教授会において業績と職位の適切性について審議される。学長は、教授会の審議結果に基づき法人本部へ上申し、理事会において決定している。【5-2-2】【5-2-3】【5-2-a】【5-2-b】

エビデンス集・資料編

【5-2-a】教授会議事録（令和7年1月29日）

【5-2-b】理事会決定事項通知＜抜粋＞（令和7年4月4日）

### 5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、「FD・SDセンター」を中心として、教員の資質、能力向上と大学運営にかかわる職員の資質・能力向上に取り組んでいる。FD・SDセンター員は、学部の各学科、研究科の教員と事務職員で組織し、大学全体のFD・SDとして取り組んでいる。令和6(2024)年度は次の活動を行った。【5-3-a】【5-3-b】

1) 授業評価アンケート調査

前期、後期の定期試験終了後、全学生に対し科目ごとに授業に対するアンケートを実施している。アンケート項目は、「FD・SDセンター会議」で検討した後、教授会で審議された内容になっている。結果は各教員に配布し、授業の改善に努めている。また、前期、後期の中間期に授業評価アンケートを実施し、改善内容を後半の講義に反映させるよう努めた。

2) FD・SD 研修会

令和6(2024)年度は8月30日と12月26日に開催した。

第1回 令和6(2024)年8月30日（金）14時～16時

講演：「高等教育における生成系AI-活用の可能性とその影響-」

講師：名古屋大学 教育基盤連携本部 高等教育システム開発部門

高等教育センター 特任教授 和嶋 雄一郎 様

第2回 令和6(2024)年12月26日（木）9時30分～12時00分

第1部講演：「大学における生成系AIの利活用」

講師：株式会社エクサウィザーズ 山中 藍 様

第2部講演：「学修者本位の教学マネジメント」

講師：まなぶとはたらくをつなぐ研究所 主席研究員 村山 和生 様

なお、FD・SD研修会に当日参加できなかった教職員は研修会の録画を後日視聴し受講した。

また、「ハラスメント防止対策委員会」からの提言により、全教職員を対象にしてビデオ教材視聴によるハラスメント研修を以下のとおり実施した。

① 教材のテーマ 「キャンパスハラスメント講座」

② 視聴期間 令和6(2024)年5月13日から令和6(2024)年6月28日

### 3) SD 活動

SD活動として、上記研修会の第2回FD・SD研修会において、「大学における生成系AIの利活用」をテーマに、教職員向けに講義を実施した。

また、「ハラスメント防止対策委員会」からの提言を受け、全教職員を対象にビデオ教材視聴によるハラスメント研修を実施した。

教材のテーマ：「キャンパスハラスメント講座」

視聴期間：令和6(2024)年5月13日から令和6(2024)年6月28日

### 4) 「FD・SD センター会議」

令和6(2024)年5月、6月、9月、10月、11月、及び令和6(2024)年2月の6回開催し、本学のFD・SD活動及び研修会の内容等について検討し実施した。

## エビデンス集・資料編

【5-3-a】岐阜医療科学大学 FD・SD センター規程

【5-3-b】令和6年度FD・SD センター会議議事録

## 5-4. 研究支援

### ①研究環境の整備と適切な管理運営

### ②研究倫理の確立と厳正な運用

### ③研究活動への資源の配分

#### (1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

#### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ①研究環境の整備と適切な管理運営

令和3(2021)年度までは専任教員に対し職位ごとに定められた「学内研究費」を配分していた。学内研究費は次年度へ繰り越しができないため、教員によっては未使用額が生じていた。令和4(2022)年度からは専任教員に対し、職位によらず一律30万円の配分に変更を行い、公募制の特別研究費の対象の拡大及び予算の増額を行い研究費の効果的な配分を行う変更を行った。また、研究費の用途については「岐阜医療科学大学 学内研究費使用細則」により規定しており、物品費、旅費、謝金、その他に区分されている。【5-4-4】

教員は年間20日を上限に学会出張などの研究に関する出張、公益団体等の運営に関する活動、その他、学長が事前に許可した研究活動について学外で実施することができる。

【5-4-a】

令和5(2023)年度より研究関連専門部署として、研究管理課を発足させた。これまで複数の部署で様々な研究関連業務を所掌していたが、一元管理することにより、専門性が高まり、教員と職員が一丸となって研究を推進する体制が取れるよう改善した。

科研費獲得の支援として、申請書のレビュー(添削)、や動画講座の案内を行っている。科研費への応募については、採択件数の向上のため、本動画講座の視聴を義務付けている。

関キャンパス1号館3階に電子顕微鏡、4階の「MT2」に次世代シーケンサーを設置しており、教員は機器管理責任者の許可のもと使用することができる。

可児キャンパス7号館には、小型から大型の45台の機器を設置しており、教員は必要に応じて機器利用講習を受講し、機器管理責任者の管理のもと使用できる。また、使用にあたってはグループウェア上で予約管理を行っている。

研究に使用する実験動物は、関キャンパス(7号館)と可児キャンパス(8号館)の動物飼育室にて管理されており、常時、温度、湿度が一定に保たれている。

## ②研究倫理の確立と厳正な運用

本学における研究者としての在り方を明確に示すため、平成28(2016)年9月に「岐阜医療科学大学研究者の行動規範」を明文化し、学内の共有フォルダやホームページで公開し、内外に周知している。【5-4-2】

研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用防止のために「研究活動不正行為防止規程」、「公的研究費に関する不正防止規程」により、管理運営がされている。また、「令和6年度コンプライアンス教育・啓発活動実施計画」に基づき公的研究費を厳正に管理しており、日本学術振興会が提供している研究倫理eラーニングコース(eL CoRE)を利用し、全教員及び公的研究費の管理・運営に係る事務職員を対象に研究倫理・コンプライアンス研修を実施した。コンプライアンス研修実施後には確認テストを行い、正答率の低い教職員に対してフォローを行うようにしている。

科研費の使用に関しては、年に一度学内説明会を実施し、学術振興会のルール、学内で守るべきルールの周知を徹底しており、研究費の不正使用が起きない環境を醸成している。科研費の使用実績については、事務側と教員側が双方でタイムリーに確認できるシステムを導入しており、研究費の不正使用が起きないような体制づくりを行っている。また、四半期に一度の啓発活動、科学研究費補助金の内部監査の実施、科学研究費補助金にて購入した物品の現物確認等を行った。学内の啓発活動の一環として、不正防止に関する最新の啓発記事を学内に配信した。【5-4-b】【5-4-c】【5-4-7】【5-4-d】【5-4-e】

人を対象とする生命科学・医学系研究について、本法人及び本学の「岐阜医療科学大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程」に基づき「研究倫理委員会」を設置し、本学の教員及び学生が実施する人を対象とする生命科学・医学系研究が人間の尊厳及び人権を遵守しているか審査し、学長に上申している。また、1年に1回全教員を対象に「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理研修会」を開催し、受講させている。【5-4-f】

ヒトゲノム・遺伝子解析に関する研究について、本法人及び本学の「岐阜医療科学大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究実施倫理規程」により厳正に運用している。また、実施する研究者に対して、年に1回教育訓練を実施している。【5-4-g】

動物実験または動物を対象とする研究について、科学的及び動物愛護の観点から適正な実施を図るため「岐阜医療科学大学動物実験規程」により厳正に運用している。また、平成 29(2017)年 3 月に国立大学法人動物実験施設協議会及び公私立大学実験動物施設協議会により「動物実験に関する外部検証事業」による自己点検・評価を受け、改善を計画している。【5-4-h】

各研修会については開催日に受講できない教員のために内容を録画し、未受講者については別途ビデオ講習を行っている。

### ③研究活動への資源の配分

学内研究費の配分方法の変更に伴い学内特別研究費について研究費総額の増額、応募資格の見直し等の変更を行った。本学に所属する教員から公募を行い、申請された研究について「研究支援センター」が内容を審査し、教授会で承認を得た後、学長から研究費が交付されている。令和 6 (2024)年度交付分においては、私学事業団の学術研究振興資金への申請を前提とした特別研究費を制度化した。なお交付を受けた教員は、研究結果または進捗状況について、学内開催される学内学術セミナーで発表している。【5-4-i】

令和 6 (2024)年度は「特別研究費 A」 2 人、「特別研究費 B」 20 人の教員に対して交付した。【5-4-j】

また、すぐれた研究論文を発表した教員に対して、さらなる研究推進を図ることを目的とする「研究奨励賞」と令和 3 (2021)年に岐阜薬科大学と締結した連携・協力に関する協定に基づき、岐阜薬科大学との共同研究においてすぐれた研究論文を発表した教員に対する「研究奨励賞（岐阜薬科大学共同研究）」の 2 種類の研究奨励賞を創設し、学内研究費の増額を行っている。令和 6 (2024)年度は「研究奨励賞」 5 人、「研究奨励賞（岐阜薬科大学共同研究）」 1 人が受賞し、令和 7 (2025)年度の個人研究費の増額（25 万円）が予定されている。【5-4-k】

#### エビデンス集・資料編

- 【5-4-a】 岐阜医療科学大学 研究出張についての細則
- 【5-4-b】 岐阜医療科学大学 研究活動不正行為防止規程
- 【5-4-c】 岐阜医療科学大学 公的研究費に関する不正防止規程
- 【5-4-d】 岐阜医療科学大学 コンプライアンス教育・啓発活動実施計画
- 【5-4-e】 岐阜医療科学大学 公的研究費の不正防止計画
- 【5-4-f】 岐阜医療科学大学 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程
- 【5-4-g】 岐阜医療科学大学 ヒトゲノム・遺伝子解析研究実施倫理規程
- 【5-4-h】 岐阜医療科学大学 動物実験規程
- 【5-4-i】 令和 4 年度学内特別研究費の運用変更について
- 【5-4-j】 令和 6 (2024) 年度 特別研究費採択一覧
- 【5-4-k】 令和 6 年度 研究奨励賞一覧

#### [基準 5 の自己評価]

- (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

#### 【研究環境の整備】

科研費の採択件数の向上のために申請者へはロバスト・ジャパン社の動画コンテンツの視聴を義務付けている。また、同社の申請書レビューの利用希望者へ対して、費用の部分補助を行うために「研究支援センター」で予算化している。

#### 【研究活動への資源の配分】

学内研究費の配分に関して職位による一律の支給を見直し、特別研究費の対象を全教員へ拡大及び研究費総額の増額を行ってきた。このことにより研究費の執行率の向上を図っている。また、優れた研究論文に対する2種類の「研究奨励賞」も創設し、研究推進を図るとともに効率的な研究費の配分を行っている。

### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

#### 【専門的な部署の設置】

現在、本学においては、保健科学部臨床検査学科及び薬学部薬学科における定員未充足が重要な課題となっている。この背景には、岐阜県全体で18歳人口が減少していることに加え、特に医療系大学への進学者の減少が顕著である点が挙げられる。

本学は、地域医療を支える人材を輩出する役割を担っており、その役割を今後も果たし続けるためには、大学としての魅力を高め、受験生及び地域社会における学科や職業への認知度を向上させることが不可欠である。このため、地域の教育・研究の拠点としての役割を強化し、本学の特色や教育内容を効果的に発信する専門的な部署の設置が必要である。

#### 【研究環境の整備】

科研費の採択状況が全国平均を下回っており、機関として根本的な対策が必要と考えられる。また、現在の応募課題のカテゴリーは基盤研究Cが主流であるが、より上位の研究課題にも挑戦できるような体制作りが必要である。また、より多くの研究者が科研費獲得に挑戦できるような体制整備も検討する必要がある。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

#### 【専門的な部署の設置】

本学では、定員未充足及び地域医療を支える人材の確保のため、令和7(2025)年度から本学の特徴や教育内容を体系的かつ効果的に発信するため、地域医療人材育成の重要性や魅力を社会に広める専門的な部署を設置する組織変更を計画した。今後は新設部署を中心として、地域医療の重要性を踏まえた企画立案や、地域社会や関係機関との連携を軸にした活動を推進し、本学の学びや地域医療人材育成に対する使命を広めるとともに、受験生や地域社会からの信頼や期待に応える大学としての役割をさらに強化する。

#### 【研究環境の整備】

学内において、研究情報やノウハウを共有できるプラットフォームの創設を検討する。あわせて、学内の研究機器や施設を共有できる仕組みを整備し、ラボや装置の空き時間を有効活用できるよう取り組みを進める。さらに、オープンアクセスの論文やデータベース、

機関リポジトリを最大限に活用することで、研究関連の経費を削減し、より効率的な研究費の利用法を検討する。今後は、個人研究費の在り方についても見直しを進めていく。

## 基準 6. 経営・管理と財務

### 6-1. 経営の規律と誠実性

#### ①経営の規律と誠実性の維持

#### ②環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①経営の規律と誠実性の維持

「学校法人神野学園職員就業規則」第 2 章 服務規律において、服務の基本、職務上の指示に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、職場の秩序維持、金銭授受の禁止、ハラスメント防止等を定め、社会的機関としての組織倫理を規定するとともに、第 8 章 表彰及び懲戒では、この服務規律に反した時の処分を規定している。業務に関する具体的な事項に関しては、学校法人及び本学で諸規程を整備して適切な組織運営を行っている。【6-1-a】

学校教育法や私立学校法等の各種法令及び教学マネジメント指針を参考に、「学校法人神野学園 情報公開規程」を定めて大学ホームページで教育等に関する情報を学生及び関係者に適切に公表している。【6-1-2】【6-1-3】

法人の業務を適正に実施するため、私立学校振興助成法に基づく公認会計士による監査の他、職員による内部監査を実施している。内部監査は、「学校法人神野学園内部監査規程」に従い、年に一度実施し、監査結果を監事及び理事会、評議員会に報告している。また、「学校法人神野学園内部通報に関する規程」を定め、内部通報の処理体制及び内部通報者の保護、その他により、法令違反行為等の早期発見と是正を図り、法人におけるコンプライアンス体制の強化を図っている。役職員の利益相反行為については、「学校法人神野学園利益相反マネジメントポリシー」「学校法人神野学園利益相反マネジメント規程」を定め、防止に努めている。【6-1-b】【6-1-c】【6-1-d】

#### ②環境保全、人権、安全への配慮

本学は、環境保全、学生及び教職員の安全に対して以下のとおり配慮している。

##### 1) 環境保全への取り組み

会議資料のペーパーレス化や節電を推進しており、CO2 削減を図っている。

##### 2) 学生の保健衛生管理

「保健衛生委員会」及び「保健管理センター」を置き、医師、保健師、臨床心理士、職員が協働して学生の健康管理、予防接種や疾病予防等の計画、運営にあたっている。

【6-1-e】

##### 3) 学生の交通事故防止

「岐阜医療科学大学自動車通学に関する規程」及び「岐阜医療科学大学二輪車通学に関する規程」を定め、学生便覧に記載し周知に努めている。【6-1-f】【6-1-g】

##### 4) 労働災害及び健康障害の防止

教職員の安全及び健康を確保するため、「岐阜医療科学大学衛生管理規程」を定め運用

している。本規程の定めるところにより、学長を委員長とする「岐阜医療科学大学安全衛生委員会」を組織し、安全衛生管理計画の立案、実行にあたっている。【6-1-h】

【6-1-i】

5) 防火、防災

「岐阜医療科学大学防災基本規程」「岐阜医療科学大学防火管理規程」を定めて運用している。学生及び教職員には大学が作成した防災対策ガイドブックを配付するとともに、年に一度地震発生を想定した避難訓練を行っている。6-1-i) 【6-1-j】 【6-1-k】

6) 実験実習中の事故防止

「岐阜医療科学大学実験実習規程」を定め、担当教員が学生を指導している。万が一の事故に備えて全学生が一般社団法人日本看護学校協議会共済会の総合補償制度「Will」に加入している。【6-1-l】

7) 放射線を取り扱う機器の管理

「岐阜医療科学大学放射線障害予防規程」「岐阜医療科学大学放射線安全委員会規程」を定め、これに基づく委員会を設置して活動するとともに、施設点検等の安全管理を行っている。【6-1-m】 【6-1-n】

8) 薬品の安全管理

「岐阜医療科学大学薬品安全管理・廃棄物処理要領」を定め安全管理を行っている。また「岐阜医療科学大学薬品安全管理・廃棄物処理委員会規程」を定め委員会を設置し、薬品管理状況、廃棄処理状況等のチェック及び指導を行っている。【6-1-o】 【6-1-p】

9) 人権への配慮

人権への配慮として、「学校法人神野学園ハラスメントの防止に関する規程」「学校法人神野学園ハラスメント防止委員会規則」「岐阜医療科学大学ハラスメントの防止に関する規程」を定め、ハラスメントの防止、解消に取り組むとともに、「学校法人神野学園個人情報保護規程」「学校法人神野学園個人情報保護委員会規程」「岐阜医療科学大学個人情報保護委員会規程」を定めて個人情報の保護に取り組んでいる。【6-1-8】

【6-1-9】 【6-1-10】 【6-1-11】 【6-1-12】 【6-1-13】

10) 危機への対応

本学において発生しうる危機への備えとして、「学校法人神野学園リスク管理規程」及び「岐阜医療科学大学危機管理規程」を定めて、学長を中心とした危機管理体制を整備している。さらに、各種危機が発生したときに的確な対応をとれるように「危機管理に関するマニュアル」を作成している。【6-1-14】 【6-1-15】 【6-1-16】

エビデンス集・資料編

【6-1-a】 学校法人神野学園 職員就業規則

【6-1-b】 学校法人神野学園 内部監査規程

【6-1-c】 学校法人神野学園 内部通報に関する規程

【6-1-d】 学校法人神野学園 利益相反マネジメントポリシー、学校法人神野学園 利益相反マネジメント規程

【6-1-e】 岐阜医療科学大学 保健衛生委員会規程

- 【6-1-f】岐阜医療科学大学 自動車通学に関する規程
- 【6-1-g】岐阜医療科学大学 二輪車通学に関する規程
- 【6-1-h】岐阜医療科学大学 衛生管理規程
- 【6-1-i】岐阜医療科学大学 防災基本規程
- 【6-1-j】岐阜医療科学大学 防火管理規程
- 【6-1-k】岐阜医療科学大学 防災対策ガイドブック
- 【6-1-l】岐阜医療科学大学 実験実習規程
- 【6-1-m】岐阜医療科学大学 放射線障害予防規程
- 【6-1-n】岐阜医療科学大学 放射線安全委員会規程
- 【6-1-o】岐阜医療科学大学 薬品安全管理・廃棄物処理要領
- 【6-1-p】岐阜医療科学大学 薬品安全管理・廃棄物処理委員会規程

## 6-2. 理事会の機能

### ①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

### ②使命・目的の達成への継続的努力

#### (1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

#### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

寄付行為の定めにより、理事会を設置している。令和 6(2024)年度中 6 回開催した理事会への理事の出席率は 81.0%であり、適切に機能し、運営されている。

寄付行為（令和 7(2025)年 4 月 1 日改正前、以下同じ）に定められた理事の定員は以下のとおり 7 人ないし 9 人である。

#### 【学校法人神野学園寄附行為第 6 条】

理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 第四条第 1 項各号に定める学校の学長又は校長 三人
- 二 評議員のうちから、評議員会において選任した者 二人ないし三人
- 三 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 二人ないし三人
- 四 第一号に定める理事が、この法人が設置する他の学校の学長または校長等を兼ねる場合は、理事定員数を兼任数だけ減ずることができる。

令和 7(2025)年 5 月 1 日現在の現員は 7 人であり欠員はない。【6-2-a】【6-2-b】【6-2-c】  
【6-2-1】【6-2-2】【6-2-3】【6-2-4】

### ②使命・目的の達成への継続的努力

理事会では、平成 29(2017)年 9 月 26 日に平成 28(2016)年度から令和 7(2025)年度を計画期間とした長期経営計画を策定した。その後、平成 30(2018)年 11 月 29 日には財務計画を一部見直し、学園の使命・目的を達成するため継続的に努力している。【6-2-7】【6-2-8】

エビデンス集・資料編

【6-2-a】学校法人神野学園 理事名簿

【6-2-b】令和6年度理事会開催状況

【6-2-c】令和6年度理事会出席状況

### 6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

#### ①法人の意思決定の円滑化

#### ②評議員会と監事のチェック機能

##### (1) 6-3の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

##### (2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ①法人の意思決定の円滑化

理事7人は全員評議員を兼ねているため、理事会と評議員会は意思疎通と連携を適切に行っている。また、評議員のうち、3人が法人の教員であり、5人が法人の職員であるため、教職員の提案をくみ上げる仕組みができています。

#### ②評議員会と監事のチェック機能

寄付行為に定められた評議員の定員は以下のとおり 15 人ないし 19 人である。

##### 【学校法人神野学園寄附行為第 24 条】

評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 理事会において選任された理事 二人ないし三人
- 二 この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 三人ないし四人
- 三 この法人の設置する学校を卒業した者で 年齢 二十五年以上のものうちから、理事会において選任した者 一人ないし二人
- 四 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 九人ないし十人

令和7(2025)年5月1日現在の現員は17人であり欠員はない。【6-3-a】

令和6(2024)年度中5回開催した評議員会への評議員の出席率は68.0%であった。また、寄付行為に定められた評議員会への諮問事項は全て諮問されていることから、評議員会は適切に機能し、運営されていると判断できる。【6-3-b】【6-3-4】【6-3-5】【6-3-6】

監事は、寄付行為により2人選任することが定められており、令和5(2023)年7月28日開催の理事会において選出された候補者2人が同日開催された評議員会で同意を受けて選任されている。選任方法、人数ともに適切である。監事は、1人以上が毎回理事会及び評議員会に出席して理事の職務遂行状況を監視し、意見を述べている。また、公認会計士による監査にも同席し意見交換を行うなど職務を適切に行っている。【6-3-2】【6-3-d】

エビデンス集・資料編

【6-3-a】学校法人神野学園 評議員名簿

【6-3-b】 令和 6 年度評議員会開催状況

【6-3-c】 令和 6 年度評議員会出席状況

【6-3-d】 令和 6 年度 監事 理事会・評議員会出席状況

#### 6-4. 財務基盤と収支

##### ①財務基盤の確立

##### ②収支バランスの確保

##### ③中期的な計画に基づく適切な財務運営

###### (1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

###### (2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### ①財務基盤の確立

本学は、令和元(2019)年度に可児キャンパスを開設した。キャンパスが2か所になったことで支出が増加し、基本金組入前当年度収支差額が減少した。さらに、令和2(2020)年度には可児キャンパスに薬学部を設置したため、教員人件費や減価償却額等の経費が大幅に増加して収支が悪化した。しかし、その後は年を追うごとに薬学部の学生数が増え、これに比例して収入も増加した結果、収支が改善を続けている。

可児キャンパス開設と薬学部設置は、校舎の新築、改修工事及び備品の購入などで総額約 50 億円を支出した。事業費の一部を地元可児市からの補助金で賄ったものの、本学にとっては財務基盤に大きな影響を与える大規模事業であったため、薬学部の完成年度である令和7(2025)年度までの期間について中長期財務計画を策定している。これまでのところ、薬学部の学生数が計画に満たない状況が続いているが、既設の保健科学部及び看護学部についてはおおよそ計画どおりの学生数を確保できている。支出については、昨今の物価高騰にかかわらず、ほぼ財務計画どおりの金額に抑制できており、中長期財務計画は概ね計画どおりに進捗し、適切な財務運営が確立できていると判断する。【6-4-2】【6-4-a】

今後も、定員未充足の薬学部の学生確保に注力し、長期財務計画の着実な履行に努める。

##### ②収支バランスの確保

令和2(2020)年度の薬学部設置により、支出が大幅に増加して基本金組入前当年度収支差額がマイナスとなった。その後、薬学部の学生数増加に伴って収支が改善し、令和5(2023)年度には収支がプラスに転じた。令和6年度は再びマイナスに転じたものの、その額はさほど小さくなく、収支のバランスを確保できている。(表 6-4-②-1 参照)

表 6-4-②-1 「事業活動収支の推移（岐阜医療科学大学）」

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
教育活動収入	2,306,857	2,502,963	2,615,400	2,849,244	2,876,032
教育活動支出	2,620,014	2,639,706	2,757,116	2,858,271	2,951,937
教育活動収支差額	△313,157	△136,743	△141,716	△9,027	△75,905

岐阜医療科学大学

教育活動外収支差額	△7,259	△4,355	1,488	4,604	5,642
経常収支差額	△320,416	△141,099	△140,228	△4,423	△70,262
特別収支差額	5,590	4,312	20,444	42,213	4,626
基本金組入前 当年度収支差額	△314,826	△136,787	△119,784	37,790	△65,636

法人全体の基本金組入前当年度収支差額は、マイナスの状態が継続している。このような状況は、薬学部設置を計画した段階で想定していたことではあったが、法人が別に設置している中日本航空専門学校が学生数が計画よりも大幅に減少したため、法人全体の収支が悪化した。コロナ禍が航空業界に大きなダメージを与えたことにより、航空業界への就職を目指す者を募集の対象とする中日本航空専門学校は、学生募集に致命的な影響を受けた。中日本航空専門学校の学生募集活動を強化して収支を改善し、法人の財務基盤の確立に努める。(表 6-4-②-2 参照)

表 6-4-②-2 「事業活動収支の推移 (学校法人神野学園 合計)」 (単位: 千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
教育活動収入	4,182,633	4,325,689	4,308,963	4,287,610	4,403,947
教育活動支出	4,711,008	4,814,219	4,758,875	4,723,506	4,911,983
教育活動収支差額	△528,375	△488,531	△449,912	△435,896	△508,035
教育活動外収支差額	△8,784	△3,659	6,230	9,232	9,607
経常収支差額	△537,159	△492,189	△443,682	△426,664	△498,428
特別収支差額	33,543	15,796	23,969	93,168	△36,005
基本金組入前 当年度収支差額	△503,616	△476,394	△419,713	△333,496	△534,434

教育研究環境充実のため、補助金、寄付金等外部資金の獲得に努めている。

<令和 6 (2024)年度実績>

- ・私立大学等経常費補助金 179,909 千円
- ・寄付金 10,191 千円
- ・受託研究等 3,759 千円
- ・科学研究費補助金 直接経費 20,180 千円 間接経費 6,054 千円
- ・「学校法人神野学園資産運用規程」に基づき元本償還の確実性が高い商品で資産を運用している。令和 6 (2024)年度の実取利息・配当金は法人全体で 21,603 千円であった。【6-4-3】 【6-4-4】

### ③中期的な計画に基づく適切な財務運営

本学では、令和 7 (2025)年度までの長期財務計画を策定しており、財務計画値と決算、予算を比較して計画の履行状況を随時検証し、適切な財務運営を目指している。

収入については、薬学部の定員を充足できていないため、学生生徒納付金が計画を下回っている。一方で計画策定時には昨今の物価上昇、人件費の高騰を想定できていなかった

たが、支出の見直し等によって対応を行っており成果が出ている。結果として収支については、計画との乖離を最小限にとどめており、計画に基づき適切な財務運営がなされている。

エビデンス集・資料編

【6-4-a】部門別収支計算書 長期財務計画比較

## 6-5. 会計

### ①会計処理の適正な実施

### ②会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

#### (2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### ①会計処理の適正な実施

本法人では、学校法人会計基準に基づいて「学校法人神野学園経理規程」及び「学校法人神野学園経理規程施行細則」を定め、適切に会計処理を行っている。

予算の執行にあたっては各種手続き規程を遵守している。会計処理について疑義が生じた事項については、随時公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に問い合わせるなどして正確な会計処理を行うよう努めている。【6-5-1】【6-5-2】

### ②会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、稟議書により理事長の決済を受けて契約した公認会計士5人に委嘱している。令和6(2024)年度に係る会計監査は、令和6(2024)年12月～令和7(2025)年5月までの期間中、計8日間実施された。令和7(2025)年5月16日及び23日に実施された監査には監事が立ち合い、収益法人の清算処理等重要な会計処理に関する説明を受けた。監査にあたっては法人本部事務局総務部職員その他、監査対象となる学校の事務局長及び会計担当者が対応し、監査に必要な書類、情報を余すことなく提供して厳正に監査を受けている。

## 【基準6の自己評価】

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

理事会で承認された事項については、速やかに全教職員に通知しており、学校法人及び大学運営の透明性が高まり経営の規律維持に貢献している。

本法人の給与制度では、大学及び学校法人の収支により賞与の額が変動する仕組みを採用している。これにより教職員の大学経営への参加意識が高まり、財務基盤の改善につながっている。

### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学園の経営・管理については、私立学校法をはじめとする各法令及び学園で定めた規程、規則を遵守しており、基準を満たしていると判断している。

しかし、収支については、令和2(2020)年度以降マイナスの状態が継続しており、この

ため学園の財務基盤は他の法人と比較して脆弱である。収支が悪化した理由は、令和2(2020)年度に開設した岐阜医療科学大学薬学部が完成年度に至っていないこと、コロナ禍により中日本航空専門学校が大幅に減少したことである。早急に収支を改善して財務基盤を強化することが現在の課題である。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和7(2025)年度予算では、資金収支が1億5,595万7,000円のプラスとなる見込みであり、令和6(2024)年度のマイナス1億7,484万2,158円から大幅に改善する。岐阜医療科学大学、中日本自動車短期大学、中日本航空専門学校の3校全てで学生生徒等納付金収入が前年を上回ることが大きな理由である。岐阜医療科学大学では令和7(2025)年度に薬学部が完成年度を迎え、中日本自動車短期大学及び中日本航空専門学校では、減少を続ける日本人学生に代わって外国人留学生の募集を強化したことの効果が表れた。事業活動収支予算は、基本金組入前当年度収支差額が依然としてマイナスではあるものの、前年度と比較して3億2,491万9,857円改善する見込みである。

今後、令和8(2026)年度には、岐阜医療科学大学薬学部に私立大学等経常費補助金が交付される見込みであること、令和9(2027)年度には薬学部設置にあたって購入した備品の減価償却が終了することから事業活動収支についても数年のうちにプラスに転じる見込みである。さらにより早い収支の改善を目指し、令和8(2026)年度からの10年間を対象とした財務計画立案に着手して学園の財務基盤強化に取り組んでいる。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域連携・社会貢献

##### A-1. 地域社会への貢献

- ①地域連携・社会貢献を進めるための組織・体制
- ②地域社会との関係と、大学の物的・人的資源の提供

###### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### ①地域連携・社会貢献を進めるための組織・体制

「地域連携センター」は、住民とつながる「知の拠点」として、地域に密着し地域とともに考え、地域やコミュニティを通じて社会に貢献することを目指す。

###### 1) 地域との連携強化

大学が立地する市のみならず各「地域」と連携を強めるため、住民や自治体、企業、学校等との交流を活発にする。

###### 2) 地域課題の受け入れ

これからの地域が抱える高齢化や人口減少、貧困、多様性などの課題解決のパートナーとなるため、大学の門を開いて地域の問題をともに考える。

###### 3) 学内情報の発信と地域へのアウトリーチ

3学部4学科からなる大学の教育・研究内容を、多様な視点で情報発信するとともに、アウトリーチ活動を通じて新たな地域の魅力を探る。

###### 4) 地域と連携した学生教育の充実

地域のリーダーとして活躍できる人材を育成するため、地域社会との連携の下に、実践的な学生教育を展開する。

上記の4つの柱をもとに、「地域連携センター（なないろルーム）」が中心となり、地域連携・社会貢献を推進しており、地域住民の生活習慣病予防・健康意識の向上を目的として、教員と学生による健康チェックを実施している。また、可児キャンパス及び関キャンパスにおいては、地域住民を対象とした公開講座を定期的実施するとともに、可児市、関市を中心に近隣自治体及び関係機関からの依頼に基づき、「おでかけなないろ講座」（出前講座）を行っている。なお、健康チェック、講座等の実施にあたっては、毎月開催する「地域連携センター会議」で、センター委員間での情報共有化を図り、実施後はその振り返りを行うことで問題点・課題を把握し、改善に繋げている。【A-1-1】【A-1-2】【A-1-3】【A-1-4】【A-1-5】【A-1-6】

##### ②地域社会との関係と、大学の物的・人的資源の提供

大学が有している物的・人的資源を社会に提供し、地域社会の発展と人的育成等に貢献するため、岐阜県及び可児市、関市を始めとする県内の近隣自治体等と協定・覚書を締結している。

また、本学教員においては、岐阜県及び県内の自治体等が設置する審議会・委員会等に委員として就任し、審議会等の活動を通じて、専門的な立場から意見を提供している。

【A-1-6】【A-1-7】

エビデンス集・資料編

【A-1-1】 地域連携センターについて

【A-1-2】 令和6（2024）年度 健康チェック開催一覧

【A-1-3】 令和6（2024）年度 なないろルーム公開講座一覧

【A-1-4】 令和6（2024）年度 おでかけなないろ（出前）講座開催内容一覧

【A-1-5】 令和6（2024）年度 自治体等との連携事業（対象：地域住民等）

【A-1-6】 令和6（2024）年度 自治体等との連携事業（対象：小中学生等）

【A-1-7】 自治体との協定一覧

【A-1-8】 外部委員就任一覧

【基準Aの自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

自治体等からの依頼に基づく各委員会・審議会等への参加は、学内で調整し適正な教員を選出しており、専門職の立場から適切な意見を提供している。

また、健康チェックの実施及び講演会・講座の開催等によって、本学の特徴を活かした地域連携・社会貢献ができています。

自治体、社会福祉協議会等と連携し、教員自ら地域に出向き、高齢者が抱えるフレイル、軽度認知障害等の改善、予防に向けた取組みを実施しており、その効果が確認できています。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

自治体が抱える地域課題を踏まえると、物的・人的資源の提供先が高齢者層になる場合が多いが、地域の持続ある発展のためにもより幅広い年齢層への本学の資源提供が求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

医療系大学の特色を活かした健康チェックや本学教員による講演会・講座の内容、回数等は、前年度の実績をもとに「地域連携センター」が評価・検討しており、より効率的・効果的な取組みがなされてきている。

今後の取組みとしては、同センターが目指す4本の柱を基本に、主体的に自治体等に提案（対象年齢層の限定、対象年齢層に即した講座等）するなど、本学の持つ資源を最大限活かした活動ができる体制を構築する。

## V. 特記事項

### 1. カードゲームを用いたチーム医療体験ゲーム

岐阜医療科学大学が注力している「チーム医療」について、本学が開発したカードゲーム型の教材を用いて高校生へ体験させる出前授業を実施している。この取り組みは、高校生が病院内で行われるチーム医療や医療用語などをゲーム感覚で学び、職業に関する知識理解を深めながら、他者と話し合い、答えを導き出すコミュニケーション能力を身につけることを目的としている。

### 2. 高校生未来創造コンテスト

学校法人神野学園が運営する三つの学校が連携し、高校生にむけたアイデアコンテスト「高校生未来創造コンテスト」を実施している。このコンテストは「医療」「自動車」「航空」の三つの分野のキーワードを、高校生が自由に組み合わせて、新たなアイデアを発表するコンテストである。主に、高校生が行う「総合的な探究の時間」を包括的にサポートすることで、より学びについて深く探究して、学問への理解を高めることを目的としている。

### 3. 学び発見講座

高校生が、自身の進路においてよりよい選択を行うための「学び発見講座」を開催している。このイベントは大学内で実施され、お仕事体験に加え、大学生との交流時間や、実際に就職した社会人との交流時間を設けて、高校生の頃から、より適切な進路選択を行うことができることを目的としたキャリア教育である。令和6(2024)年度から開催し、「看護の学び発見講座」というテーマで実施した。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	本学の目的は学則第 1 条に規定されている。	1-1
第 83 条の 2	—	該当しない。専門職大学を置いていない。	1-1
第 85 条	○	本学の学部、学科は学則第 4 条第 2 項及び第 3 項に規定されている。また、助産学専攻科は学則第 51 条第 1 項に規定されている。	1-1
第 87 条	○	修業年限は学則第 5 条に規定されている。	4-1
第 88 条	○	転入学は学則第 15 条に規定されている。	4-1
第 88 条の 2	—	該当しない。専門職大学を置いていない。	4-1
第 89 条	—	該当しない。学則第 5 条に定める修業年限に満たない者の卒業を認めていない。	4-1
第 90 条	○	入学資格については学則第 11 条に規定され、厳格に運用されている。	3-1
第 92 条	○	学長、教授その他の職員については学則第 48 条に規定されている	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	教授会については学則第 50 条及び「岐阜医療科学大学 教授会 規程」に規定されている。	5-1
第 104 条	○	学位の授与については学則第 39 条及び「岐阜医療科学大学 学位規程」に規定されている。	4-1
第 105 条	—	該当しない。学生以外の者を対象とした特別の課程を設けていない。	4-1
第 108 条	—	該当しない。短期大学を置いていない。	3-1
第 109 条	○	自己点検・評価については学則第 2 条及び「岐阜医療科学大学 自己点検・評価委員会規程」により規定されている。また、認証評価は 7 年に 1 度確実に受審している。	2-2
第 113 条	○	教育研究活動は本学ホームページにおいて公表されている。	4-2
第 114 条	○	学則第 48 条第 1 項及び第 4 項及び「岐阜医療科学大学 事務組織規程」に規定されている。	5-1 5-3
第 122 条	○	転入学は学則第 15 条に規定されている。	3-1
第 132 条	○	転入学は学則第 15 条に規定されている。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

岐阜医療科学大学

第 4 条	○	学則記載事項について、学則第 9 条(休業日)、第 4 条(学部、学科及び学生定員)、第 24 条(1 年間の授業時間)、第 25 条及び別表 1-4(教育課程及び授業科目)、第 31 条(学習の評価)、第 32 条(履修方法)、第 38 条(卒業)、第 48 条(教職員組織、業務分掌及び組織図)、第 4 章(第 10 条～第 15 条 入学、再入学及び転入学)、第 5 章(第 16 条～第 23 条 転科、転学、留学、退学、休学、復学及び除籍)、第 40 条(入学検定料、入学金及び授業料等の額)、第 63 条(表彰)、第 64 条(懲戒)においてそれぞれ規定されている。	4-1 4-2
第 24 条	—	該当しない。	4-2
第 26 条 第 5 項	○	学生に対する懲戒の手続きについては、学則第 64 条(懲戒)に規定し厳格に運用されている。	5-1
第 28 条	○	備えるべき表簿については、各管轄部署において作成し、保管されている	4-2
第 143 条	○	該当しない。代議員会等は設置していない。	5-1
第 146 条	○	既修得単位の認定については、学則第 36 条に規定されている。	4-1
第 147 条	○	該当しない。学則第 5 条に定める修業年限に満たない者の卒業を認めていない。	4-1
第 148 条	○	該当しない。学校教育法第 87 条第 1 項のただし書に該当する学部を置いていない。	4-1
第 149 条	—	該当しない。転入学した場合でも、学則第 5 条に定める修業年限に満たない者の卒業を認めていない。	4-1
第 150 条	○	入学資格については、学則第 11 条に規定されている。	3-1
第 151 条	—	入学資格として学則第 11 条に規定されているが、入学実績は無い。	3-1
第 152 条	—	入学資格として学則第 11 条に規定されているが、入学実績は無い。	3-1
第 153 条	—	入学資格として学則第 11 条に規定されているが、入学実績は無い。	3-1
第 154 条	—	入学資格として学則第 11 条に規定されているが、入学実績は無い。	3-1
第 161 条	—	該当しない。編入学の制度を設けていない。	3-1
第 162 条	○	転入学は学則第 15 条に規定されている。	3-1
第 163 条	○	学年は学則第 7 条において、学期は学則第 8 条においてそれぞれ規定されている。	4-2
第 163 条の 2	○	科目等履修生については、学則第 59 条に規定されている。	4-1
第 164 条	—	該当しない。学生以外の者を対象とした特別の課程を設けていない。	4-1
第 165 条の 2	○	三つのポリシーは、それぞれ「岐阜医療科学大学 ディプロマ・ポリシー」「岐阜医療科学大学 カリキュラム・ポリシー」「岐阜	1-1 2-3

岐阜医療科学大学

		医療科学大学「アドミッション・ポリシー」として規定されている。	3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	大学に「自己点検・評価委員会」を設置し、自己点検・評価に用いる評価基準、項目及び評価の視点については、日本高等教育評価機構が定める評価基準を用いて実施している	2-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動は本学ホームページにおいて公表されている。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	卒業証書については学則第 37 条第 2 項に規定されている。	4-1
第 178 条	—	該当しない。編入学の制度を設けていない。	3-1
第 186 条	—	該当しない。編入学の制度を設けていない。	3-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学則第 2 条において、教育研究水準の向上を図るとともに、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うことが規定されている。	2-2 2-3
第 2 条	○	本学の目的は学則第 1 条に規定されている。また、各学部・学科の教育研究上の目的を定めている。	1-1
第 2 条の 2	○	入学者選抜は「岐阜医療科学大学 入学者選抜規程」に基づき厳格に実施されている。	3-1
第 3 条	○	本学の学部は学則第 4 条第 2 項に規定されている。また、助産学専攻科は学則第 51 条第 1 項に規定されている。	1-1
第 4 条	○	本学の学科は学則第 4 条第 3 項に規定されている。	1-1
第 5 条	—	該当しない。学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を置いていない。	1-1
第 6 条	—	該当しない。	1-1 4-2 5-2
第 7 条	○	教員組織は「岐阜医療科学大学 教員選考委員会規程」及び「岐阜医療科学大学 教員選考基準」により教員を採用し、大学設置基準を満たす内容で運営されている。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2

岐阜医療科学大学

			5-3
第 8 条	○	基幹教員の配置はしていないが、授業科目はその内容により適切に担当教員を配置し開講されている。改正前の大学設置基準に基づき主要授業科目には適切に専任教員を担当として配置している。	4-2 5-2
第 9 条	—	該当しない。授業を担当しない教員を置いていない。	4-2 5-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	設置基準に応じた専任教員数を配置しているが、現段階において、基幹教員としては採用していない。改正前の大学設置基準に定める専任教員を満たす教員を配置している。	4-2 5-2
第 11 条	○	教育内容等の改善のための組織的な研修等については、本学の「FD・SD センター」がその内容を審議し、適切に実施されている。	4-2 4-3 5-3
第 12 条	○	本学の学長は、その履歴、業績を理事会において審議され、学長として認められた者である。	5-1
第 13 条	○	教授の資格については、大学設置基準に基づき「岐阜医療科学大学 教員選考基準第 2 条」に規定されている。	4-2 5-2
第 14 条	○	准教授の資格については、大学設置基準に基づき「岐阜医療科学大学 教員選考基準第 3 条」に規定されている。	4-2 5-2
第 15 条	○	講師の資格については、大学設置基準に基づき「岐阜医療科学大学 教員選考基準第 4 条」に規定されている。	4-2 5-2
第 16 条	○	助教の資格については、大学設置基準に基づき「岐阜医療科学大学 教員選考基準第 5 条」に規定されている。	4-2 5-2
第 17 条	○	助手の資格については、大学設置基準に基づき「岐阜医療科学大学 教員選考基準第 6 条」に規定されている。	4-2 5-2
第 18 条	○	収容定員については、学則第 4 条第 3 項に規定されている。	3-1
第 19 条	○	教育課程は本学の教育目的、カリキュラム・ポリシーに基づき適切に編成されている。	4-2
第 19 条の 2	—	該当しない。他大学と連携して開設する授業科目はない。	4-2
第 20 条	○	各学部、各学科における教育課程は学則第 25 条別表第 1～第 4 において適切に定められている。	4-2
第 21 条	○	単位の計算方法は学則第 27 条に規定されている。	4-1
第 22 条	○	1 年間の授業期間は学則第 24 条に規定されている。	4-2
第 23 条	○	学期については学則第 8 条、各授業科目の授業は、学則第 27 条の計算方法により必要な時間数実施されている。	4-2
第 24 条	○	授業の内容によってクラス単位で適切に構成されている。	4-2
第 25 条	○	授業の方法は学則第 26 条に規定され目的に応じて配置されている。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	成績評価基準等の明示等については、シラバスに明記されてい	4-1

岐阜医療科学大学

		る。また、学修の成果にかかる評価及び卒業の認定については学則第 31 条及び学則 38 条にそれぞれ規定されている。	
第 26 条	—	該当しない。昼夜開講制は実施していない。	4-2
第 27 条	○	単位の授与については学則第 29 条に規定され適切に運用されている。	4-1
第 27 条の 2	○	履修単位の上限については、「岐阜医療科学大学 教務規程第 8 条」に規定されている。	4-2
第 27 条の 3	—	該当しない。連携開設科目を設けていない。	4-1
第 28 条	○	他の大学又は短期大学における授業科目の履修等については学則第 34 条に規定されている。また、単位認定の上限は 30 単位としている。	4-1
第 29 条	○	大学以外の教育施設等における学修については学則第 35 条に規定されている。また、単位認定の上限は 30 単位としている。	4-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位等の認定については学則第 36 条に規定されている。また、単位認定の上限は 30 単位としている。	4-1
第 30 条の 2	—	該当しない。学部については、長期にわたる教育課程の履修については定めていない。	4-2
第 31 条	○	科目等履修生については学則第 59 条及び「岐阜医療科学大学 科目等履修生規程」に規定されている。	4-1 4-2
第 32 条	○	卒業の要件については学則第 32 条及び第 38 条に規定されている。	4-1
第 33 条	—	該当しない。授業時間制の特例制度は設けていない。	4-1
第 34 条	○	本学の校地は、基準 3-5①で述べたとおり大学設置基準を満たしている。エビデンス集[データ編]「認証評価共通基礎データ共通様式 1」のとおり、校地、校舎は大学設置基準を満たしている。	3-5
第 35 条	○	本学の運動場は、基準 3-5①で述べたとおり大学設置基準を満たしている。	3-5
第 36 条	○	本学の校舎等施設は、基準 3-5①で述べたとおり大学設置基準を満たしている。	3-5
第 37 条	○	本学の校地面積は、基準 3-5①で述べたとおり大学設置基準を満たしている。	3-5
第 37 条の 2	○	本学の校舎面積は、基準 3-5①で述べたとおり大学設置基準を満たしている。	3-5
第 38 条	○	図書等の資料及び図書館については、基準 3-②で述べたとおり大学設置基準を満たしている。教育研究上必要な資料及び環境を図書館等に整備するとともに、その機能を発揮させる専門的職員を配置し、利用者に提供している。	3-5
第 39 条	○	本学の附属施設については、基準 3-5①で述べたとおり薬用植物園（薬草園）及び体育館を設置し、大学設置基準を満たしてい	3-5

岐阜医療科学大学

		る。薬用植物園を設置している。ただし、第 2 項については工学に関する学部を置いていないため、該当しない。	
第 39 条の 2	○	学内には、臨床に係る実践的な能力を培うことを目的とする模擬薬局、調剤実習室、模擬病室等を設け、学外では病院・薬局実務実習東海地区調整機構を通して薬学実務実習に必要な施設を設けている。	3-5
第 40 条	○	学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械等を備えている。機械、器具等については基準 3-5③で述べたとおり大学設置基準を満たしている。	3-5
第 40 条の 2	○	各校地において、教育研究に必要な施設及び設備を備えている。	3-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	大学等の名称については本学の建学の精神、目的を現した明確な名称となっている。	1-1
第 41 条	—	該当しない。学部等連携課程実施基本組織等を置いていない。	4-2
第 42 条	—	該当しない。専門職学科を置いていない。	1-1
第 42 条の 2	—	該当しない。専門職学科を置いていない。	3-1
第 42 条の 3	—	該当しない。専門職学科を置いていない。	5-2
第 42 条の 4	—	該当しない。専門職学科を置いていない。	4-2
第 42 条の 5	—	該当しない。専門職学科を置いていない。	4-2 5-1
第 42 条の 6	—	該当しない。専門職学科を置いていない。	4-2
第 42 条の 7	—	該当しない。専門職学科を置いていない。	4-2
第 42 条の 8	—	該当しない。専門職学科を置いていない。	4-1
第 42 条の 9	—	該当しない。専門職学科を置いていない。	4-1
第 42 条の 10	—	該当しない。専門職学科を置いていない。	3-5
第 43 条	—	該当しない。共同教育課程を設けていない。	4-2
第 44 条	—	該当しない。共同教育課程を設けていない。	4-1
第 45 条	—	該当しない。共同教育課程を設けていない。	4-1
第 46 条	—	該当しない。共同教育課程を設けていない。	4-2 5-2
第 47 条	—	該当しない。共同教育課程を設けていない。	3-5
第 48 条	—	該当しない。共同教育課程を設けていない。	3-5
第 49 条	—	該当しない。工学に関する学部を置いていない。	3-5
第 49 条の 2	—	該当しない。工学に関する学部を置いていない。	4-2
第 49 条の 3	—	該当しない。工学に関する学部を置いていない。	5-2
第 49 条の 4	—	該当しない。工学に関する学部を置いていない。	5-2
第 58 条	—	該当しない。外国に学部、学科その他の組織を置いていない。	1-1
第 59 条	—	本学は大学院のみを置く大学ではないため、該当しない。	3-5

岐阜医療科学大学

第 61 条	—	該当しない。新たな大学の設置及び薬学を履修する過程の修業年限を変更する予定はない。	3-5 4-2 5-2
--------	---	---	-------------------

専門職大学設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			3-1
第 4 条			1-1
第 5 条			1-1
第 6 条			1-1
第 7 条			1-1 4-2 5-2
第 8 条			3-1
第 9 条			4-2
第 10 条			4-2 5-1
第 11 条			4-2
第 12 条			4-2
第 13 条			4-2
第 14 条			4-1
第 15 条			4-2
第 16 条			4-2
第 17 条			4-2
第 18 条			3-2 4-2
第 19 条			4-1
第 20 条			4-2
第 21 条			4-1
第 22 条			4-2
第 23 条			4-1
第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			4-1
第 27 条			4-2

第 28 条			4-1 4-2
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 32 条			4-2 5-2
第 33 条			4-2 5-2
第 34 条			4-2 5-2
第 35 条			5-2
第 36 条			4-2 4-3 5-3
第 37 条			5-1
第 38 条			4-2 5-2
第 39 条			4-2 5-2
第 40 条			4-2 5-2
第 41 条			4-2 5-2
第 42 条			4-2 5-2
第 43 条			3-5
第 44 条			3-5
第 45 条			3-5
第 46 条			3-5
第 47 条			3-5
第 48 条			3-5
第 49 条			3-5

岐阜医療科学大学

第 50 条			3-5
第 51 条			3-5
第 52 条			3-5
第 53 条			3-5 5-4
第 54 条			1-1
第 55 条			4-2
第 56 条			4-1
第 57 条			4-1
第 58 条			4-2 5-2
第 59 条			3-5
第 60 条			3-5
第 61 条			3-5
第 77 条			1-1
第 78 条			3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学士の学位授与の要件は学則第 39 条及び「岐阜医療科学大学 学位規程」に規定されている。	4-1
第 2 条の 3	—	該当しない。専門職学科を置いていない。	4-1
第 10 条	○	専攻分野の名称については「岐阜医療科学大学 学位規程第 2 条」に規定されている。	4-1
第 10 条の 2	—	該当しない。共同教育課程を設けていない。	4-1
第 13 条	○	学位に関して必要な事項を定めた学則を変更した場合は、文部科 学 省に学則変更の届出をしている。	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 20 条			6-1
第 20 条	○	「学校法人神野学園 利益相反マネジメント規程」を定めて役職員 が特別な利益を得られないように規制している。	6-1
第 27 条	○	寄附行為を主たる事務所に備え置き、閲覧に供している。閲覧手続 きは、「学校法人神野学園 書類閲覧規程」に規定している。	6-1

岐阜医療科学大学

第 29 条	○	理事選任機関について寄附行為第六条に規定している。理事選任機関の運営に関して必要な事項は「学校法人神野学園 理事選任機関運営規程」に規定している。	6-2
第 30 条	○	理事の選任について寄附行為第六条第 5 項及び第七条に規定している。	6-2
第 31 条	○	理事の資格及び構成について寄附行為第八条に規定している。	6-2
第 36 条	○	理事会の職務について寄附行為第十二条及び第十三条に規定している。	2-1 2-3 6-1 6-2
第 37 条	○	理事長について寄附行為第十四条第 2 項及び第 3 項に規定している。代表業務執行理事及び業務執行理事は置いていない。	6-1 6-2
第 39 条	○	理事の報告義務について寄附行為第十六条及び第四十七条第 2 項に規定している。	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	理事会の議事録について寄附行為第二十一条に規定している。	6-2
第 45 条	○	監事の選任について寄附行為第二十二条に規定している。	6-3
第 52 条			6-3
第 46 条	○	監事の資格について寄附行為第二十三条に規定している。	6-3
第 52 条	○	監事の職務について寄附行為第二十八条に規定している。	6-3
第 54 条	○	評議員会に提出する議案等の監事の調査義務について寄附行為第二十九条第 4 項に規定している。	6-3
第 55 条	○	理事会及び評議員会への監事の出席義務について寄附行為第二十八条第 1 項第三号に規定している。	6-3
第 56 条	○	監事による理事会への報告について寄附行為第二十八条第 1 項第二号及び第四号に規定している。	6-3
第 61 条	○	評議員の選任について寄附行為第三十一条第 1 項及び第 7 項に規定している。	6-3
第 62 条	○	評議員の資格及び構成について寄附行為第三十二条に規定している。	6-3
第 66 条	○	評議員会の職務について寄附行為第三十六条に規定している。	6-3
第 78 条	○	評議員会の議事録について寄附行為第四十六条に規定している。	6-3
第 80 条	○	会計監査人の選任について寄附行為第四十九条に規定している。	6-3 6-5
第 86 条	○	会計監査人の職務について寄附行為第五十四条に規定している。	6-5
第 99 条	○	予算及び事業計画の作成について寄附行為第五十六条第 1 項に規定している。	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	役員及び評議員に対する報酬について寄附行為第五十七条第 1 項	6-2

岐阜医療科学大学

		に規定している。	6-3
第 103 条	○	計算書類等の作成及び保存について寄附行為第六十七条第 1 項に規定している。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	計算書類等の監査について寄附行為第六十七条第 1 項に規定している。	6-2 6-5
第 105 条	○	計算書類等の評議員への提供について寄附行為第六十七条第 2 項に規定している。	6-3
第 106 条	○	計算書類等の備え置き及び閲覧について寄附行為第六十八条第 2 項に規定している。閲覧手続きは、「学校法人神野学園 書類閲覧規程」に規定している。	6-1
第 107 条	○	財産目録等の備え置き及び閲覧について寄附行為第六十八条に規定している。閲覧手続きは、「学校法人神野学園 書類閲覧規程」に規定している。	6-1
第 108 条	○	寄附行為の変更について寄附行為第七十条に規定している。	6-1
第 144 条	○	会計監査人設置の特例について寄附行為第五条第 3 項に規定している。	6-5
第 145 条	—	常勤監事を置いていない。政令で定める常勤監事を定めなければならない基準に満たない。	6-3
第 146 条	○	私立学校法第三十一条第四項第二号に掲げる者が 2 人理事に含まれている（平林拓也、岩田公一）。理事の報告義務は、寄附行為第十六条に三月に一回以上と規定している。	6-2
第 148 条	○	中期事業計画の作成について寄附行為第五十六条第 2 項に規定している。	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	情報の公表の特例について寄附行為第七十四条に規定している。	6-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	本学の目的は大学院学則第 1 条に規定され、教育研究上の目的を定めている。	1-1
第 100 条	○	本学の研究科及び専攻は大学院学則第 3 条及び第 4 条に規定されている。	1-1
第 102 条	○	入学資格については、大学院学則第 12 条に規定されている。	3-1

岐阜医療科学大学

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	入学資格については、大学院学則第 12 条に規定されている。	3-1
第 156 条	○	入学資格については、大学院学則第 12 条に規定されている。	3-1
第 157 条	—	該当しない。飛び入学制度を設けていない。	3-1
第 158 条	—	該当しない。飛び入学制度を設けていない。	3-1
第 159 条	—	該当しない。飛び入学制度を設けていない。	3-1
第 160 条	—	該当しない。飛び入学制度を設けていない。	3-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院学則第 2 条において、教育研究水準の向上を図るとともに、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うことが規定されている。	2-2 2-3
第 1 条の 2	○	本学の目的は大学院学則第 1 条に規定され、教育研究上の目的を定めている。	1-1
第 1 条の 3	○	入学者選抜は「岐阜医療科学大学 大学院入学者選抜規程」に基づき厳格に実施されている。	3-1
第 2 条	○	本学の研究科及び専攻は、大学院学則第 3 条及び第 4 条に規定されている。	1-1
第 2 条の 2	—	該当しない。専ら夜間において教育を行う大学院の課程を置いていない。	1-1
第 3 条	○	本学の目的は大学院学則第 1 条、修業年限については大学院学則第 5 条にそれぞれ規定されている。	1-1
第 4 条	—	該当しない。博士課程を置いていない。	1-1
第 5 条	○	本学の研究科は、大学院学則第 3 条に規定され、教育研究上適当な規模内容を有しており、教員数も法令を満たしている。	1-1
第 6 条	○	本学の専攻は、大学院学則第 4 条に規定されている。	1-1
第 7 条	○	基礎となる学部と適切に連携している。	1-1
第 7 条の 2	—	該当しない。共同教育課程を置いていない。	1-1 4-2 5-2
第 7 条の 3	—	該当しない。研究科以外の基本組織を置いていない。	1-1 4-2 5-2
第 8 条	○	教育研究上の目的を達成するために必要な教員及び事務職員を配	3-2

岐阜医療科学大学

		置し、教員は学部の教員が兼ねている。	3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 9 条	○	教員組織は「岐阜医療科学大学 教員選考委員会規程」及び「岐阜医療科学大学 教員選考基準」により教員を採用し、大学院設置基準を満たす内容で運営されている。	4-2 5-2
第 9 条の 3	○	教育内容等の改善のための組織的な研修等については、本学の「FD・SD センター」がその内容を審議し、適切に実施されている。	4-2 4-3 5-3
第 10 条	○	収容定員については、大学院学則第 4 条第 2 項に規定されている。	3-1
第 11 条	○	教育課程は本学の教育目的、カリキュラム・ポリシーに基づき適切に編成されている。	4-2
第 12 条	○	授業の方法は大学院学則第 26 条に規定され目的に応じて配置されている。	3-2 4-2
第 13 条	○	研究指導は、大学院設置基準を満たす教員が行っている。また、他大学院・研究科における研究指導については、大学院学則第 36 条に規定されている。	3-2 4-2
第 14 条	○	教育方法の特例については、大学院学則第 33 条に規定されている。	4-2
第 14 条の 2	○	大学院学則第 30 条に成績評価基準等の明示等について定め、シラバスに授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の計画等について明示している。	4-1
第 15 条	○	各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業の方法及び単位の授与等、大学設置基準を準用する内容について、大学院学則第 6 章に規定されている。また、長期にわたる履修については、学則第 6 条、科目等履修生については、学則第 50 条に規定している。	3-2 3-5 4-1 4-2
第 16 条	○	修了の要件については大学院学則第 37 条に規定されている。	4-1
第 17 条	—	該当しない。博士課程を置いていない。	4-1
第 19 条	○	教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えている。	3-5
第 20 条	○	研究科に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	3-5
第 21 条	○	教育研究上必要な資料及び環境を図書館等に整備し、利用者に提供している。	3-5
第 22 条	○	教育研究上支障のない範囲で、学部等の施設及び設備を共用している。	3-5

岐阜医療科学大学

第 22 条の 2	—	該当しない。二以上の校地において教育研究を行っていない。	3-5
第 22 条の 3	○	教育研究環境の整備については、必要な経費等を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	3-5 5-4
第 22 条の 4	○	大学等の名称については本学の建学の精神、目的を現した明確な名称となっている。	1-1
第 23 条	—	該当しない。独立の大学院を置いていない。	1-1
第 24 条	—	該当しない。独立の大学院を置いていない。	3-5
第 25 条	—	該当しない。通信教育を行う課程を置いていない。	4-2
第 26 条	—	該当しない。通信教育を行う課程を置いていない。	4-2
第 27 条	—	該当しない。通信教育を行う課程を置いていない。	4-2 5-2
第 28 条	—	該当しない。通信教育を行う課程を置いていない。	3-2 4-1 4-2
第 29 条	—	該当しない。通信教育を行う課程を置いていない。	3-5
第 30 条	—	該当しない。通信教育を行う課程を置いていない。	3-2 4-2
第 30 条の 2	—	該当しない。二以上の研究科等を置いていない。	4-2
第 31 条	—	該当しない。共同教育課程を置いていない。	4-2
第 32 条	—	該当しない。共同教育課程を置いていない。	4-1
第 33 条	—	該当しない。共同教育課程を置いていない。	4-1
第 34 条	—	該当しない。共同教育課程を置いていない。	3-5
第 34 条の 2	—	該当しない。工学を専攻とする課程を置いていない。	4-2
第 34 条の 3	—	該当しない。工学を専攻とする課程を置いていない。	5-2
第 42 条	—	該当しない。博士課程を置いていない。	3-3
第 43 条	○	本学の卒業者は、入学金を免除しており、学生募集要項で明示している。学則別表 2 に記載	3-4
第 45 条	—	該当しない。外国に研究科及専攻その他の組織を置いていない。	1-1
第 46 条	—	該当しない。新たに大学院及び研究科等を設置する予定がない。	3-5 5-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			4-1
第 4 条			4-2

岐阜医療科学大学

			5-1 5-2
第 5 条			4-2 5-2
第 5 条の 2			4-2 4-3 5-3
第 6 条			4-2
第 6 条の 2			4-2 5-1
第 6 条の 3			4-2
第 7 条			4-2
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			4-1
第 11 条			4-2
第 12 条			4-1
第 13 条			4-1
第 14 条			4-1
第 15 条			4-1
第 16 条			4-1
第 17 条			1-1 3-2 3-5 4-2 5-2
第 18 条			1-1 4-1 4-2
第 19 条			3-1
第 20 条			3-1
第 21 条			4-1
第 22 条			4-1
第 23 条			4-1
第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			1-1

岐阜医療科学大学

			4-1 4-2
第 27 条			4-1
第 28 条			4-1
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			4-2
第 32 条			4-2
第 33 条			4-1
第 34 条			4-1
第 42 条			2-2 2-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	修士の学位授与の要件は大学院学則第 40 条及び「岐阜医療科学大学 学位規程」に規定されている。	4-1
第 4 条	—	該当しない。博士課程を置いていない。	4-1
第 5 条	—	該当しない。学位論文の審査に当たり、他の大学院の教員等に審査員として協力を得ることは制度化していない。	4-1
第 5 条の 3	—	該当しない。専門職大学院を置いていない。	4-1
第 12 条	—	該当しない。博士課程を置いていない。	4-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			4-2
第 3 条			3-2 4-2
第 4 条			4-2
第 5 条			4-1
第 6 条			4-1
第 7 条			4-1
第 8 条			4-2 5-2
第 9 条			3-5

岐阜医療科学大学

第 10 条			3-5
第 11 条			3-2 4-2
第 13 条			2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

## VII. エビデンス集一覧

### エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

### エビデンス集（資料編）一覧

#### 基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人神野学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	岐阜医療科学大学 GUIDE BOOK 2026	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	岐阜医療科学大学 学則、岐阜医療科学大学 大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2025 年度 入学者選抜 学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2025 年度 学生便覧	
【資料 F-6】	大学組織図	
	岐阜医療科学大学 組織図	
【資料 F-7】	事業計画書	

岐阜医療科学大学

	令和7年度事業計画書	
【資料 F-8】	事業報告書	
	令和6年度事業報告書	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	学校法人神野学園 中長期計画 令和2年4月1日～令和8年3月31日、 長期経営計画 平成28年度～平成37年度	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	学校法人神野学園 規程集目次及び規程集、岐阜医療科学大学 規程集目次及び規程集	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前 年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料	
	理事会の開催状況、評議員会の開催状況、理事、監事、評議員、 会計監査人名簿	
【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間）、会計監査報告（過去 5年間）及び財産目録（最新のもの）	
	計算書類（過去5年間）、監査報告書（過去5年間）、令和6 年度 財産目録	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	令和7年度 シラバス	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	岐阜医療科学大学 三つのポリシー	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	改善報告書（基準項目5-3）、改善報告書（基準項目6-1）、改 善報告書（基準項目6-3）	

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映</b>		
大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	岐阜医療科学大学 ホームページ（建学の精神・教育目的） <a href="https://www.u-gifu-ms.ac.jp/university/about/president_message/">https://www.u-gifu- ms.ac.jp/university/about/president_message/</a>	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-2】	岐阜医療科学大学 内部質保証委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	岐阜医療科 学大学 GUIDE BOOK 2025	
【1-1-b】	2025年度 入学者選抜 学生募集要項	
【1-1-c】	令和6年度新入生オリエンテーション資料	
【1-1-d】	学生便覧	
【1-1-e】	学校法人神野学園 中長期計画 令和2年4月1日～令和8年 3月31日	【F-9】と同じ
【1-1-f】	岐阜医療科学大学 アドミッション・ポリシー	
【1-1-g】	岐阜医療科学大学 ディプロマ・ポリシー	
【1-1-h】	岐阜医療科学大学 カリキュラム・ポリシー	
【1-1-i】	学校法人神野学園 寄附行為	
【1-1-j】	岐阜医療科学大学 組織図	

**基準 2. 内部質保証**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>2-1. 内部質保証の組織体制</b>		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-1】	岐阜医療科学大学内部質保証に関する方針	
内部質保証のための組織図		
【2-1-2】	岐阜医療科学大学 内部質保証体制	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-3】	岐阜医療科学大学 内部質保証委員会規程	【1-1-2】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
<b>2-2. 内部質保証のための自己点検・評価</b>		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-1】	岐阜医療科学大学 自己点検・評価委員会規程	
【2-2-2】	岐阜医療科学大学 外部評価に関する規程	
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-3】	令和5年度 自己点検・評価報告書	
【2-2-4】	令和5年度 外部評価報告書	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-5】	自己点検・評価委員会 議事録	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-6】	グループウェア閲覧板機能スクリーンショット	
IRなどを検討する会議体の規則		
【2-2-7】	岐阜医療科学大学 IR委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	GPS-academic 報告書	
【2-2-b】	卒業生年次生アンケート 集計結果	
<b>2-3. 内部質保証の機能性</b>		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	岐阜医療科学大学 教学マネジメントシステム	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	岐阜医療科学大学 IR委員会規程	【2-2-7】と同じ
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	岐阜医療科学大学 教学マネジメントシステム	
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	岐阜医療科学大学 IR委員会規程	【2-2-7】と同じ
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-3】	内部質保証委員会 議事録	
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-3】	内部質保証委員会 議事録	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-4】	岐阜医療科学大学 ホームページ（自己点検評価報告書） <a href="https://www.u-gifu-ms.ac.jp/university/disclosure/self_evaluation/">https://www.u-gifu- ms.ac.jp/university/disclosure/self_evaluation/</a>	
【2-3-5】	学習管理システムお知らせ機能スクリーンショット	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	授業評価アンケート結果(例)	

岐阜医療科学大学

【2-3-b】	大学 IR コンソーシアムの「学生調査」結果	
【2-3-c】	看護学部コメントカード	
【2-3-d】	助産学実習後アンケート結果	
【2-3-e】	大学院授業評価アンケート結果	

**基準 3. 学生**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>3-1. 学生の受入れ</b>		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	岐阜医療科学大学 ホームページ（本学のアドミッション・ポリシー） https://www.u-gifu-ms.ac.jp/admissions/admission_policy/	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-2】	岐阜医療科学大学 内部質保証委員会規程	【1-1-2】と同じ
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-3】	岐阜医療科学大学 入学者選抜規程	
【3-1-4】	岐阜医療科学大学 大学院入学者選抜規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	岐阜医療科学大学 アドミッション・ポリシー	
【3-1-b】	2025 年度 入学者選抜 学生募集要項	
【3-1-c】	令和 6(2024)年度オープンキャンパス実施結果	
【3-1-d】	教授会議事録	
【3-1-e】	アドミッション・ポリシーと入学者受入れ方法との関連表	
<b>3-2. 学修支援</b>		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-1】	岐阜医療科学大学 学生支援に関する基本方針	
【3-2-2】	学修支援年間スケジュール	
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-3】	岐阜医療科学大学 教育支援センター規程	
【3-2-4】	岐阜医療科学大学 薬剤師国試対策センター規程	
TA、SA などに関する規則		
【3-2-5】	岐阜医療科学大学 ティーチング・アシスタント規程	
【3-2-6】	岐阜医療科学大学 ティーチング・アシスタント規程の運用に関する細則	
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【3-2-7】	専任教員：学生配信用文章	
【3-2-8】	非常勤講師：Web シラバス	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-1】	岐阜医療科学大学 学生支援に関する基本方針	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-9】	岐阜医療科学大学 内部質保証委員会規程	【1-1-2】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-a】	岐阜医療科学大学 教務委員会規程	
【3-2-b】	岐阜医療科学大学 学生委員会規程	
【3-2-c】	令和 6 年度助手別配置授業科目一覧	
【3-2-d】	令和 6 年度生入学前教育テキスト表紙	

岐阜医療科学大学

【3-2-e】	新入生ガイダンス資料	
【3-2-f】	令和6年度前期オフィスアワー一覧	
【3-2-g】	令和6年度担任一覧	
【3-2-h】	座席表見本	
【3-2-i】	学部、学科別の退学者数の推移(過去3年間)	
【3-2-j】	学生相談状況	
【3-2-k】	ポータルサイトについて(学生配布用資料)	
【3-2-l】	コンピューター自習室の利用(学生便覧抜粋)	
<b>3-3. キャリア支援</b>		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-1】	岐阜医療科学大学 学生支援に関する基本方針	【3-2-1】と同じ
【3-3-2】	就職支援年間スケジュール	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-3】	岐阜医療科学大学 キャリア支援科目一覧	
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-4】	岐阜医療科学大学 就職委員会規程	
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-2】	就職支援年間スケジュール	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	就職セミナー	
【3-3-b】	2025年卒生(2024年度生)の就職・進学状況	
【3-3-c】	薬学科就職準備セミナー	
<b>3-4. 学生サービス</b>		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-1】	岐阜医療科学大学 学生支援に関する基本方針	【3-2-1】と同じ
【3-4-2】	2024年度学生支援年間業務スケジュール	
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-3】	岐阜医療科学大学 学生委員会規程	【3-2-b】と同じ
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-4】	岐阜医療科学大学 クラブ・サークル活動に関する規程	
奨学金に関する規則		
【3-4-5】	岐阜医療科学大学 特待生規程	
【3-4-6】	岐阜医療科学大学 授業料免除特待生規程	
【3-4-7】	岐阜医療科学大学 薬学部学費一部免除特待生規程	
【3-4-8】	岐阜医療科学大学 奨学生規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	奨学金説明会資料	
【3-4-b】	奨学金給付・貸付状況資料	
【3-4-c】	学校法人神野学園 職員学費支給規程	
【3-4-d】	岐阜医療科学大学 授業料等の徴収猶予規程	
【3-4-e】	クラブ、サークル一覧	
【3-4-f】	学生便覧<抜粋>(学生生活支援の保険)	
<b>3-5. 学修環境の整備</b>		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	学校法人神野学園 固定資産及び物品管理規程	
【3-5-2】	岐阜医療科学大学 実験実習規程	
【3-5-3】	岐阜医療科学大学 実験演習規程	
【3-5-4】	岐阜医療科学大学 動物実験規程	

岐阜医療科学大学

【3-5-5】	岐阜医療科学大学 放射線障害予防規程	
【3-5-6】	岐阜医療科学大学 防災基本規程	
【3-5-7】	岐阜医療科学大学 防火管理規程	
【3-5-8】	岐阜医療科学大学 衛生管理規程	
【3-5-9】	岐阜医療科学大学 遺伝子組換え生物等の実験実施規程	
【3-5-10】	岐阜医療科学大学 病原微生物等安全管理規程	
【3-5-11】	岐阜医療科学大学 学内防犯カメラの管理および運用に関する規程	
【3-5-12】	岐阜医療科学大学 施設使用規程	
【3-5-13】	岐阜医療科学大学 化学物質安全管理規程	
【3-5-14】	岐阜医療科学大学 薬用植物園規程	
【3-5-15】	岐阜医療科学大学 実験機器管理委員会規程	
【3-5-16】	岐阜医療科学大学 超音波教育・研究センター規程	
【3-5-17】	岐阜医療科学大学 備品貸出規程	
ICT 環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-18】	新入生オリエンテーション資料	【1-1-C】と同じ
図書館に関する規則		
【3-5-19】	岐阜医療科学大学 図書館規程	
【3-5-20】	岐阜医療科学大学 図書館利用規程	
図書館利用案内		
【3-5-21】	岐阜医療科学大学 ホームページ（図書館利用案内） <a href="https://www.u-gifu-ms.ac.jp/library/use/guide/">https://www.u-gifu-ms.ac.jp/library/use/guide/</a>	
【3-5-22】	学生便覧<抜粋>（図書館利用規程）	
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-23】	岐阜医療科学大学 ホームページ（建物の耐震化率） <a href="https://www.u-gifu-ms.ac.jp/wp/wp-content/themes/gifu2023/pdf/earthquake_resistance.pdf">https://www.u-gifu-ms.ac.jp/wp/wp-content/themes/gifu2023/pdf/earthquake_resistance.pdf</a>	
臨地実務実習施設一覧（専門職大学のみ）		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】	教員研究室配置図	
【3-5-b】	履修者数一覧	
【3-5-c】	臨地（臨床）実習配置表	
【3-5-d】	備品リスト	
【3-5-e】	医療 MaaS の概要	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定</b>		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-1】	岐阜医療科学大学 ホームページ（ディプロマ・ポリシー） <a href="https://www.u-gifu-ms.ac.jp/university/disclosure/policy/">https://www.u-gifu-ms.ac.jp/university/disclosure/policy/</a>	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-2】	岐阜医療科学大学 内部質保証委員会規程	【1-1-2】と同じ
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-3】	新入生オリエンテーション資料	【1-1-C】と同じ
学位規則、学位審査基準		

岐阜医療科学大学

【4-1-4】	岐阜医療科学大学 学位規程	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-5】	岐阜医療科学大学 学則	【F-3】と同じ
【4-1-6】	岐阜医療科学大学 大学院学則	【F-3】と同じ
【4-1-7】	岐阜医療科学大学 教務規程	
【4-1-8】	岐阜医療科学大学 大学院履修規程	
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-9】	岐阜医療科学大学 教授会規程	
【4-1-10】	岐阜医療科学大学 研究科委員会規程	
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職大学のみ）		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	岐阜医療科学大学 ディプロマ・ポリシー	
【4-1-b】	学生便覧<抜粋>（単位認定基準、学習の評価）	
【4-1-c】	シラバス<抜粋>	
【4-1-d】	学位論文・公聴会審査表	
【4-1-e】	大学院学位（修士）申請の手引き	
<b>4-2. 教育課程及び教授方法</b>		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-1】	岐阜医療科学大学 ホームページ（カリキュラム・ポリシー） <a href="https://www.u-gifu-ms.ac.jp/university/disclosure/policy/">https://www.u-gifu- ms.ac.jp/university/disclosure/policy/</a>	
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-2】	岐阜医療科学大学 内部質保証委員会規程	【1-1-2】と同じ
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-3】	新入生オリエンテーション資料	【1-1-c】と同じ
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-4】	岐阜医療科学大学 ホームページ（授業関連図_臨床検査学科） <a href="https://www.u-gifu-ms.ac.jp/wp/wp-content/themes/gifu2023/pdf/rishu-model-medical.pdf">https://www.u-gifu- ms.ac.jp/wp/wp- content/themes/gifu2023/pdf/rishu-model- medical.pdf</a>	
【4-2-5】	岐阜医療科学大学 ホームページ（授業関連図_放射線技術学 科） <a href="https://www.u-gifu-ms.ac.jp/wp/wp-content/themes/gifu2023/pdf/rishu-model-&lt;br/&gt;radiological.pdf">https://www.u-gifu- ms.ac.jp/wp/wp- content/themes/gifu2023/pdf/rishu-model- radiological.pdf</a>	
【4-2-6】	岐阜医療科学大学 ホームページ（授業関連図_看護学科） <a href="https://www.u-gifu-ms.ac.jp/wp/wp-content/themes/gifu2023/pdf/rishu-model-nursing.pdf">https://www.u-gifu- ms.ac.jp/wp/wp- content/themes/gifu2023/pdf/rishu-model- nursing.pdf</a>	
【4-2-7】	岐阜医療科学大学 ホームページ（授業関連図_薬学科） <a href="https://www.u-gifu-ms.ac.jp/wp/wp-content/themes/gifu2023/pdf/rishu-model-pharmacist.pdf">https://www.u-gifu- ms.ac.jp/wp/wp- content/themes/gifu2023/pdf/rishu-model- pharmacist.pdf</a>	
履修に関する規則		
【4-2-8】	岐阜医療科学大学 教務規程	【4-1-7】と同じ
【4-2-9】	岐阜医療科学大学 大学院履修規程	【4-1-8】と同じ
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-2】	岐阜医療科学大学 内部質保証委員会規程	【1-1-2】と同じ
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-10】	シラバス作成依頼文	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-2】	岐阜医療科学大学 内部質保証委員会規程	【1-1-2】と同じ
教育課程連携協議会の議事録（専門職大学のみ）		

岐阜医療科学大学

	該当なし	
授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ）		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-a】	岐阜医療科学大学 カリキュラム・ポリシー	【1-1-h】と同じ
【4-2-b】	保健科学部三つのポリシーとカリキュラムマップ	
【4-2-c】	看護学部三つのポリシーとカリキュラムマップ	
【4-2-d】	薬学部三つのポリシーとカリキュラムマップ	
【4-2-e】	助産学専攻科・保健医療学研究科三つのポリシー相関図	
【4-2-f】	中間発表会ご案内	
【4-2-g】	中間発表会プログラム	
【4-2-h】	令和6年度大学院学位取得までのスケジュール	
<b>4-3. 学修成果の把握・評価</b>		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	学修成果の把握に関する方針（アセスメント・ポリシー）	
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-1】	学修成果の把握に関する方針（アセスメント・ポリシー）	
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-1】	学修成果の把握に関する方針（アセスメント・ポリシー）	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-2】	岐阜医療科学大学 内部質保証委員会規程	【1-1-2】と同じ
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-3】	卒業年次アンケート	【2-2-b】と同じ
【4-3-4】	1年生調査 2024	
【4-3-5】	CS分析（2024年度1年生）	
【4-3-6】	上級生調査 2024	
【4-3-7】	CS分析（2024年度上級生）	
【4-3-8】	2024年度GPS結果報告資料	【2-2-a】と同じ
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-9】	内部質保証委員会議事録	【2-3-3】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-3-a】	臨床検査学科臨地実習連絡会議 実施計画（案内）	
【4-3-b】	臨床検査学科臨地実習意見交換会 実施計画（案内）	
【4-3-c】	放射線技術学科会議 議事録	
【4-3-d】	大学生活調査（アンケート様式）	
【4-3-e】	放射線技術学科臨床実習病院評価表（抜粋）	
【4-3-f】	授業コメント（例）	
【4-3-g】	2024年度看護学科国試対策年間計画	
【4-3-h】	2024年度国試対策学習支援	
【4-3-i】	2024年度看護学実習アンケート	
【4-3-j】	2024年度臨地実習連絡会議議事録	
【4-3-k】	助産学実習指導者会議議事録	
【4-3-l】	助産学実習後アンケート調査	
【4-3-m】	大学院授業評価アンケート結果	

**基準 5. 教員・職員**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性</b>		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	岐阜医療科学大学 組織図	
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-2】	岐阜医療科学大学 内部質保証委員会規程	【1-1-2】と同じ
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-3】	岐阜医療科学大学 組織運営規程	
教授会に関する規則		
【5-1-4】	岐阜医療科学大学 教授会規程	【4-1-9】と同じ
【5-1-5】	岐阜医療科学大学 研究科委員会規程	【4-1-10】と同じ
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-6】	教授会開催一覧	
【5-1-7】	教授会議題一覧	
【5-1-8】	研究科委員会開催一覧	
【5-1-9】	研究科委員会議題一覧	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-10】	岐阜医療科学大学 学則	
【5-1-11】	岐阜医療科学大学 大学院学則	
事務局組織図		
【5-1-1】	岐阜医療科学大学 組織図	
事務分掌に関する規則		
【5-1-12】	岐阜医療科学大学 事務組織規程	
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-13】	学校法人神野学園 人事評価規程	
教育課程連携協議会の規則（専門職大学のみ）		
	該当なし	
教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職大学のみ）		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	岐阜医療科学大学 学長裁定	
【5-1-b】	教授会・研究科委員会議事録（令和6年4月3日）	
【5-1-c】	岐阜医療科学大学 委員会一覧	
<b>5-2. 教員の配置</b>		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	学校法人神野学園 人事評価規程	【5-1-13】と同じ
【5-2-2】	岐阜医療科学大学 教員選考基準	
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-3】	岐阜医療科学大学 教員選考委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-2-a】	教授会議事録（令和7年1月29日）	
【5-2-b】	理事会決定事項通知＜抜粋＞（令和7年4月4日）	
<b>5-3. 教員・職員の研修・職能開発</b>		
FDの方針・計画		
【5-3-1】	FD・SD センター会議議事録（令和6年4月30日）	
【5-3-2】	令和6年度FD・SD センター年間活動計画	

岐阜医療科学大学

FDの実施報告書		
【5-3-3】	FD活動実績	
SDの方針・計画		
【5-3-1】	FD・SDセンター会議議事録（令和6年4月30日）	
【5-3-2】	令和6年度FD・SDセンター年間活動計画	
SDの実施報告書		
【5-3-4】	SD活動実績	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-3-a】	岐阜医療科学大学 FD・SDセンター規程	
【5-3-b】	令和6年度FD・SDセンター会議議事録	
【5-3-c】	令和6年度FD・SDセンター会議資料	
<b>5-4. 研究支援</b>		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-1】	研究支援センター会議議事録	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-2】	岐阜医療科学大学 研究者の行動規範	
【5-4-3】	岐阜医療科学大学 競争的資金等に関する間接経費取り扱い規程	
研究倫理に関する規則		
【5-4-4】	岐阜医療科学大学 研究に関する規程	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-5】	岐阜医療科学大学 学内研究費使用細則	
【5-4-6】	岐阜医療科学大学 科研費ガイドブック	
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-3】	岐阜医療科学大学 競争的資金等に関する間接経費取り扱い規程	
研究活動に対するRAなど人的支援に関する規則		
【5-4-7】	岐阜医療科学大学 科研費取扱規程	
【5-4-8】	学内特別研究費応募要領	
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-9】	学内メール	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-10】	科研費・奨学寄附金一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-a】	岐阜医療科学大学 研究出張についての細則	
【5-4-b】	岐阜医療科学大学 研究活動不正行為防止規程	
【5-4-c】	岐阜医療科学大学 公的研究費に関する不正防止規程	
【5-4-d】	岐阜医療科学大学 コンプライアンス教育・啓発活動実施計画	
【5-4-e】	岐阜医療科学大学 公的研究費の不正防止計画	
【5-4-f】	岐阜医療科学大学 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程	
【5-4-g】	岐阜医療科学大学 ヒトゲノム・遺伝子解析研究実施倫理規程	
【5-4-h】	岐阜医療科学大学 動物実験規程	
【5-4-i】	令和4年度学内特別研究費の運用変更について	
【5-4-j】	令和6（2024）年度 特別研究費採択一覧	
【5-4-k】	令和6年度 研究奨励賞一覧	

**基準 6. 経営・管理と財務**

基準項目
------

岐阜医療科学大学

コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>6-1. 経営の規律と誠実性</b>		
組織倫理に関する規則		
【6-1-1】	学校法人神野学園 倫理規程	
情報公表に関する規則		
【6-1-2】	学校法人神野学園 情報公開規程	
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【6-1-3】	岐阜医療科学大学 ホームページ https://www.u-gifu- ms.ac.jp/university/disclosure/education/	
私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【6-1-4】	神野学園 ホームページ (法人概要) https://www.jinno.ac.jp/outline/outline01/	
【6-1-5】	神野学園 ホームページ (財務情報) https://www.jinno.ac.jp/outline/outline08/	
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-6】	内部統制の組織体制を示す図	
内部統制に関する規則		
【6-1-7】	学校法人神野学園 内部統制システム整備の基本方針	
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-8】	学校法人神野学園 ハラスメントの防止に関する規程	
【6-1-9】	学校法人神野学園 ハラスメント防止対策委員会規則	
【6-1-10】	岐阜医療科学大学 ハラスメントの防止に関する規程	
個人情報保護に関する規則		
【6-1-11】	学校法人神野学園 個人情報保護規程	
【6-1-12】	学校法人神野学園 個人情報保護委員会規則	
【6-1-13】	岐阜医療科学大学 個人情報保護委員会規則	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-14】	学校法人神野学園 リスク管理規程	
【6-1-15】	岐阜医療科学大学 危機管理規程	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-16】	危機管理に関するマニュアル	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	学校法人神野学園 職員就業規則	
【6-1-b】	学校法人神野学園 内部監査規程	
【6-1-c】	学校法人神野学園 内部通報に関する規程	
【6-1-d】	学校法人神野学園 利益相反マネジメントポリシー、学校法人神野学園 利益相反マネジメント規程	
【6-1-e】	岐阜医療科学大学 保健衛生委員会規程	
【6-1-f】	岐阜医療科学大学 自動車通学に関する規程	
【6-1-g】	岐阜医療科学大学 二輪車通学に関する規程	
【6-1-h】	岐阜医療科学大学 衛生管理規程	【3-5-8】と同じ
【6-1-i】	岐阜医療科学大学 防災基本規程	【3-5-6】と同じ
【6-1-j】	岐阜医療科学大学 防火管理規程	【3-5-7】と同じ
【6-1-k】	岐阜医療科学大学 防災対策ガイドブック	
【6-1-l】	岐阜医療科学大学 実験実習規程	【3-5-2】と同じ
【6-1-m】	岐阜医療科学大学 放射線障害予防規程	【3-5-5】と同じ
【6-1-n】	岐阜医療科学大学 放射線安全委員会規程	
【6-1-o】	岐阜医療科学大学 薬品安全管理・廃棄物処理要領	
【6-1-p】	岐阜医療科学大学 薬品安全管理・廃棄物処理委員会規程	

<b>6-2. 理事会の機能</b>		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-1】	法人の意思決定に関する組織図	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-2】	理事会議事録（令和6年3月27日 令和6年度予算・事業計画承認）	
【6-2-3】	理事会議事録（令和6年11月28日 令和6年度補正予算承認）	
【6-2-4】	理事会議事録（令和7年5月30日 令和6年度決算承認）	
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-5】	学校法人神野学園 理事選任機関運営規程	
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-6】	理事選任会議事録（令和7年6月13日）	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-7】	理事会議事録（平成29年9月26日 長期経営計画承認）	
【6-2-8】	理事会議事録（平成30年11月29日 修正財務計画承認）	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-9】	理事会議事録（令和7年6月13日 職務執行状況報告）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	学校法人神野学園 理事名簿	【資料 F-11】と同じ
【6-2-b】	令和6年度理事会開催状況	【資料 F-11】と同じ
【6-2-c】	令和6年度理事会出席状況	【資料 F-11】と同じ
<b>6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能</b>		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-1】	評議員選任委員会議事録（令和7年6月13日）	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-2】	評議員会議事録（令和5年7月28日 監事選任同意）	
【6-3-3】	評議員会議事録（令和7年6月13日 会計監査人選任）	
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-4】	評議員会議事録 （令和6年3月27日 令和6年度予算・事業計画諮問）	
【6-3-5】	評議員会議事録 （令和6年11月28日 令和6年度補正予算諮問）	
【6-3-6】	評議員会議事録 （令和7年6月13日 令和6年度決算諮問）	【6-3-3】と同じ
監事監査に関する規則		
【6-3-7】	学校法人神野学園 監事監査規程	
監事監査計画書		
【6-3-8】	学校法人神野学園 令和6年度 監事監査計画書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	学校法人神野学園 評議員名簿	【資料 F-11】と同じ
【6-3-b】	令和6年度評議員会開催状況	【資料 F-11】と同じ
【6-3-c】	令和6年度評議員会出席状況	【資料 F-11】と同じ
【6-3-d】	令和6年度監事 理事会・評議員会出席状況	【資料 F-11】と同じ
<b>6-4. 財務基盤と収支</b>		
予算編成方針		
【6-4-1】	令和7年度予算編成方針について	
財務計画書		
【6-4-2】	中長期財務計画	
外部資金導入の実績		

岐阜医療科学大学

【6-4-3】	外部資金導入の実績	
資産運用に関する規則		
【6-4-4】	学校法人神野学園 資産運用規程、資産運用基準細則	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	部門別事業活動収支計算書 長期財務計画比較	
<b>6-5. 会計</b>		
経理に関する規則		
【6-5-1】	学校法人神野学園 経理規程	
【6-5-2】	学校法人神野学園 経理規程施行細則	
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-3】	会計監査人の選任に関する規則	
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
	該当なし	

**基準 A. 地域連携・社会貢献**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>A-1. 地域社会への貢献</b>		
【A-1-1】	地域連携センターについて	
【A-1-2】	令和 6（2024）年度 健康チェック開催一覧	
【A-1-3】	令和 6（2024）年度 なないろルーム公開講座一覧	
【A-1-4】	令和 6（2024）年度 おでかけなないろ（出前）講座開催内容一覧	
【A-1-5】	令和 6（2024）年度 自治体等との連携事業（対象：地域住民等）	
【A-1-6】	令和 6（2024）年度 自治体等との連携事業（対象：小中学生等）	
【A-1-7】	自治体との協定一覧	
【A-1-8】	外部委員就任一覧	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。